

資料 5

R04. 01. 26

令和 3 年度第 4 回審議会資料

長野市一般廃棄物処理基本計画書

ごみ処理基本計画
食品ロス削減推進計画
生活排水処理基本計画

令和 4 年 1 月

長野市廃棄物減量等推進審議会

目 次

第 1 部 総論.....	- 1 -
第 1 章 基本的事項	- 2 -
1 計画策定の法的根拠（趣旨）	- 2 -
2 適用範囲・計画期間	- 2 -
（1）適用範囲	- 2 -
（2）計画期間	- 2 -
3 計画の構成	- 3 -
4 他の計画との関係	- 4 -
5 計画の見直し	- 5 -
第 2 章 長野市の概況	- 6 -
1 位置・沿革	- 6 -
2 人口・産業の概況	- 7 -
（1）人口動態	- 7 -
（2）産業の動向	- 8 -
第 2 部 ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画	- 14 -
第 1 章 ごみ処理、食品ロスの現況	- 15 -
1 ごみ処理フロー	- 15 -
2 ごみ処理体制	- 16 -
（1）家庭ごみ	- 16 -
（2）事業ごみ	- 26 -
（3）資源化、中間処理及び最終処分方法	- 29 -
（4）ごみ処理施設の運営管理体制	- 31 -
3 ごみ処理の実績	- 34 -
（1）ごみ処理量の推移	- 34 -
（ごみ総排出量、家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量）	- 34 -
（新型コロナウイルスの影響）	- 37 -
（家庭ごみの組成調査）	- 39 -
（ごみの種類別処理量）	- 40 -
（リサイクル量、リサイクル率）	- 40 -
（最終処分量）	- 41 -
（家庭ごみ指定袋購入数）	- 42 -
（2）ごみ処理に係る財政及び処理コスト	- 43 -
（一般廃棄物会計基準に基づく原価計算）	- 43 -

(家庭ごみ処理手数料)	- 45 -
4 ごみ処理の評価	- 46 -
(1) 長野市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）における数値目標、実績及びその達成の見込み	- 46 -
(2) 国の目標値を基準値とした比較による評価	- 50 -
(3) 中核市の平均値を基準値とした比較による評価	- 51 -
5 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義	- 52 -
(1) 全国的食品ロス量の推計	- 53 -
(2) 長野市的食品ロス量の推計	- 54 -
(3) 市民アンケートの調査結果	- 58 -
6 課題の抽出	- 59 -
(1) 排出抑制（3R）に関する課題	- 59 -
(2) 収集運搬に関する課題	- 60 -
(3) 処分にに関する課題	- 61 -
第 2 章 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画	- 62 -
1 ごみの発生量及び処理量の見込み	- 62 -
(1) ごみの発生量の見込み	- 62 -
(ごみ総量)	- 62 -
(家庭ごみ量)	- 63 -
(事業系ごみ量)	- 64 -
(2) ごみ処理量の見込み	- 65 -
(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物)	- 65 -
(リサイクル率)	- 66 -
(最終処分量)	- 67 -
(3) 食品ロス量の見込み	- 69 -
(家庭系食品ロス量)	- 69 -
2 基本理念及び役割分担	- 70 -
(1) 基本理念	- 70 -
(2) 市民、事業者及び市の役割分担	- 71 -
3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	- 76 -
(1) 家庭ごみ	- 76 -
(2) 事業ごみ	- 79 -
4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	- 80 -
(1) 収集運搬計画	- 80 -
(2) 中間処理計画（再生利用を含む）	- 81 -
(3) 最終処分計画	- 83 -
(4) ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項	- 83 -
5 数値目標	- 84 -
(1) ごみ総排出量	- 85 -
(2) 事業系ごみ排出量	- 86 -

(3) 事業系可燃ごみ排出量.....	- 87 -
(4) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量.....	- 88 -
(5) 最終処分量.....	- 89 -
(6) 家庭系食品ロス量.....	- 90 -
6 ごみの処理に関し実施する施策の基本方針.....	- 92 -
(1) 4Rの推進に関する事項.....	- 92 -
① 家庭ごみの減量・分別の推進.....	- 92 -
② 事業ごみの減量・分別の推進.....	- 93 -
③ 家庭ごみ処理手数料の適正な負担.....	- 94 -
④ 地域循環共生圏づくりの推進.....	- 95 -
⑤ 食品ロス削減の推進.....	- 95 -
⑥ プラスチックスマートの推進.....	- 95 -
(2) 収集運搬に関する事項.....	- 97 -
① 住民自治協議会との連携.....	- 97 -
② 排出機会の増加.....	- 97 -
③ 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討.....	- 97 -
④ 一般廃棄物収集運搬業許可の検証.....	- 97 -
(3) 中間処理に関する事項.....	- 98 -
① 長野広域連合ごみ処理広域化の推進.....	- 98 -
② 資源再生センターの計画的な運営.....	- 98 -
③ ごみ処理手数料の適正な設定.....	- 98 -
(4) 最終処分に関する事項.....	- 99 -
① 長野広域連合最終処分場の施設整備.....	- 99 -
(5) 災害廃棄物対策に関する事項.....	- 99 -
① 災害廃棄物処理計画の見直し.....	- 99 -
(6) 計画の推進に関する事項.....	- 99 -
① P D C Aサイクルによる計画の点検.....	- 99 -
第3部 生活排水処理基本計画.....	- 100 -
第1章 現状と課題.....	- 101 -
1 生活排水処理の現状.....	- 101 -
(1) 長野市の水環境.....	- 101 -
(2) 生活排水処理の現状.....	- 101 -
(3) 生活排水処理率の推移.....	- 103 -
(4) 生活排水の処理主体.....	- 103 -
(5) 生活排水の処理体系.....	- 104 -
2 生活排水処理の課題.....	- 105 -
(1) 公共下水道などの整備率と利用促進.....	- 105 -
(2) 合併処理浄化槽等の適正な管理.....	- 105 -
(3) し尿処理施設の運営.....	- 105 -
(4) し尿収集運搬体制の維持.....	- 105 -

第2章 生活排水処理基本計画.....	- 106 -
1 基本的な考え方.....	- 106 -
(1) 基本理念.....	- 106 -
(2) 基本方針.....	- 106 -
(3) 上位計画との整合性.....	- 108 -
2 処理量の見込み.....	- 109 -
(1) 生活排水処理形態別人口の見込み.....	- 109 -
(2) し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み.....	- 110 -
3 市民の取組の指針及び施策.....	- 111 -
(1) 市民の取組の指針.....	- 111 -
(2) 市の施策.....	- 111 -

第 1 部 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の法的根拠（趣旨）

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について計画を定めるものです。

また、本計画は、令和元年10月1日に施行した食品ロスの削減の推進に関する法律第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、同法第13条に基づく食品ロス削減推進計画を位置付けるものです。

なお、本市では、平成29年4月に「長野市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」を施行しました。前計画が令和3年度で満了することから、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画を新たに策定するものです。

2 適用範囲・計画期間

(1) 適用範囲

市町村は、一般廃棄物の処理に関して統括的な処理責任を有しています。

- ア 対象地域 長野市内全区域
- イ 対象となる廃棄物 長野市で発生する全ての一般廃棄物
- ウ 一般廃棄物のうち食品ロス削減推進計画の対象となる食品廃棄物及び食品ロス

(ア) 食品廃棄物

事業系としては食品流通業及び外食産業から、家庭系としては家庭で排出されたものを指します。

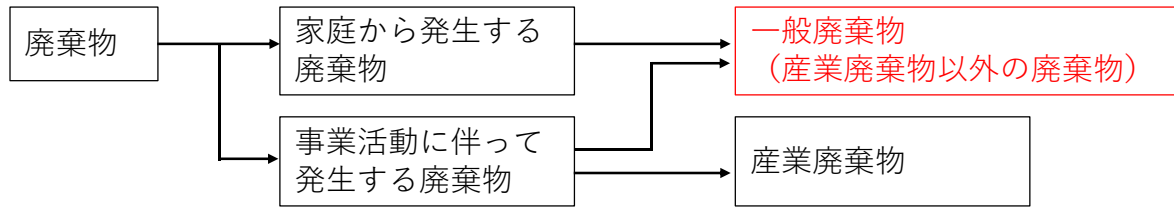
(イ) 食品ロス

食品ロスとは、食品廃棄物に含まれるもので、本来食べられるのにも関わらず捨てられる食品のことを指します。具体的には、食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等が該当します。

(2) 計画期間

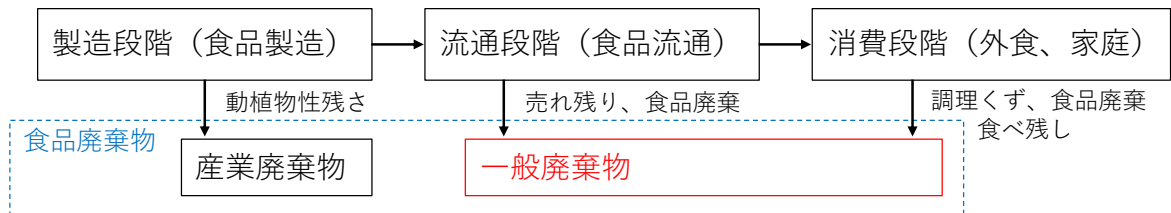
令和4年度 から 令和8年度 まで（5年間）

図1-1-1 廃棄物の体系図【参考】



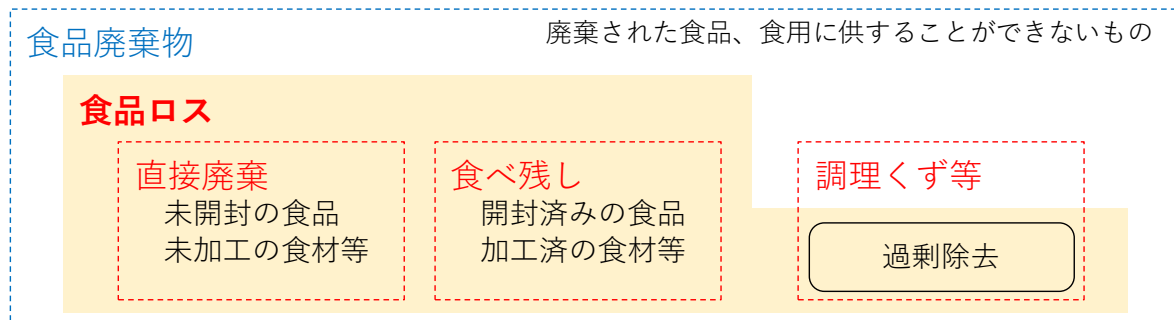
（長野県廃棄物処理計画より）

図1-1-2 食品廃棄物の範囲



（環境省ホームページより）

図1-1-3 食品ロスの範囲



（長野県廃棄物処理計画より）

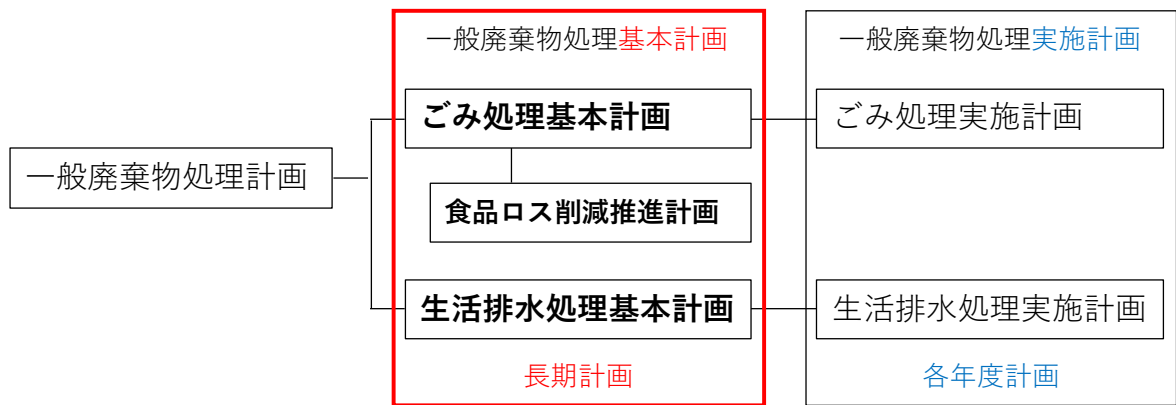
3 計画の構成

本計画は、廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画であり、①ごみに関する部分「**ごみ処理基本計画**」と②生活排水に関する部分「**生活排水処理基本計画**」とから構成され、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

また、**ごみ処理基本計画**の中に、食品ロス削減推進に関する部分（以下「**食品ロス削減推進計画**」と言う。）を位置付けています。

なお、本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）は、年度ごとに定めます。

図1-1-4 計画の構成

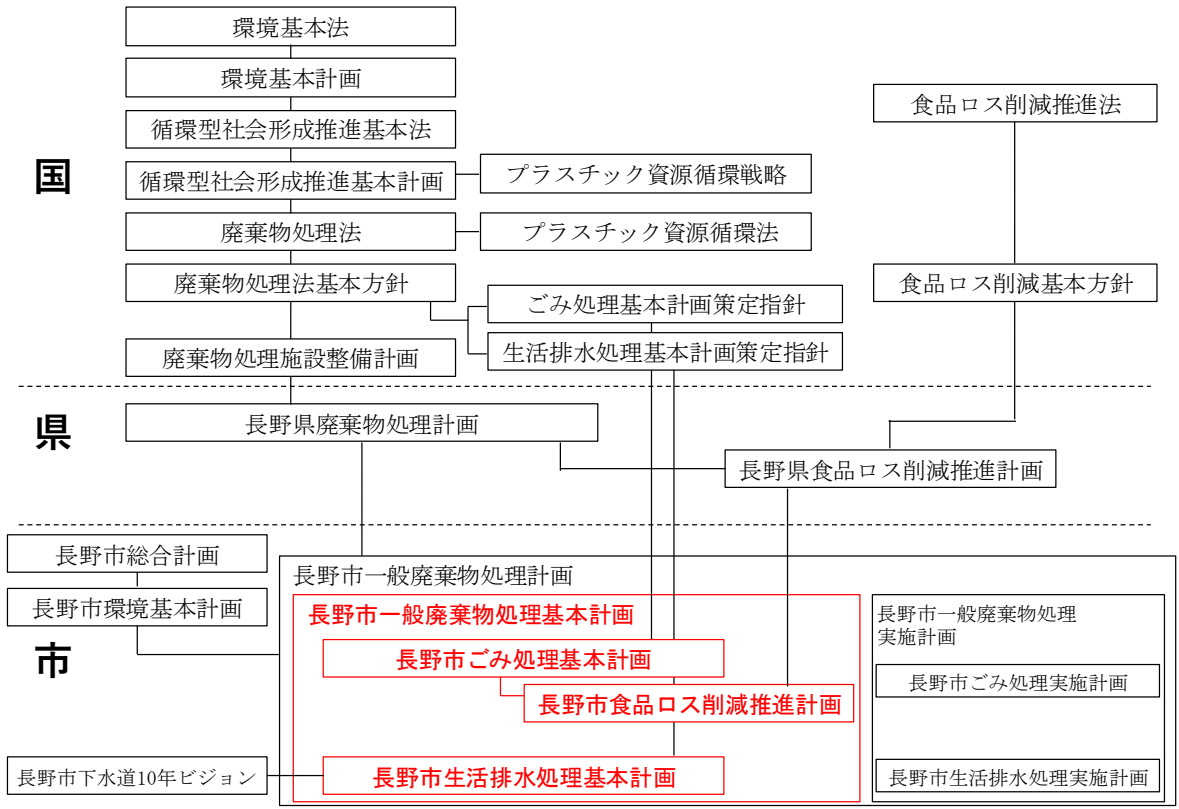


4 他の計画との関係

他の計画との関係は、図1-1-5に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の一般廃棄物処理について、他の計画との整合性を図り、長期的視点に立ち数値目標等を定め基本的な方針を明確にするものです。

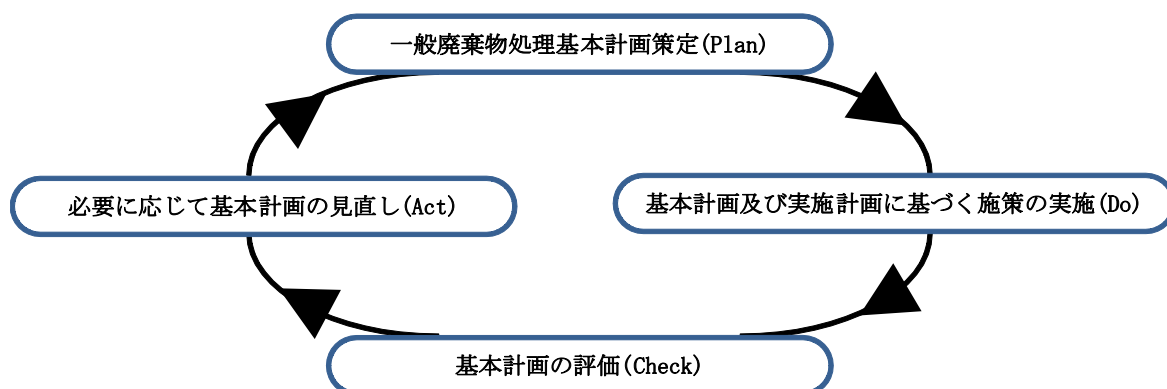
図1-1-5 他の計画との関係



5 計画の見直し

本計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合など、PDCAサイクルにより継続的に本計画の点検、評価、見直しを行います。

図1-1-6 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル



第2章 長野市の概況

1 位置・沿革

長野市は、人口約37万人の中核市で、日本のほぼ中央、長野県の北部に位置し、妙高戸隠連山国立公園をはじめとする美しい山並みに抱かれ、日本最長の河川「信濃川」の上流部「千曲川」とその支流である「犀川」により形成された長野盆地（善光寺平）を中心に立地しています。明治30年、市制施行により県内で初めての市として誕生し、幾度かの合併による市域拡大、1998年の長野冬季オリンピック・パラリンピック開催及び高速交通網の整備・充実により、東京圏、名古屋圏等の大都市と日本海沿岸地域を結ぶ拠点都市、総合的機能を備えた地方中核都市、国際都市として重要な位置を占めています。

また、戸隠高原、飯綱高原、佐久間象山を輩出した城下町松代など多くの観光資源を有し、中でも、古くから「遠くとも一度は詣れ善光寺」と信仰を集めてきた善光寺では、コロナ禍による一年延期を経て、令和4年4月から、七年に一度の盛儀、「善光寺御開帳」が予定されております。

人口の推移（国勢調査結果 各年10月1日現在）

年次	①総人口（人）	②世帯数（世帯）	世帯人数（①/②）
平成7年(1995年)	358,512	124,126	2.89
平成12年(2000年)	360,112	130,092	2.77
平成17年(2005年)	378,512	140,842	2.69
平成22年(2010年)	381,511	146,520	2.60
平成27年(2015年)	377,598	150,465	2.51
令和3年(2021年) 4月1日	372,080	162,599	2.29

※令和3(2021)年度は住民基本台帳人口（外国人登録者含む）

2 人口・産業の概況

(1) 人口動態

(令和2年人口動態結果報告書より)

ア 年次別人口及び世帯

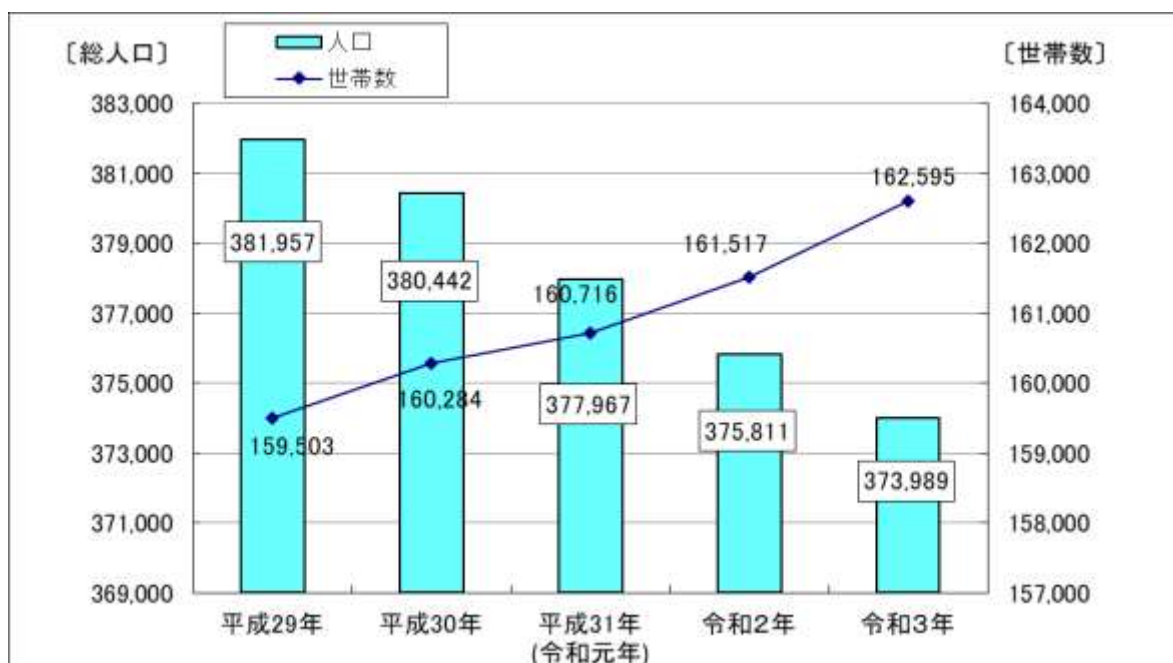
令和3年1月1日現在の長野市の総人口は373,989人で、このうち男性は181,377人(48.5%)、女性は192,612人(51.5%)で、男性と比較すると、女性が11,235人多くなっています。前年と比較すると、総人口は1,822人、うち男性は852人、女性は970人それぞれ減少し、世帯数は1,078世帯増加しました。1世帯当たりの人員は、2.3人となり、前年と同じでした。

また、人口密度は、448.0人/㎢で、前年比で2.2人/㎢減少しました。

表1-2-1 年次別人口及び世帯数

年次	1月1日 現在総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	面積 (㎢)	人口密度 (人/㎢)	世帯 (世帯)	1世帯当 たり人員 (人)
平成29年	381,957	185,144	196,813	834.81	457.5	159,503	2.4
平成30年	380,442	184,271	196,171	834.81	455.7	160,284	2.4
平成31年 (令和元年)	377,967	183,069	194,898	834.81	452.8	160,716	2.4
令和2年	375,811	182,229	193,582	834.81	450.2	161,517	2.3
令和3年	373,989	181,377	192,612	834.81	448.0	162,595	2.3

図1-2-1 人口及び世帯数の推移



イ 年齢構成（年齢3区分別人口）

令和3年1月1日現在の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が45,684人（構成比12.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が216,837人（構成比58.0%）、老年人口（65歳以上）が111,468人（構成比29.8%）となりました。

また、前年と比較すると、年少人口は961人、生産年齢人口は1,870人それぞれ減少し、老年人口は1,009人増加しました。

なお、年齢構成比を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し老年人口が増加する、いわゆる少子高齢化の傾向が伺え、さらに、これは過去5年間とも共通しています。

表1-2-2 年齢3区分別人口

年次	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）	
	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
平成29年	49,677	13.0	224,324	58.7	107,956	28.3
平成30年	48,806	12.8	222,531	58.5	109,105	28.7
平成31年 (令和元年)	47,750	12.6	220,356	58.3	109,861	29.1
令和2年	46,645	12.4	218,707	58.2	110,459	29.4
令和3年	45,684	12.2	216,837	58.0	111,468	29.8

(2) 産業の動向

（長野市の事業所 平成28年経済センサス-活動調査結果報告書より）

ア 長野市の事業所数及び従業者数

平成28年6月1日現在における市内の民営事業所（以下「事業所」という。）は、19,132事業所、従業者数は183,710人となっています。

男女別にみると、「男」が101,444人（構成比55.2%）で「女」が81,785人（構成比44.5%）となっています。

表1-2-3 地区別事業所数、従業者数

単位：事業所、人

地区名	事業所数	従業者数 総数	従業者数 男	従業者数 女
長野市総数	19,132	183,710	101,444	81,785
第一地区	350	1,880	958	922
第二地区	733	4,692	2,028	2,647
第三地区	1,969	16,876	7,991	8,865
第四地区	663	6,865	3,615	3,226
第五地区	1,168	14,084	7,947	6,113

地区名	事業所数	従業者数 総数	従業者数 男	従業者数 女
芹田地区	1,948	24,181	13,472	10,698
古牧地区	1,516	13,621	8,137	5,457
三輪地区	443	3,567	1,712	1,853
吉田地区	677	4,569	2,482	2,073
古里地区	341	3,283	1,446	1,833
柳原地区	265	2,882	1,718	1,120
浅川地区	116	639	267	372
大豆島地区	528	6,032	3,687	2,345
朝陽地区	696	7,077	4,246	2,820
若槻地区	542	5,066	2,230	2,827
長沼地区	206	2,817	1,907	910
安茂里地区	512	3,779	2,143	1,633
小田切地区	20	55	34	21
芋井地区	69	417	235	182
篠ノ井地区	1,464	13,651	7,005	6,630
松代地区	655	5,223	2,852	2,343
若穂地区	467	5,335	3,600	1,713
川中島地区	844	7,183	3,806	3,364
更北地区	1,755	22,154	13,646	8,341
七二会地区	68	333	181	152
信更地区	56	325	171	154
豊野地区	339	2,861	1,557	1,302
戸隠地区	279	1,324	712	612
鬼無里地区	78	423	226	197
大岡地区	51	248	145	103
信州新町地区	245	1,787	1,061	726
中条地区	69	481	227	231

※産業分類に必要な事項が得られなかった事業所を除く。

※従業者数の総数には男女別が不詳の従業者を含むため、男女の合計は総数と一致しない。

イ 産業（大分類）、事業所数、従業者数及び売上（収入）金額

(ア) 事業所数

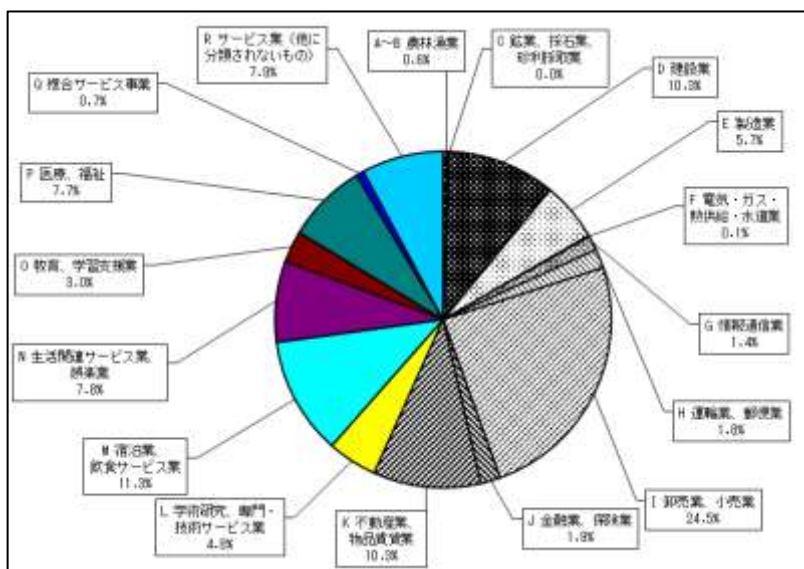
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が4,685事業所（構成比24.5%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が2,167事業所（同11.3%）、「建設業」及び「不動産業、物品賃貸業」が1,979事業所（同10.3%）となっています。

表1-2-4 産業（大分類）、事業所数

単位：事業所、％

産業（大分類）		平成28年	
		実数	構成比
A～R	総数	19,132	100.0
A～B	農林漁業	117	0.6
C	鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0
D	建設業	1,979	10.3
E	製造業	1,090	5.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	22	0.1
G	情報通信業	264	1.4
H	運輸業、郵便業	353	1.8
I	卸売業、小売業	4,685	24.5
J	金融業、保険業	362	1.9
K	不動産業、物品賃貸業	1,979	10.3
L	学術研究、専門・技術サービス業	913	4.8
M	宿泊業、飲食サービス業	2,167	11.3
N	生活関連サービス業、娯楽業	1,493	7.8
O	教育、学習支援業	580	3.0
P	医療、福祉	1,480	7.7
Q	複合サービス事業	139	0.7
R	サービス業（他に分類されないもの）	1,505	7.9

図1-2-2 産業（大分類）、事業所数の割合



(イ) 従業者数

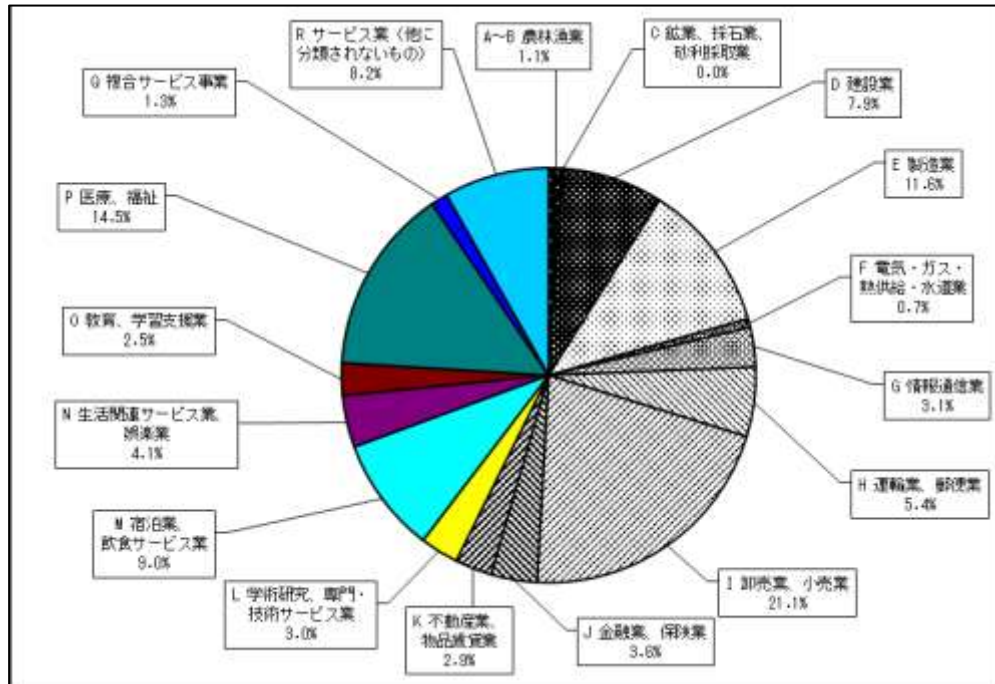
産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が38,819人（構成比21.1%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が26,675人（同14.5%）、「製造業」が21,339人（同11.6%）となりました。

表1-2-5 産業（大分類）、従業者数

単位：人、%

産業（大分類）		平成28年	
		実数	構成比
A～R	総数	183,710	100.0
A～B	農林漁業	1,935	1.1
C	鉱業、採石業、砂利採取業	45	0.0
D	建設業	14,514	7.9
E	製造業	21,339	11.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1,244	0.7
G	情報通信業	5,680	3.1
H	運輸業、郵便業	9,932	5.4
I	卸売業、小売業	38,819	21.1
J	金融業、保険業	6,621	3.6
K	不動産業、物品賃貸業	5,270	2.9
L	学術研究、専門・技術サービス業	5,501	3.0
M	宿泊業、飲食サービス業	16,593	9.0
N	生活関連サービス業、娯楽業	7,441	4.1
O	教育、学習支援業	4,615	2.5
P	医療、福祉	26,675	14.5
Q	複合サービス事業	2,412	1.3
R	サービス業（他に分類されないもの）	15,074	8.2

図1-2-3 産業（大分類）、従業者数の割合



(ウ) 売上（収入）金額

産業（大分類）別にみると、「卸売業、小売業」が1兆8,548億2,790万円（構成比41.8%）で最も多く、次いで「医療、福祉」が1兆1,487億4,811万円（同25.9%）、「製造業」が6,092億3,829万円（同13.7%）となりました。

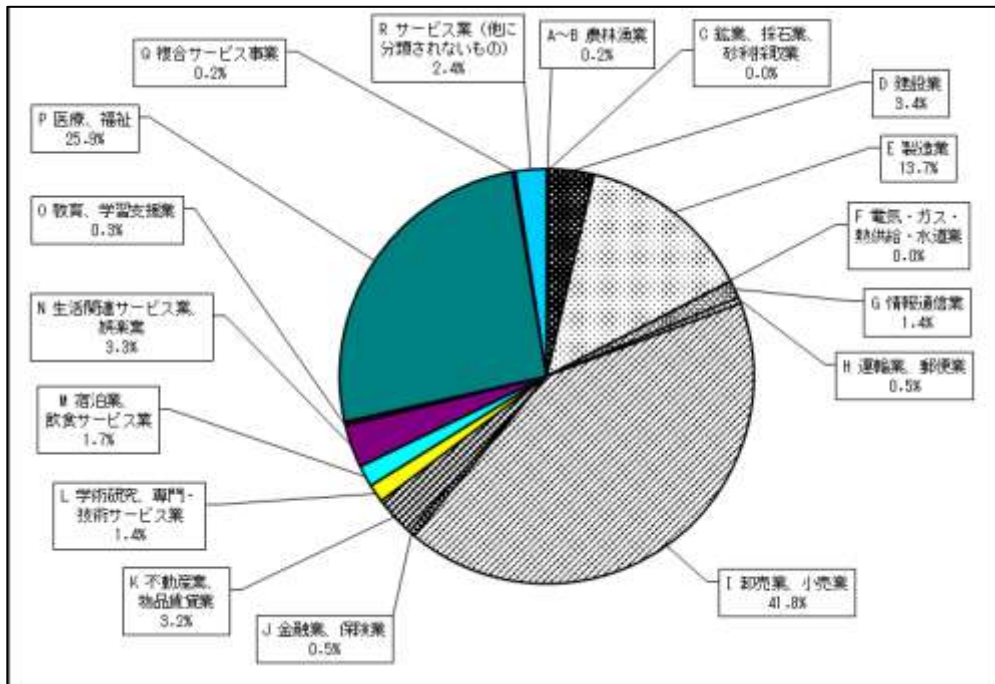
表1-2-6 産業（大分類）、売上（収入）金額

単位：万円、%

産業（大分類）		平成28年	
		売上（収入）金額	構成比
A~R	総数	443,858,046	100.0
A~B	農林漁業	972,796	0.2
C	鉱業、採石業、砂利採取業	46,914	0.0
D	建設業	15,275,471	3.4
E	製造業	60,923,829	13.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	103,568	0.0
G	情報通信業	6,145,451	1.4
H	運輸業、郵便業	2,136,666	0.5
I	卸売業、小売業	185,482,790	41.8
J	金融業、保険業	2,131,179	0.5
K	不動産業、物品賃貸業	14,153,165	3.2

産業（大分類）		平成28年	
		売上（収入）金額	構成比
L	学術研究、専門・技術サービス業	6,289,424	1.4
M	宿泊業、飲食サービス業	7,496,999	1.7
N	生活関連サービス業、娯楽業	14,732,086	3.3
O	教育、学習支援業	1,373,327	0.3
P	医療、福祉	114,874,811	25.9
Q	複合サービス事業	963,485	0.2
R	サービス業（他に分類されないもの）	10,756,085	2.4

図1-2-4 産業（大分類）、売上（収入）金額の割合



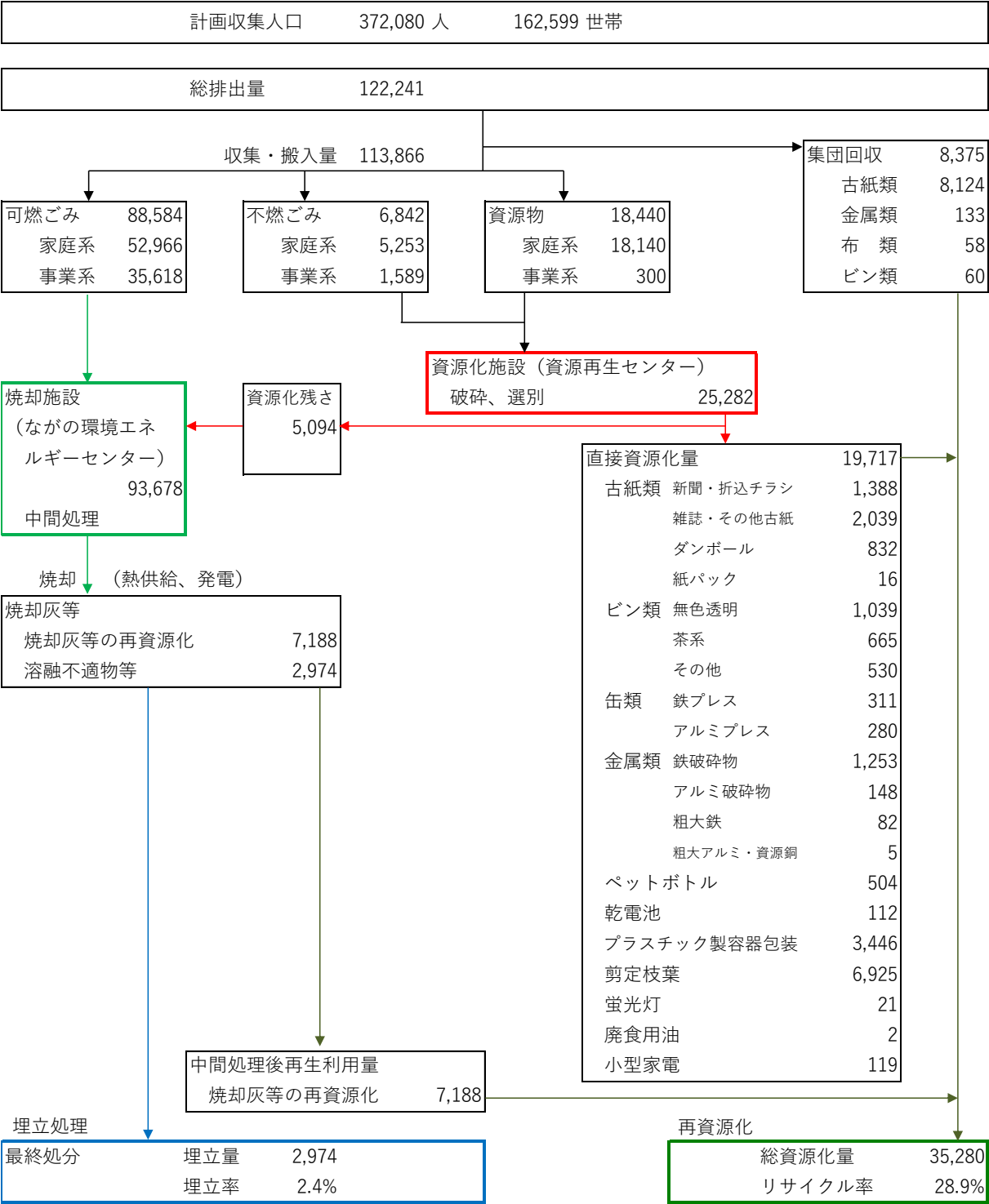
第2部 ごみ処理基本計画・ 食品ロス削減推進計画

第1章 ごみ処理、食品ロスの現況

1 ごみ処理フロー

令和2年度のごみ処理フローは、次のとおりです。

単位 トン



(注) 1 計画収集人口は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳の値
2 総排出量 = 収集・搬入量 + 集団回収量
3 埋立率 = 埋立量 / 総排出量
4 総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量
5 リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

2 ごみ処理体制

(1) 家庭ごみ

ア 家庭ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ（家庭灰含む）、不燃ごみ及び資源物6種類の8分別に大別され、拠点回収品目である蛍光灯、廃食用油、小型家電及び携帯電話・スマートフォンを含めると18種別となっています。

8分別 18種別

令和3年4月1日現在

区分		具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み		生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。
		家庭灰	濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
不 燃 ご み		せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製容器包装	シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。
	紙 類	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。

区分	具 体 例	排 出 方 法	
	ビン類（乾電池含む）		
	ビン類	①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態 で不燃ごみ・資源物ステーシ ョンの市指定のコンテナへ出 す。 ただし、視覚障がい者につい ては、ビンに分けずに袋に入 れ、「視覚障がい者排出瓶用袋 」シールを貼って出すことが できる。
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	
	缶 類	スチール缶、アルミ缶、缶詰 の空き缶、スプレー缶・カセ ットボンベ缶（中身を使いき り穴を開けたものに限る）	バラの状態の不燃ごみ・資源 物ステーションの市指定の缶 収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工 品、みりん風調味料、食酢、 ノンオイルタイプのドレッシ ングなどのペットボトルマー クのついているプラスチック ボトル	フタ・ラベルを取り、バラの 状態で不燃ごみ・資源物ステ ーションの市指定のペットボ トル収集用ネット袋に出す。
	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草 花や切花、家庭菜園から出る 茎や葉、雑草、落ち葉、食用 にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等 は透明又は半透明な袋（市指 定以外の袋）に入れてプラ・ 枝葉ステーションへ出す。（※）
その他拠点回収している資源物	<u>（家庭用使用済蛍光灯）</u>	割れていないものに限る。（割 れているものは、不燃ごみと して出す。）	サンデーリサイクル会場、長 野県電機商業組合加盟の回収 協力店、市本庁、支所へ持ち 込む。
	<u>（廃食用油）</u>	家庭で使い終わった植物性の 廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持 ち込む。
	<u>（家庭用使用済小型家電）</u>	電気や電池で動く電子・電気 機器	サンデーリサイクル会場、長 野県電機商業組合加盟の回収 協力店へ持ち込む。
	<u>（家庭用携帯電話・スマートフォン）</u>	家庭で使わなくなったもの	市本庁、支所の使用済み小型 家電リサイクルBOXへ入れる。

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

イ 家庭ごみの分別の経過

平成6年(1994年)8月から可燃ごみ、不燃ごみ、紙、ビン、缶の5分別実施。平成8年(1996年)11月から容器包装リサイクル法(平成9年(1997年)4月一部施行)に先駆け、ペットボトルの分別を実施。平成16年(2004年)4月から、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別収集を実施。平成21年(2009年)10月から剪定枝葉の分別収集を実施し、現在の8分別となっています。

特に、紙は4種別(①新聞・折込ちらし、②ダンボール、③牛乳パック、④雑誌・その他の古紙)に分けて排出(平成11年(1999年)4月から平成16年(2004年)3月までは新聞とチラシを分別し5種に分けていた)、ビンは3種別(①無色透明、②茶色、③その他の色)に分けて排出するなど細分別を求めています。その他に乾電池と家庭灰、平成19年(2007年)4月からは割れていない家庭用使用済蛍光灯を分別しているため、実質16種別となりました。

家電4品目以外の小型家電については、平成25年(2013年)4月に小型家電リサイクル法が施行され、本市でも貴重な金属類のリサイクルのため、平成27年(2015)4月からサンデーリサイクル実施2会場、小型家電回収協力店(長野県電機商業組合加盟の一部店舗)及びながの環境フェア会場で回収しています。

平成29年(2017年)6月には、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び環境省等が主催する「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、スマートフォン及び携帯電話の拠点回収を市本庁、支所及び県庁本庁で実施しました。平成31年(2019年)3月末をもって同プロジェクトは終了となりましたが、引き続き市本庁及び支所でスマートフォン及び携帯電話の回収を実施しています。

平成31年(2019年)3月にながの環境エネルギーセンターが供用開始になったことに伴い、平成31年(2019年)4月から家庭灰の排出方法をビンの日から可燃ごみの日に変更しました。

表2-1-1 家庭ごみの分別の主な経緯

昭和57年7月	3分別 ・可燃・不燃・資源ごみの実施
平成6年8月	5分別 ・可燃・不燃・紙・ビン・缶及び指定袋制度開始
平成8年11月	6分別 ・家庭ごみ用指定袋実費負担制度開始(超過量従量型) (※一定枚数まで指定袋を小売店で購入できるチケット制度。一定枚数を超える場合は、市窓口で処理手数料込みの指定袋購入) ・ペットボトル分別収集・資源化開始
平成16年4月	7分別 ・プラスチック製容器包装分別収集・資源化開始
平成21年10月	8分別 ・家庭ごみ処理手数料有料化制度開始(単純従量型) ・剪定枝葉等の分別収集・資源化開始 ・産業廃棄物の市清掃センターへの搬入禁止

ウ 家庭ごみの収集運搬体制

(ア) 定期収集ごみ

定期収集ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が以下の収集回数により収集運搬を行っています。

定期収集ごみの排出方法等は、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」等により周知しています。

表2-1-2 定期収集ごみの収集運搬体制（令和3年4月1日現在）

区分	可燃 ごみ (家庭灰)	プラスチ ック製容 器包装	剪定 枝葉	不燃 ごみ	紙	ビン 乾電池	缶	ペット ボトル
収 集 回 数	週 2 回	週 1 回	週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 1 回	4 週 2 回
集 積 所 数	5, 8 9 9			4, 9 7 1 (計) 1 0, 8 7 0				
収 集 時 間	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0							
収 集 体 制	・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く地域 委託収集（委託事業者：長野市委託清掃事業協同組合） パッカー車65台、平ボディ車30台、従事者150人 ・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区 委託収集（豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区ごとに委託） パッカー車15台、平ボディ車10台、作業員82人（※他地区との兼務を含む）							

※豊野地区の不燃ごみ、ビン、乾電池、ペットボトルの収集は月1回

※信州新町地区の一部及び戸隠・鬼無里・大岡地区の可燃ごみの収集は週1回

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉は、サンデーリサイクル会場で拠点回収を実施

(イ) 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより処理しています。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ持ち込むごみの受け入れ基準は、「家庭ごみ受入廃棄物一覧表」により定めています。

- 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは資源再生センターへ持ち込む。
- 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別の上、申込みにより市が直営で収集運搬する。
- 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

(ウ) 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）については、次のいずれかにより処理しています。

- a 原則として、購入店又は買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所又は資源再生センターに持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金支払い後、資源再生センター又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことで処理することができる。

(エ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、指定回収場所での拠点回収を実施しています。

a サンデーリサイクル

定期収集以外に紙・缶・ビン・ペットボトルの排出機会を増やすために、毎週日曜日にスーパーマーケット等の駐車場に収集車両を配置し、これらの資源物を回収しています。また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池（充電式、ボタン・コイン型電池は対象外）についても回収し、資源化を行っています。

さらに、平成27年度からは使用済小型家電について2会場において実施月を限定の上、回収を実施しています。

b 家庭用蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収を実施しています。

c 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収を実施しています。

(オ) 市ごみ処理施設で処理できない廃棄物

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物は、資源再生センターで事前に予約受付し、資源再生センターストックヤードにおいて有料で受け入れを行っています。

(カ) スプリングマットレス等

コイル状のスプリングを使用したマットレス及びソファ等は、次のいずれかにより処理しています。

- a 排出者が自ら資源再生センターへ予約し、資源再生センターストックヤードに持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者に運搬を依頼するか、同事業者に搬入する。

エ 家庭ごみの主な減量対策

(ア) 指定袋制及びごみ処理手数料有料制度

平成21年(2009年)10月から、より一層のごみの減量、分別の徹底及び公平な負担を目的に、可燃ごみ・不燃ごみの指定袋1枚目から手数料を負担いただく単純従量制有料制度を導入し、袋の大きさと種類を追加の上、デザインも変更しました。資源物については従来どおり無料、プラスチック製容器包装についても、資源物として従来どおり袋の実費分のみで購入することができます。

袋に入らない粗大ごみは、可燃及び不燃ごみについては、指定袋販売店で「粗大ごみシール」を購入(1枚40円)する方法に変更しました。袋に入らないプラスチック製容器包装は、「粗大ごみシール」を貼らずに出すことができます。

なお、手数料については本市の「行政サービスの利用者の負担に関する基準」により原則として3年ごとに「ごみ処理手数料設定の目安」の観点から点検・見直ししています。(表2-1-3、表2-1-4、表2-1-5)

ごみ処理手数料設定の目安

(上段が平成21年10月の家庭ごみ処理手数料有料化に際し設定した目安、下段が令和3年度の手数料見直しの際に設定した目安)

- a-1 ごみの減量・再資源化促進という目標達成の原動力となるか
- a-2 平成20年度と比較して10%以上のごみ減量効果を得ているか
- b-1 市全体のごみ処理経費からみた場合、その負担割合として妥当であるか
- b-2 ごみ処理経費に対して手数料収入が10%程度の割合となっているか
- c-1 家計からみた場合、その負担感が大きすぎずかつ分別努力に結び付くか
- c-2 家計からみた場合、その負担感が大きすぎず分別努力に結び付くか
- d-1 先進都市や同規模都市のごみ処理手数料を参考とする
- d-2 長野広域連合管内の市町村の手数料と比較して大きな差がないか

表2-1-3 家庭ごみ処理手数料の概要

分別区分	ごみ処理手数料
可燃ごみ	指定袋1リットル当たり1円(単純従量制)
不燃ごみ	
粗大ごみ(※1)	粗大ごみシール1枚につき40円
資源物	無料

※1 粗大ごみとは、指定袋に収まらない可燃ごみ及び不燃ごみをいう。

※ 直近では、令和3年度に手数料の見直しを実施し、据え置きとした。

表2-1-4 家庭ごみ指定袋制及びごみ処理手数料有料制度の主な経緯

平成4年(1992年)11月	5分別収集モデル実施に併せて指定袋配布(モデル地区順次拡大)
平成6年(1994年)8月	5分別収集全市実施に併せて指定袋無料配布(可燃120枚・不燃24枚)
平成8年(1996年)11月	指定袋実費負担制度(購入チケット制)・超過分有料制度導入(可燃・不燃合せて160枚/年まで購入可、161枚以上200枚までは手数料徴収)

平成16年(2004年)4月	プラ容器分別収集全市実施に合せ、購入可能枚数200枚に変更
平成21年(2009年)10月	単純従量制有料制度(手数料上乗せの指定袋販売)導入に併せ、購入チケット制を廃止

表2-1-5 家庭ごみ指定袋の対比

【平成21年(2009年)9月まで】

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレン	(大) 730×500×0.03 (30ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(小) 520×450×0.025 (20ℓ)	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋	高密度ポリエチレンベース	730×500×0.025 (30ℓ)	黄色	

【平成21年(2009年)10月から】＊デザイン変更・容量追加

種類	材質	実質収容サイズ・容量	印刷	その他
可燃用指定袋	高密度ポリエチレンベース	(特大) 730×650×0.03 (40ℓ) (大) 730×500×0.03 (30ℓ) (小) 520×450×0.025 (20ℓ) (特小) 440×380×0.025 (10ℓ)	緑色	いずれも 手提げ式
不燃用指定袋		(大) 730×500×0.03 (30ℓ) (小) 520×450×0.025 (20ℓ)	赤色	
プラスチック製容器包装用指定袋		(大) 730×500×0.025 (30ℓ) (小) 520×450×0.025 (20ℓ)	黄色	

＊指定袋には6か国語(英語・ポルトガル語・中国語・朝鮮語・タイ語・タガログ語)で種別などを標記

家庭ごみ処理有料化制度の3つの目的

コスト意識を持っていただき

ごみの減量を

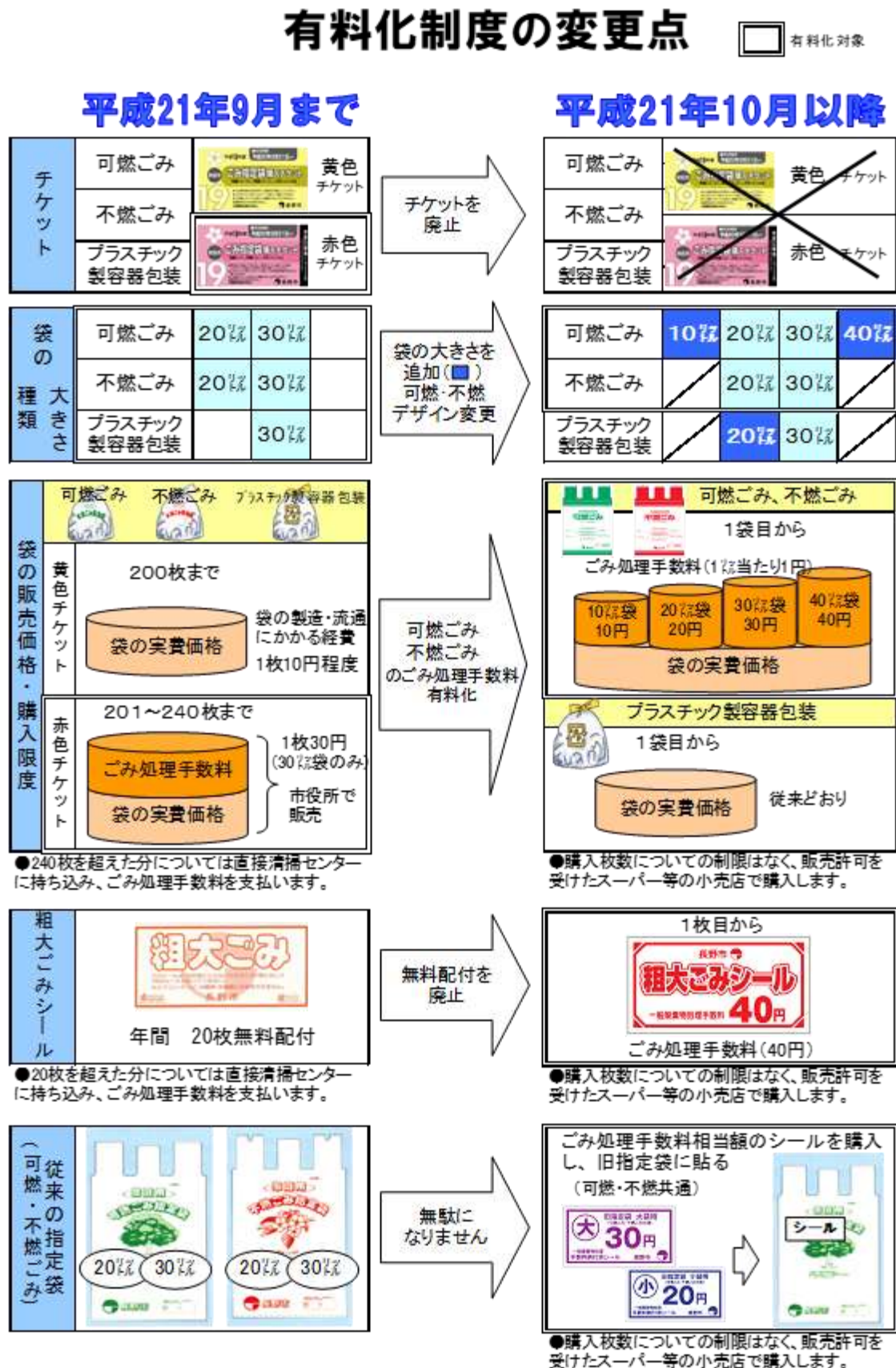
ごみは有料 でも資源は無料

分別の徹底へ

ごみ減量に努力する人 しない人

排出量に応じ
公平な負担

図2-1-1 家庭ごみ処理手数料有料制度の変更点



(イ) 資源回収報奨金

(昭和51年度(1976年度)から)

ごみの減量、再資源化を促進し、資源物の排出機会の増加を図るため、再生利用可能な資源物(古紙類、缶類、布類及びビン類)の回収を行った団体に対し、資源業者への引渡し量に応じて報奨金(6円/kg)を交付しており、各団体は活動費等に有効活用しています。

なお、古紙類及び布類について、回収業者への引渡しが無償の場合(逆有償)に対応するため、古紙類の品目に応じて平成9年度から逆有償分を補てんする加算金の交付も行っています(9年度は全額、10年度以降は限度額を定め加算金を交付。29年度から対象品目に布類を追加)。

表2-1-8 資源回収量及び交付金額

年度	実 施 団体数	項目(単位)	古紙類	ビン類	布類	缶類	合 計
28	549	量 (kg)	11,421,784	129,473	120,600	128,509	11,800,366
		金額 (円) 量 (kg)	68,530,704	776,838	723,600	771,054	70,802,196
			2,249,248				2,249,248
							73,051,444
29	549	量 (kg)	10,910,068	112,490	114,311	129,323	11,266,192
		金額 (円) 量 (kg)	65,460,408	674,940	685,866	775,938	67,597,152
			2,139,311				2,139,311
							69,736,463
30	560	量 (kg)	10,266,134	107,296	103,915	127,503	10,604,848
		金額 (円) 量 (kg)	61,596,804	643,776	623,490	765,018	63,629,088
			1,891,340				1,935,185
							65,564,273
R1	568	量 (kg)	9,589,594	93,109	107,456	135,239	9,925,931
		金額 (円) 量 (kg)	57,537,564	558,654	644,736	811,434	59,555,586
			1,851,073				1,898,917
							61,454,503
R2	535	量 (kg)	8,123,849	60,223	58,237	132,699	8,375,008
		金額 (円) 量 (kg)	48,743,094	361,338	388,920	796,194	50,250,048
			1,667,263				1,706,761
							51,956,809

※合計金額上段は報奨金額(逆有償除く)、古紙類金額下段及び合計金額中段は逆有償の加算金額、合計金額下段は合計報奨金額

(ウ) 生ごみ自家処理機器購入費補助金

(平成4年度(1992年度)から実施 ※電動・手動機器は平成8年度(1996年度)から実施)

生ごみの減量・再資源化の推進を図るため、家庭で使用する生ごみ自家処理機器を購入・設置した市民に対し補助金を交付しています。

なお、電動・手動生ごみ処理機器については、交付後に今後の生ごみの減量施策の参考とするため、アンケートにより使用状況等を把握しています。

表2-1-9 生ごみ自家処理機器購入費補助金制度の概要(令和元年7月1日現在)

生ごみ自家処理機器等の種類	補助内容(1個・1台につき)	補助個数/申請回数
ばかし容器、コンポスト容器	3,000円以内	1世帯1個まで (17年度まで100%未満1,500円以内、100%以上3,000円以内)
電動(手動)生ごみ処理機 ディスポーザ(機械処理タイプ)	補助率 購入費の1/2 上限 30,000円	1世帯1台まで

※平成27年(2015年)4月からディスポーザ(機械処理タイプ)を対象品目へ新たに追加しました。

※平成26年(2014年)6月から対象品目としていた段ボールコンポストと基材は、これまでの実績を踏まえ、平成28年(2016年)5月をもって対象品目から除くこととしました。

※令和元年7月から、一世帯につき各1回限りの申請とし、コンポスト・ばかし容器の申請個数を一世帯1台までに変更しました。

表2-1-10 生ごみ自家処理機器購入費補助金交付実績

年度	ばかし容器、 コンポスト容器		電動(手動) 生ごみ処理機		段ボールコンポ スト基材セット		基材のみ		合計	
	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (台)	補助金額 (円)	個数 (個)	補助金額 (円)
28	169	456,600	107	2,765,200	—	—	3	700	279	3,222,500
29	138	369,000	94	2,437,900	—	—	—	—	232	2,806,900
30	94	254,100	96	2,201,000	—	—	—	—	190	2,455,100
R1	100	286,200	73	1,684,500	—	—	—	—	173	1,970,700
R2	126	186,700	64	2,323,600	—	—	—	—	190	2,510,300

※生ごみ一次生成物回収事業として、電動生ごみ処理機や段ボール等からつくられた生ごみ一次生成物を、市役所(受付窓口:平日 生活環境課、休日 警備員室)で回収しています。集めた生ごみ一次生成物は協力団体の農場で完熟堆肥にし、野菜づくり等に活用しています。

(2) 事業ごみ

ア 分別区分・収集運搬体制

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。

また、事業者は、事業ごみの減量その他適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力するものとしています。

本市の事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとしています。

- (ア) 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- (イ) 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- (ウ) 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- (エ) 国民宿舎松代荘の調理過程で発生する野菜くずは、資源への転換を促進するため、分別し市農業研修センターへ運搬する。

イ 事業ごみの主な減量対策

事業所から排出されるごみについては、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、平成8年(1996年)6月から事業者自らが事業系一般廃棄物を5分別（可燃ごみ、紙類、ビン類、缶類、ペットボトル）し、処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理するものとしています。なお、同年4月からは事業系一般廃棄物5分別と産業廃棄物（一部は市清掃センターで受入れ）に分別されていないごみは、市処理施設への搬入を禁止しています。

市清掃センター焼却施設の老朽化を背景に、また、より一層のごみ減量のため、従来一般廃棄物処理に支障が生じない範囲において一部受け入れてきた、紙くず、木くずなどの産業廃棄物について、平成21年(2009年)10月から受入れしないこととしました。また、造園業などの剪定枝葉（一廃）についても民間リサイクル事業者への誘導を図り、同日から原則搬入禁止としました。

事業ごみのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業許可業者により処理施設まで運搬されています。(表2-1-11) 令和3年4月1日現在で市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は192事業者（し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。

既存許可業者に対しては、適正な収集運搬業確保のため、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターにおいて、随時、展開検査を実施し、指導しています。

表2-1-11 令和2年度ながの環境エネルギーセンターに搬入された事業系可燃ごみ内訳

運搬区分		単位	数量	割合 (%)	1車両当たり の搬入量
許可	車両台数	台	25,657	41.0	1.26
(業者へ委託)	搬入量	トン	32,300	90.8	
自己搬入	車両台数	台	36,878	59.0	0.09
(自ら持込み)	搬入量	トン	3,276	9.2	
合計	車両台数	台	62,535	100.0	0.57
	搬入量	トン	35,576	100.0	

(ア) 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ直接搬入する事業ごみ及び家庭から一時的に多量に発生するごみについては、長野広域連合及び市において処理原価等を勘案した手数料を設定しています。

なお、手数料については家庭ごみ処理手数料と同様、原則として3年ごとに見直ししています。(表2-1-12)

表2-1-12 直接搬入ごみ処理手数料

ながの環境エネルギーセンターに搬入するもの

区分		手数料
		H31(2019).3.1～
可燃ごみ	10キログラムまでごとに	160円

資源再生センターに搬入するもの

区分		手数料	
		～H31(2019) .3.31	H31(2019) .4.1～
不燃ごみ	10キログラムまでごとに	200円	170円
プラスチック製容器包装	10キログラムまでごとに	30円	
資源物			

区分		手数料	
		～H31(2019) . 3. 31	H31(2019) . 4. 1～
剪定枝葉等	平成21年(2009年)10月1日から 家庭系のみ、事業系不可	無料	
特定家庭用機器廃棄物	搬送(1台当たり)	1,400円	1,500円
犬、猫等の死体 (※)	一般焼却(1体につき)	500円	廃止
	分離焼却(1体につき)		
	5キログラム未満	7,600円	
	5キログラム以上15キログラム未満	10,400円	
	15キログラム以上	12,500円	

※犬、猫等の死体の処理手数料については、分離焼却は平成30年(2019年)3月31日をもって廃止。

一般焼却は、ながの環境エネルギーセンターで引き続き実施するが、手数料は可燃ごみと同様10キログラムまでごとに160円

(イ) 多量排出事業所対策

特定建築物(「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定めるもの)の占有者、大規模小売店その他の事業所のうち事業ごみの排出量が1日平均50kgを超えるものを対象に、「事業ごみの減量に関する計画書」の作成・届出、「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けています。

また、平成17年度(2005年度)から多量排出事業所に対して現状確認調査を行い、事業ごみの現状把握と減量に向けた具体的指導を行っています。平成27年度(2015年度)からは、中小規模排出事業者に対し、地区を限定して現状確認調査を実施しています。(表2-1-13)

表2-1-13 対象件数及び「減量計画書」提出状況

年 度	2 8	2 9	3 0	R1	R2
対象件数	211	211	206	206	201
計画書提出件数	207	209	204	188	187
提出率 (%)	98.1	99.1	99.0	91.7	93.0

(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法

主な品目の資源化、中間処理及び最終処分方法は次に掲げるとおりです。

ア 可燃ごみ

可燃物は、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理しています。焼却して発生した焼却灰（主灰）及び除塵飛灰の一部は、溶融しています。

焼却処理して発生するものには、主灰、除塵飛灰、脱塩飛灰、溶融不適物（磁性物など）があります。また、溶融して生成・発生しているものには、溶融飛灰、メタル、スラグがあります。これらは、ながの環境エネルギーセンター運営事業者（(株) EcoHitzながの）の委託事業者又は長野広域連合委託事業者が再資源化又は埋め立てしています。

焼却処理に伴い発生した熱で、発電・熱利用を行い、積極的にエネルギーを有効活用しています。発電された電気の一部は、市立の小中高等学校80施設に供給し、電力の地産地消を図っています。また、隣接する「サンマリーンながの」へ冷暖房の熱源を供給しています。

イ 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で破碎・選別処理（資源化处理）し、鉄・アルミの有価物は長野資源協同組合に売却しています。資源化处理した後の残渣（資源化残渣）は、ながの環境エネルギーセンターに搬入し、中間処理（減容処理）した後、資源化又は最終処分しています。

ウ 缶類

資源化施設で選別・プレスして民間事業者売却し、リサイクルしています。

エ プラスチック製容器包装及びペットボトル

資源再生センタープラスチック製容器包装圧縮梱包施設で梱包した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡し、リサイクルしています。

オ ビン類

無色透明、茶色及びその他の色の3色に区分された状態でストックし、無色透明・茶は長野資源協同組合に売却、その他の色は(公財)日本容器包装リサイクル協会に引渡ししています。

カ 紙類

集積所から収集したものは、長野資源協同組合に直接搬入し、売却しています。

キ 剪定枝葉等

集積所から収集したものは、委託先の民間資源化事業者へ搬入し、資源化しています。

資源再生センターに直接搬入される剪定枝葉等は、資源再生センター内のストックヤードで受け入れた後、委託先へ搬入し、資源化しています。

図2-1-2 家庭ごみ・資源物のゆくえ（令和3年(2021年)2月現在）

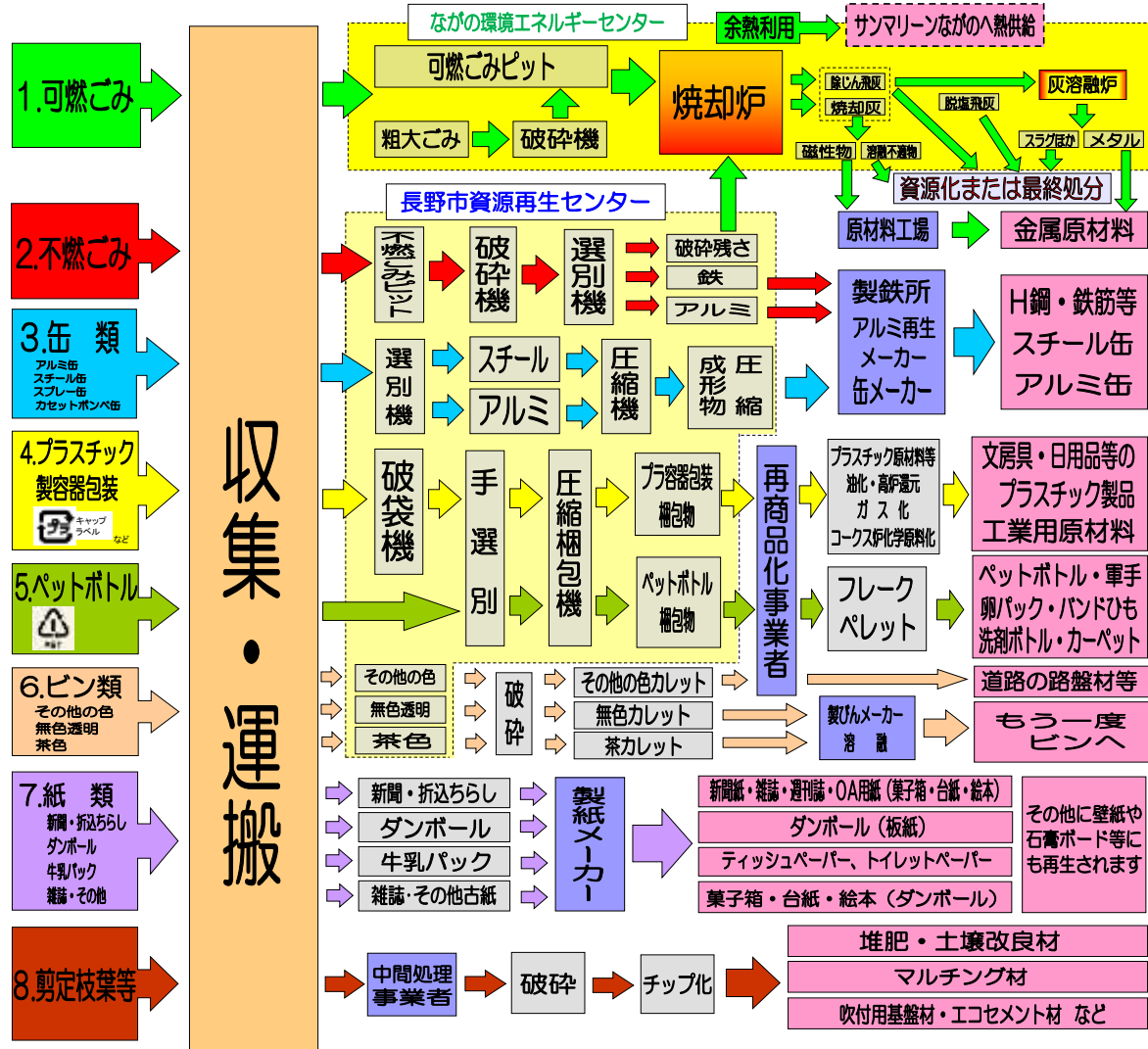
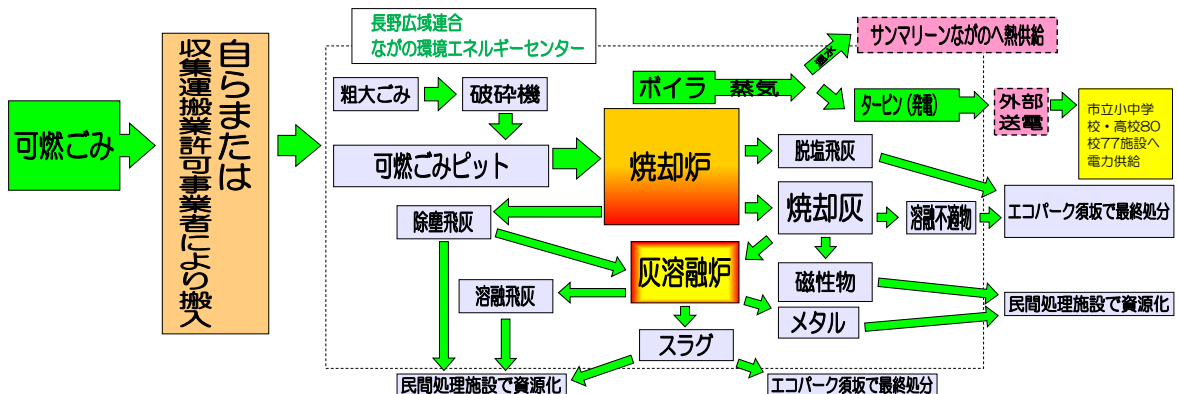


図2-1-3 事業系ごみのゆくえ（令和2年(2021年)2月現在）



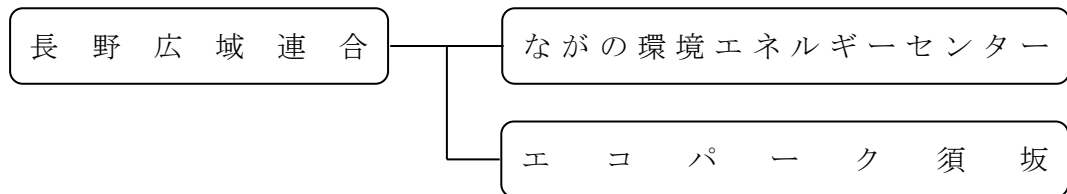
(4) ごみ処理施設の運営管理体制

ごみ処理施設の管理運営体制は次に掲げるとおりです。

なお、平成31年(2019年)3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、平成31年(2019年)4月から豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルについても、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターで処理しており、ごみ処理体制が全市統一されています。

また、本市が加盟する長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画を策定しており、将来(令和11年度)計画しているごみ処理システムは、図2-1-4に示すとおりです。

ア 長野広域連合処理施設(中間処理施設、最終処分場)



中間処理施設

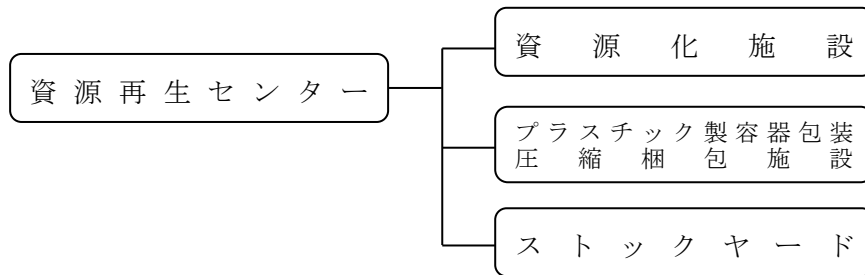
施 設	処 理 能 力 等	備 考
ながの環境エネルギーセンター (松岡2-27-1)	全連続燃焼式 405トン/24h (135トン/24h×3炉) ストーカ式焼却炉	平成31年(2019年)3月1日稼働 (平成30年(2018年)10月17日から平成30年(2019年)2月28日までは試運転) 発電出力 7,910kW 焼却処理に伴い発生した熱を積極的に有効活用(発電・熱利用) 発電された電気の一部を市立の小中高等学校80校77施設に供給 隣接するサンマリーンながのへ冷暖房の熱源を供給

※長野広域連合が千曲市に整備中の中間処理施設「ちくま環境エネルギーセンター」は、令和4年6月稼働予定

最終処分場

施 設	処 理 能 力 等	備 考
長野広域連合一般廃棄物最終処分場(愛称:エコパーク須坂) (須坂市大字亀倉字北ノ山850番)	埋立許容量85,000 m ³ (管理型処分場)	令和3年2月 稼働開始

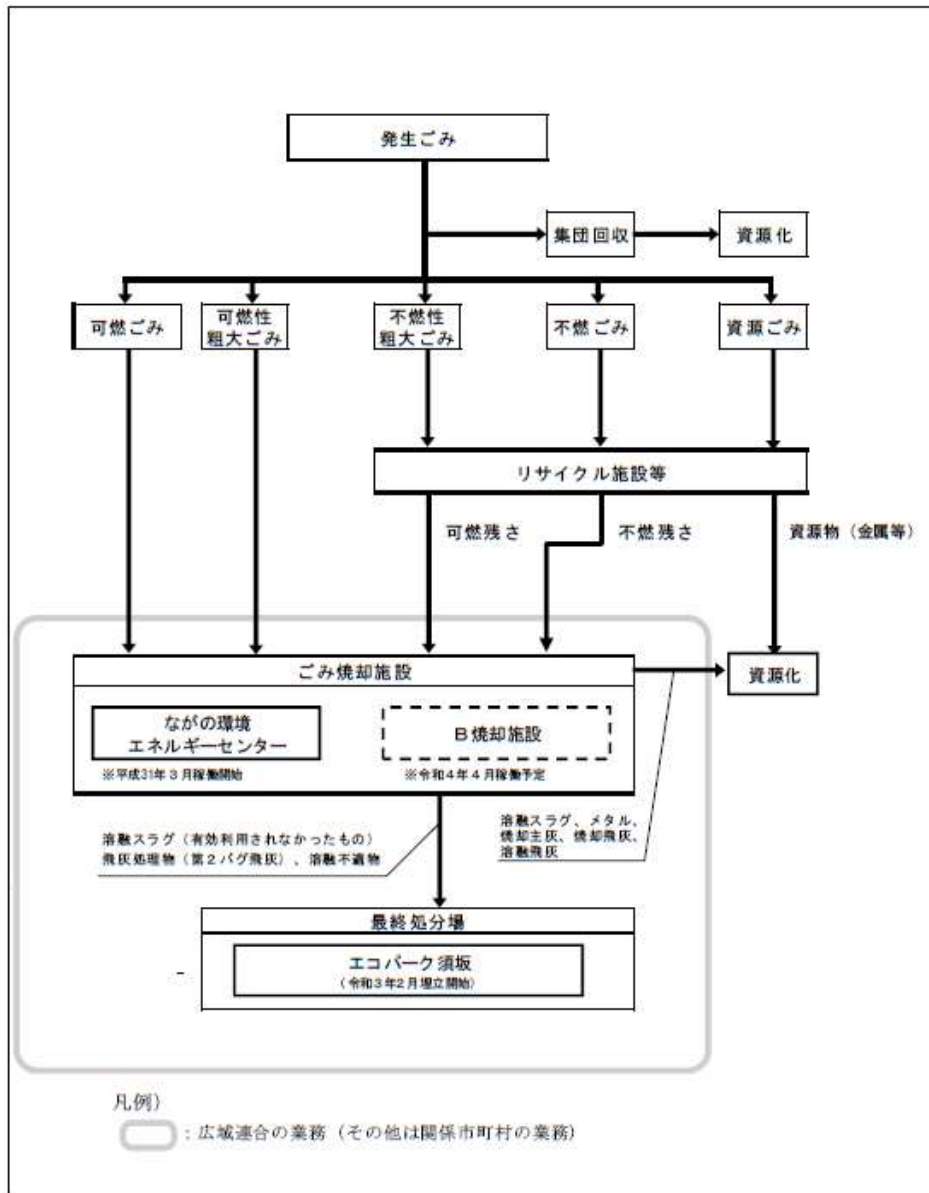
イ 資源再生センター（資源化施設・保管施設）



資源化施設・保管施設

施 設	処 理 能 力 等	備 考
資 源 化 施 設 (松岡2-42-1)	不燃系 150トン／5h 回転式破碎処理、選別処理 資源系 20トン／5h 鉄・アルミ圧縮処理	平成8年4月 稼働開始
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 圧 縮 梱 包 施 設 (松岡2-42-1)	10トン／5h×2系列 油圧式、ラッピング+PPバンド	平成16年7月 稼働開始
ス ト ッ ク ヤ ー ド (松岡2-42-1)	処理困難物の一時保管	令和3年4月 稼働開始

図2-1-4 長野広域連合が将来計画しているごみ処理システム



（長野広域連合ごみ処理広域化基本計画）

3 ごみ処理の実績

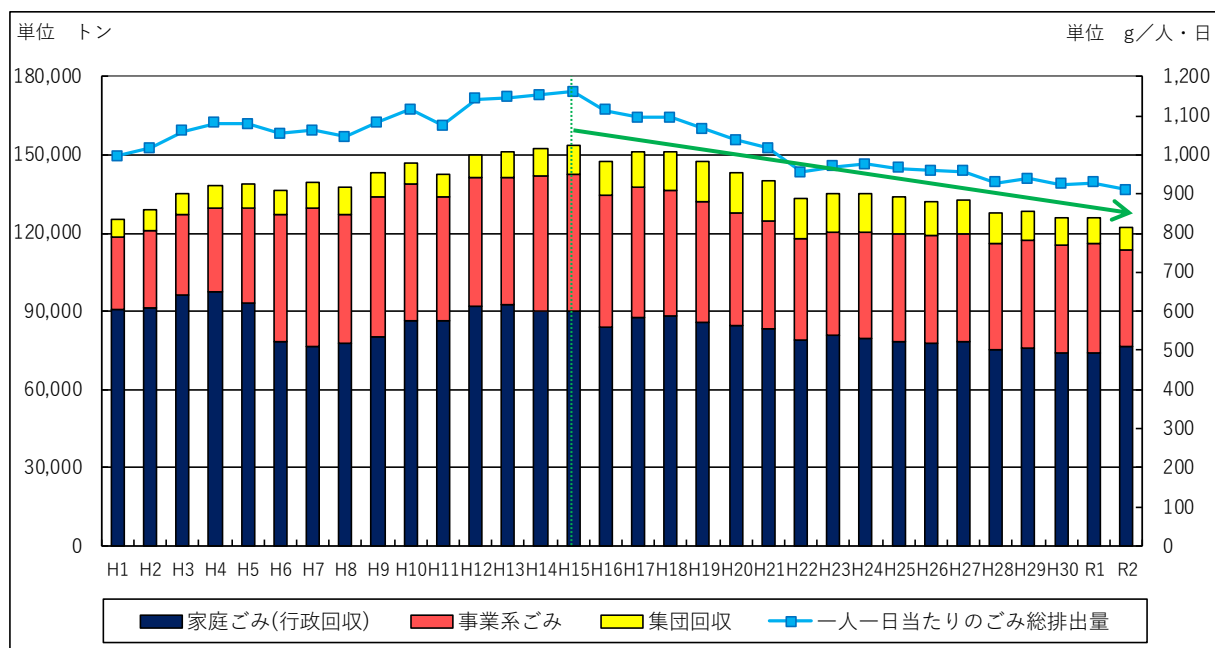
(1) ごみ処理量の推移

(ごみ総排出量、家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量)

ごみ総排出量とは、家庭ごみ、事業系ごみ及び集団回収量を合計したもので、本市で発生した一般廃棄物（生活排水に関するものを除く）の総量を表します。

ごみ総排出量と一人一日当たりのごみ総排出量は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。（図2-1-5）

図2-1-5 ごみ総排出量と一人一日当たりのごみ総排出量の推移

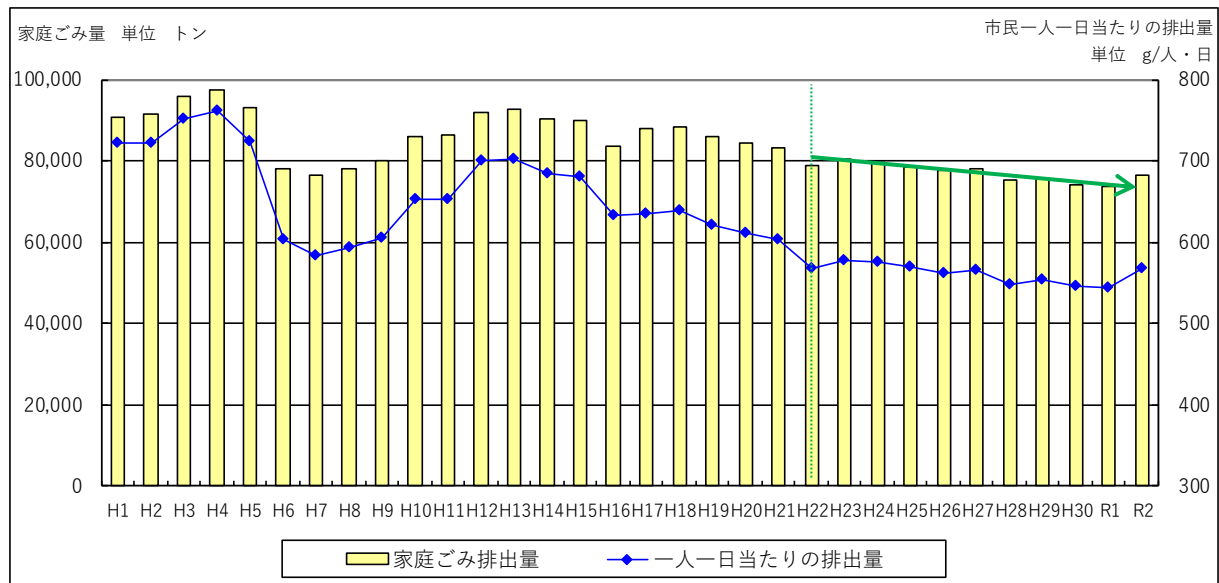


※一人一日当たりのごみ総排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

家庭ごみ排出量とは、ごみ集積所に排出されたごみを委託又は直営で回収した量を集計したものです。また、集計の際には集団回収を含める場合があります。

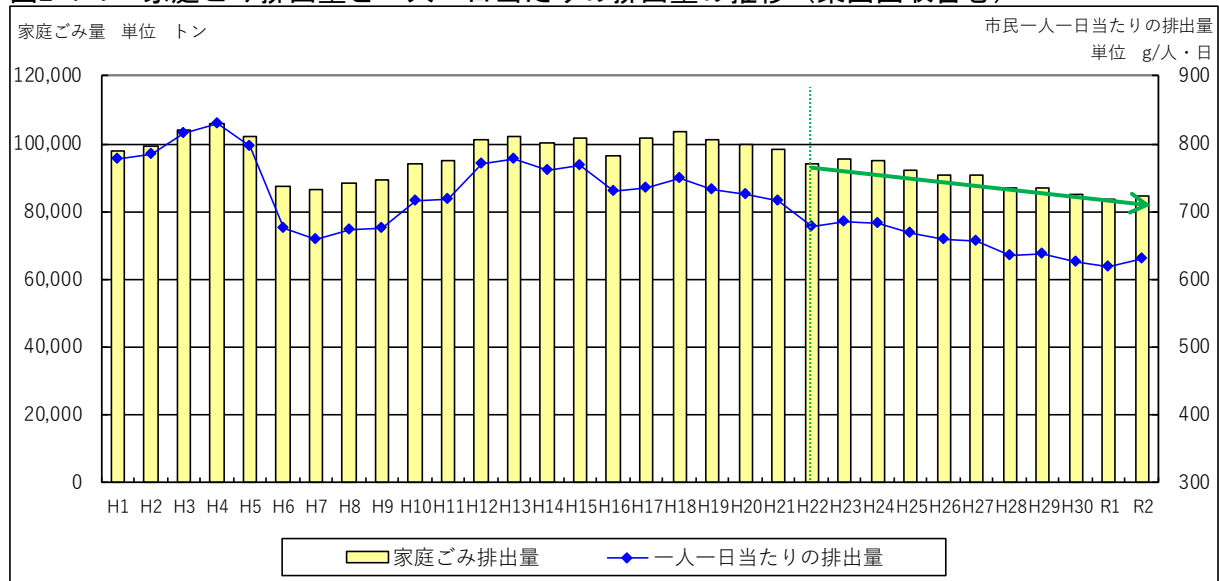
家庭ごみ排出量は、より一層のごみの減量を図るため、平成21年10月1日に開始した可燃・不燃ごみ処理手数料の有料化（資源物は無料）により、一人一日当たりの排出量が平成22年度以降減少しています。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により増加しました。（図2-1-6）

図2-1-6 家庭ごみ排出量と一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含まない）



※一人一日当たりの排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

図2-1-7 家庭ごみ排出量と一人一日当たりの排出量の推移（集団回収含む）



※一人一日当たりの排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

事業系ごみ排出量とは、事業ごみと家庭から一時的に多量に発生し、ごみ集積所に出せないごみで、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターに直接搬入されたものを集計したものです。

事業系ごみは、そのほとんどが可燃ごみです。近年の排出量は横ばいで、平成22年度まで減少し、その後も増加傾向に転じていません。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しました。

また、経済活動指標の動きと比較すると、平成27年度以降経済活動指標は上向きですが、事業系ごみ排出量は抑えられており、経済成長と環境負荷の低減の両立が図られてきたことが見受けられます。(図2-1-8、図2-1-9)

図2-1-8 事業系ごみ排出量の推移

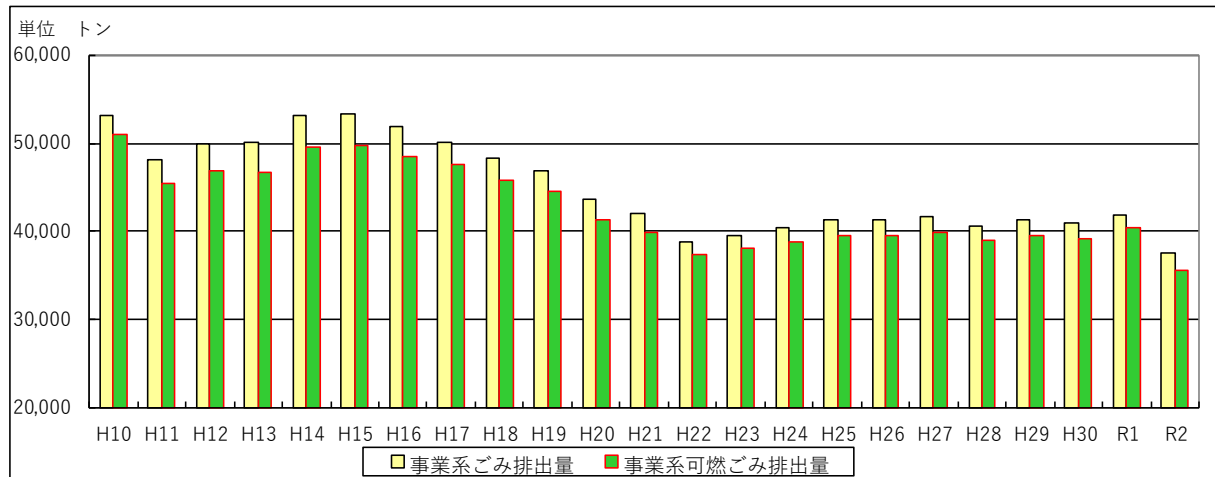
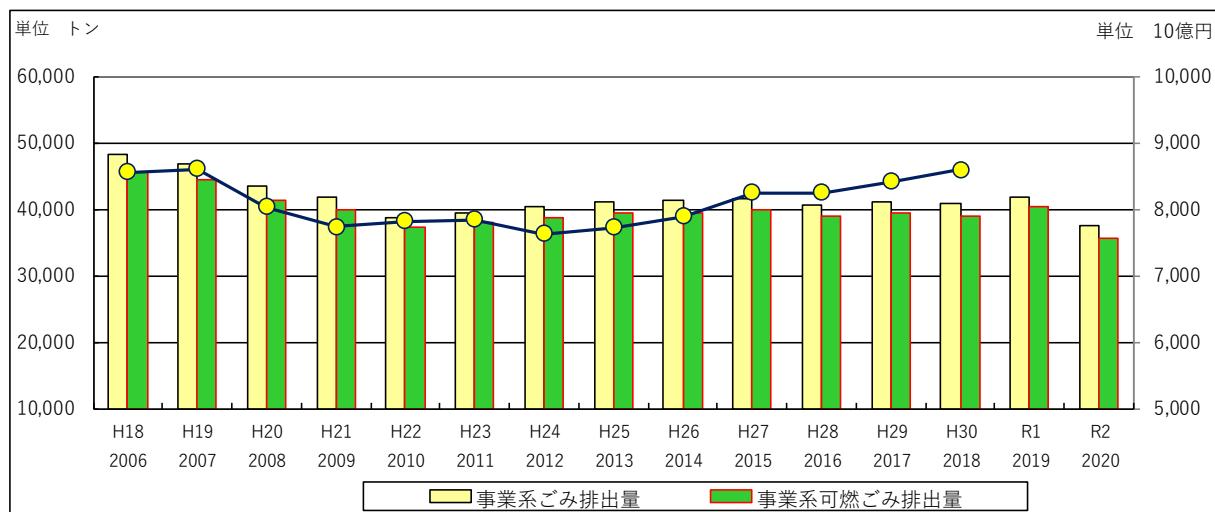


図2-1-9 事業系ごみ排出量と経済活動指標（県内総生産(名目)）との関連



(新型コロナウイルスの影響)

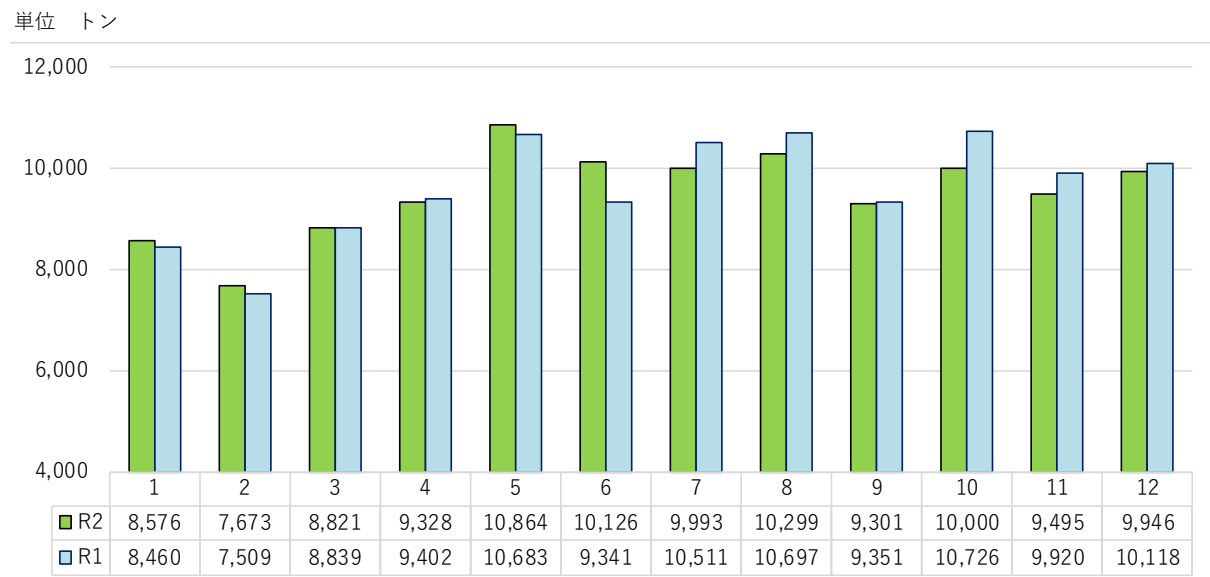
令和2年から世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスは、本市のごみ量にも影響を及ぼしています。令和2年1月～12月と平成31年1月～令和元年12月との品目別に集計したごみ量、前年同月比で比べたごみ量をまとめた結果は次のとおりです。家庭ごみと事業系ごみの合計を比較すると年間量でも月量でも僅かながら減少しており大きな変動は見受けられませんが、巣ごもり消費により家庭ごみが増加した一方、景気の冷え込みにより事業系ごみが減少している状況が見られます。(表2-1-14、図2-1-10、図2-1-11、図2-1-12)

表2-1-14 品目別ごみ量(1～12月) 令和3年2月発行 えこねこ通信

ごみ総排出量				家庭ごみ			事業系ごみ		
	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比	H31.1～R1.12月	R2.1～12月	対比
可燃	92,164	89,127	-3.3%	51,828	52,950	2.2%	40,336	36,177	-10.3%
プラ	3,354	3,529	5.2%	3,352	3,527	5.2%	2	2	0.0%
不燃	5,833	6,838	17.2%	4,672	5,236	12.1%	1,161	1,602	38.0%
紙	4,008	4,283	6.9%	3,935	4,185	6.4%	73	98	34.2%
ビン	2,253	2,323	3.1%	2,009	2,122	5.6%	244	201	-17.6%
缶	563	618	9.8%	558	613	9.9%	5	5	0.0%
ペット	495	542	9.5%	489	537	9.8%	6	5	-16.7%
枝葉	6,657	6,924	4.0%	6,657	6,924	4.0%	0	0	--
他	229	239	4.4%	229	239	4.4%	0	0	--
合計	115,556	114,423	-1.0%	73,729	76,333	3.5%	41,827	38,090	-8.9%

単位 トン

図2-1-10 月別ごみ総排出量(1～12月) 前年同月比



※平成31年1月から令和元年12月までの月別のごみ総排出量と令和2年1月から12月までの月別のごみ総排出量を比較したもの

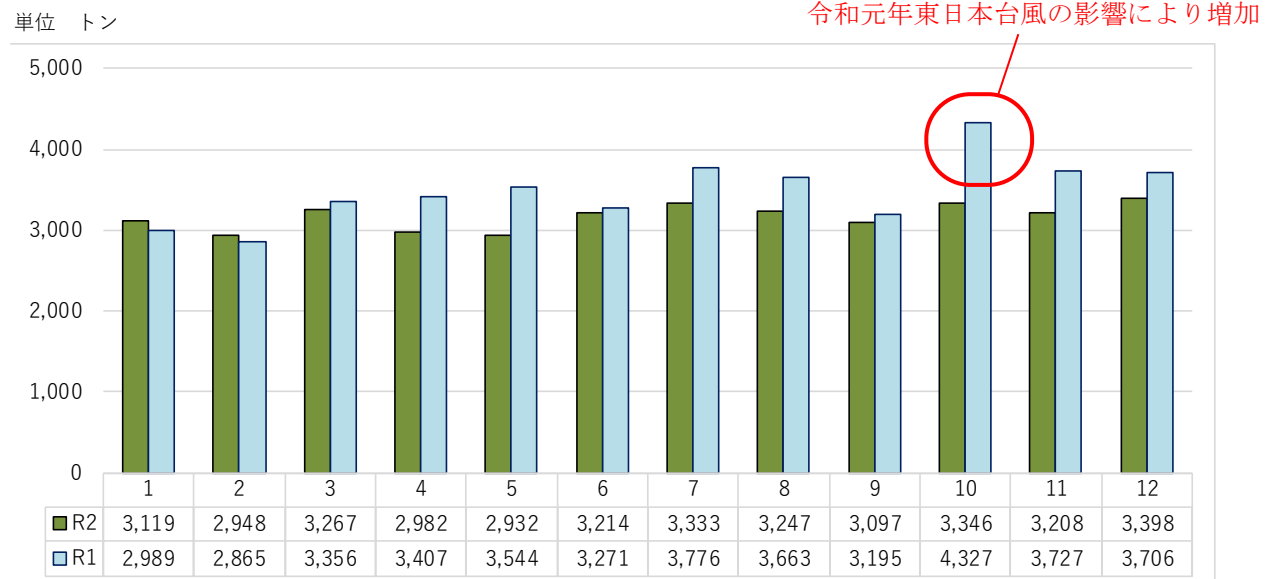
※集団回収量は含まない

図2-1-11 月別家庭ごみ排出量（1～12月）前年同月比



※棒グラフの左側が令和2年実績、右側が平成31年（令和元年）実績

図2-1-12 月別事業系ごみ排出量（1～12月）前年同月比

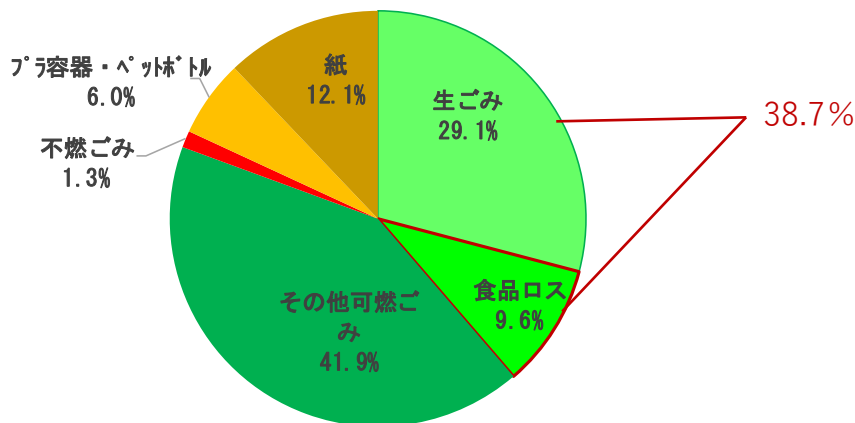


（家庭ごみの組成調査）

家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成分析調査を実施しています（湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式）。

家庭系可燃ごみに占めるいわゆる生ごみ（食品ロス含む）の割合は、重量比で38.7%（生ごみ 29.1%+食品ロス 9.6%）です。そのほか、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装の組成は次のとおりです。（図2-1-13、図2-1-14、図2-1-15）

図2-1-13 家庭系可燃ごみの組成



※平成28年度～令和元年度 家庭ごみ組成分析結果平均（湿ベース）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

図2-1-14 家庭系不燃ごみの組成

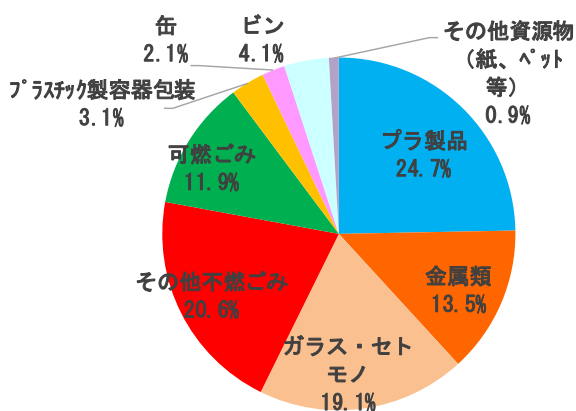
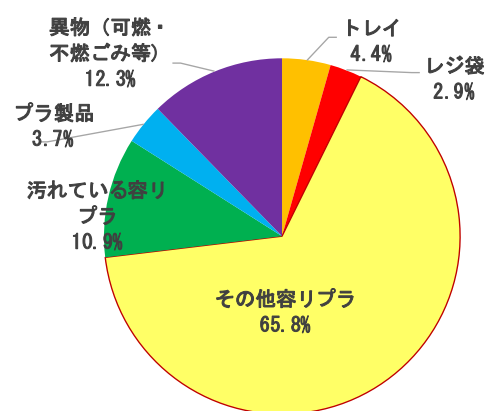


図2-1-15 プラスチック製容器包装の組成



※平成28年度～令和元年度 家庭ごみ組成分析結果平均（湿ベース）

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

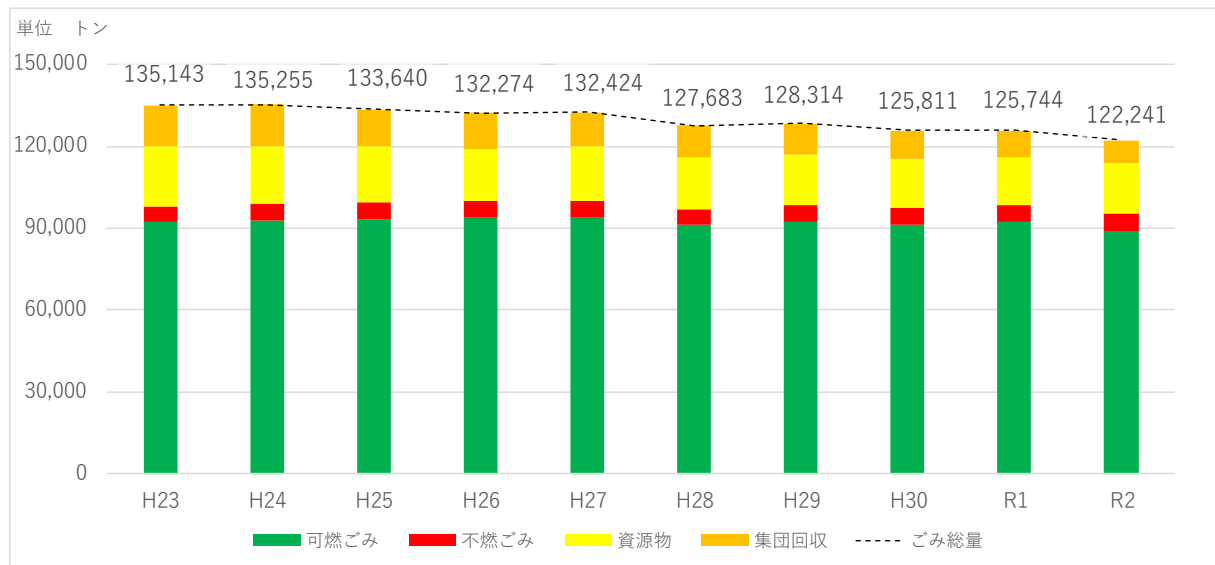
（ごみの種類別処理量）

過去10年間のごみの種類別の処理量を見ると、可燃ごみが7割を占めます。

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物（集団回収含む）、全ての種類において近年は減少傾向です。（図2-1-15）

なお、品目別の資源化及び中間処理方法については、「2 ごみ処理体制(3) 資源化、中間処理及び最終処分方法」を参照ください（30ページ）。

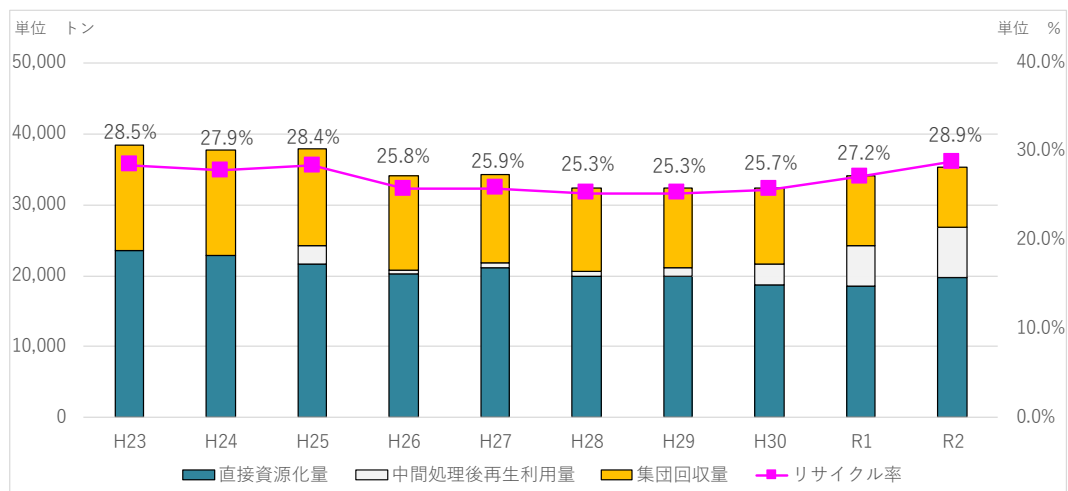
図2-1-15 ごみの種類別の処理量の推移



（リサイクル量、リサイクル率）

過去10年間のリサイクル量とリサイクル率の推移を見ると、平成30年度以降上昇しています。これは、長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働し、中間処理後再生利用量（焼却灰等の再資源化）が伸びたことによるものです。（図2-1-16）

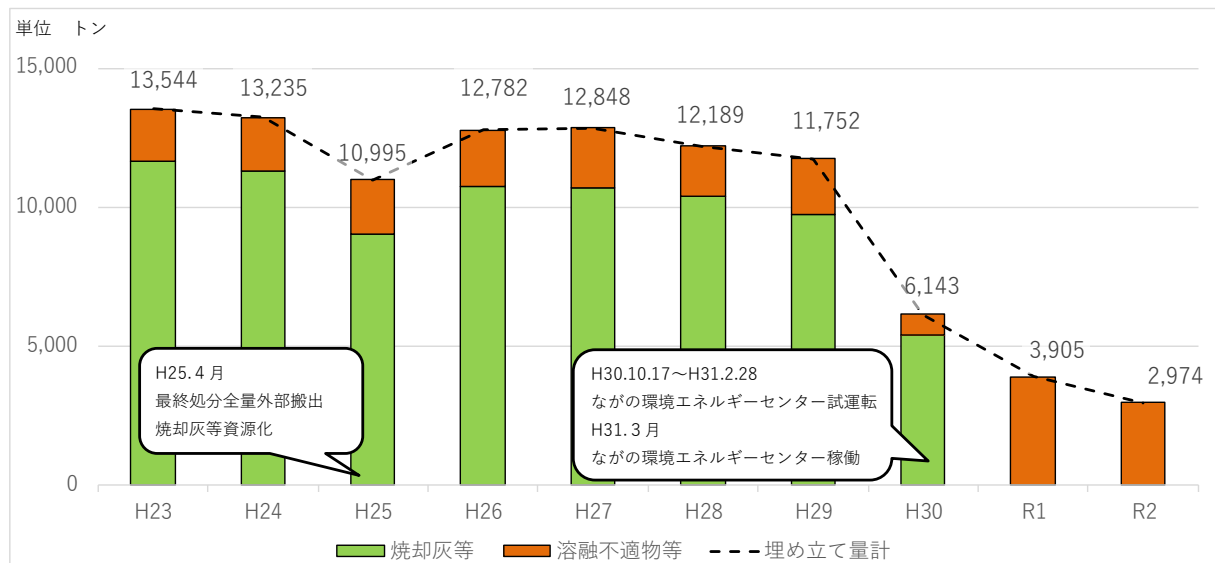
図2-1-16 リサイクル量とリサイクル率の推移



(最終処分量)

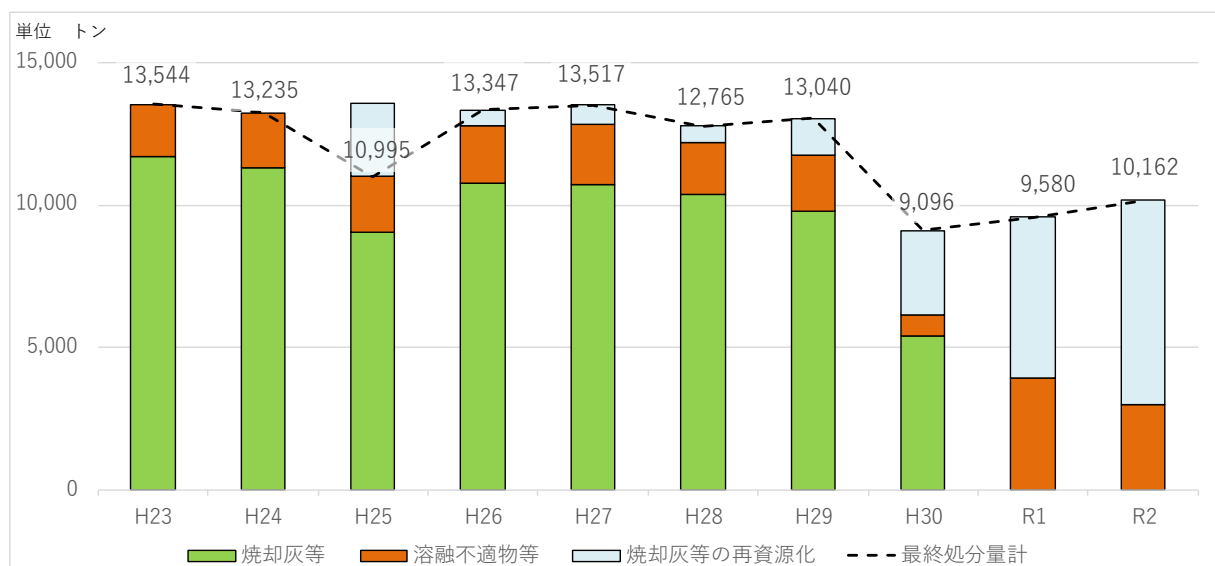
過去10年間の最終処分量の推移を見ると、近年大幅に減少しています。これは、平成25年度以降中間処理後再生利用していることや、平成30年10月に長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働し、大幅に減少していることによるものです。(図2-1-17、図2-1-18)

図2-1-17 最終処分量の推移



※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

図2-1-18 最終処分量及び中間処理後再生利用量の推移

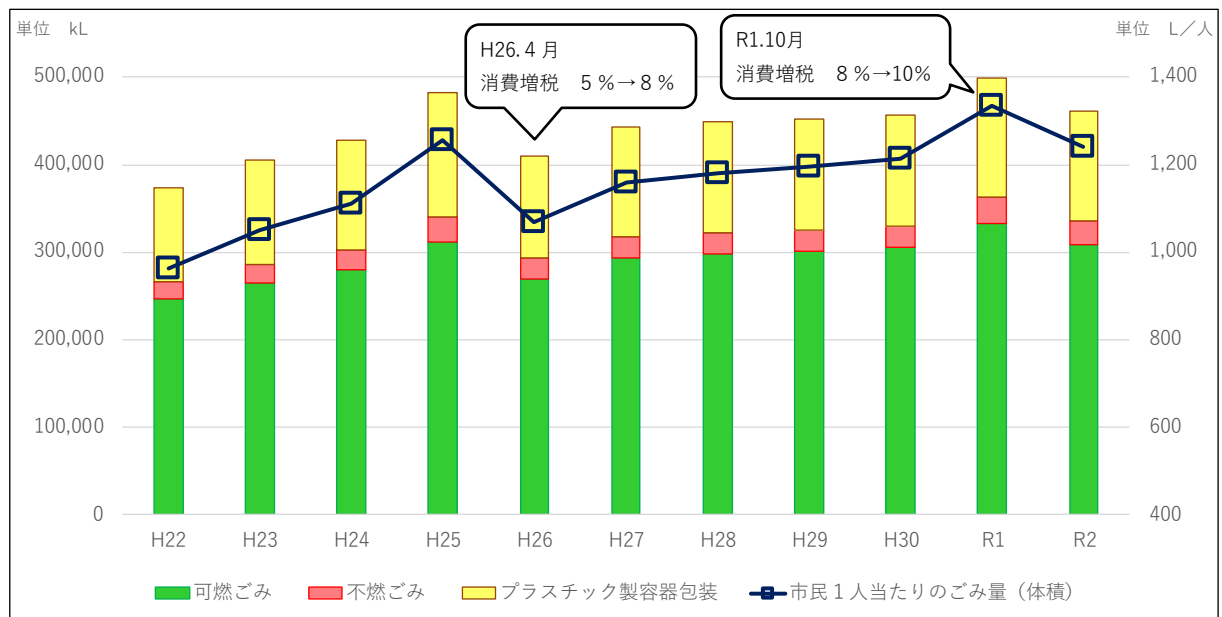


※溶融不適物等は、平成30年度までは資源再生センターで直接埋立していた不燃残さの量（北信保健衛生施設組合最終処分場の埋立処理量を含む）

(家庭ごみ指定袋購入数)

現在の家庭ごみ指定袋を導入してから、13年目を迎えました。ごみ処理量（重量）は減少していますが、ごみ指定袋購入数からごみ量（体積）を見ると、近年微増傾向にあることが見受けられます。（図2-1-19）

図2-1-19 指定袋購入数から見たごみ量（体積）の推移



(2) ごみ処理に係る財政及び処理コスト

(一般廃棄物会計基準に基づく原価計算)

ごみ処理原価の推移を一般廃棄物会計基準に基づき算出しています。過去10年間の部門別経費は次のとおりです。なお、令和3年5月に一般廃棄物会計基準が改訂され、令和元年度及び2年度のごみ処理原価を新基準により算出しました。

平成31年3月から長野広域連合ながの環境エネルギーセンターが稼働したこと、加えて令和元年度及び2年度は新基準により算出したことに伴い、部門別経費が変化しています。(図2-1-20、表2-1-15)

また、新基準により算出した処理原価の内訳及び単位当たり処理原価は表2-1-16のとおりです。

図2-1-20 一般廃棄物会計基準部門別経費

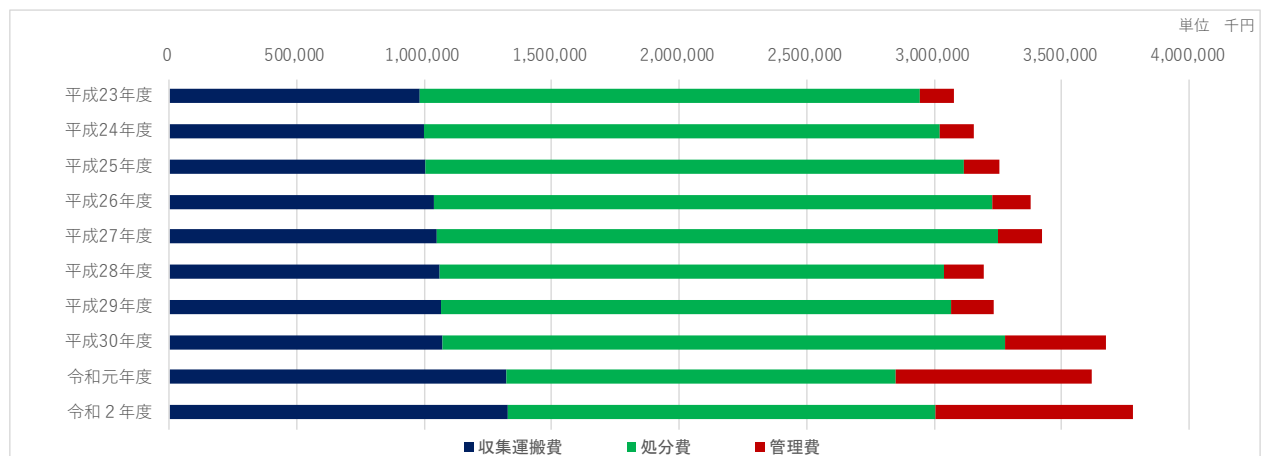


表2-1-15 一般廃棄物会計基準 部門別経費

単位 千円								
部門別ごみ処理経費	収集運搬費	構成比(%)	処分費	構成比(%)	管理費	構成比(%)	費用合計	構成比(%)
平成23年度	984,182	32.0	1,956,751	63.6	134,213	4.4	3,075,146	100
平成24年度	996,213	31.6	2,025,948	64.2	133,148	4.2	3,155,309	100
平成25年度	1,006,098	30.9	2,111,592	64.8	138,608	4.3	3,256,298	100
平成26年度	1,039,401	30.8	2,188,364	64.8	151,057	4.5	3,378,822	100
平成27年度	1,049,935	30.7	2,201,887	64.4	169,409	5.0	3,421,231	100
平成28年度	1,061,894	33.2	1,978,230	61.9	154,254	4.8	3,194,378	100
平成29年度	1,067,097	33.0	1,999,976	61.9	165,936	5.1	3,233,009	100
平成30年度	1,071,625	29.2	2,206,192	60.1	394,156	10.7	3,671,973	100
令和元年度	1,321,285	36.5	1,529,946	42.3	765,698	21.2	3,616,929	100
令和2年度	1,328,044	35.1	1,674,664	44.3	776,941	20.6	3,779,649	100

※平成31年3月から長野広域連合ごみ処理施設が稼働

※令和3年5月に一般廃棄物会計基準が改訂され、令和元年度及び2年度は新基準により算出した

表2-1-16 新基準により算出した処理原価の内訳及び単位当たり処理原価

処理原価の内訳

単位 円

処理原価	区分	R2	R1	比較	
収集運搬	生活系	1,328,044,028	1,321,285,355	6,758,673	0.51%
	事業系	0	0	0	-
	計	1,328,044,028	1,321,285,355	6,758,673	0.51%
処分	生活系	1,094,062,892	949,139,711	144,923,181	15.27%
	事業系	580,600,827	580,806,275	△ 205,448	△0.04%
	計	1,674,663,719	1,529,945,986	144,717,733	9.46%
処理原価計	生活系	2,422,106,920	2,270,425,066	151,681,854	6.68%
	事業系	580,600,827	580,806,275	△ 205,448	△0.04%
	計	3,002,707,747	2,851,231,341	151,476,406	5.31%

単位当たりの処理原価

単位 円/kg

処理原価		R2	R1	比較	
生活系	(千円)	2,422,107	2,270,425	151,682	6.68%
事業系	(千円)	580,601	580,806	△ 205	△0.04%
計	(千円)	3,002,708	2,851,231	151,477	5.31%
ごみ処理量		÷			
生活系	(トン)	76,293	73,868	2,425	3.28%
事業系	(トン)	37,564	41,950	△ 4,386	△10.46%
計	(トン)	113,857	115,818	△ 1,961	△1.69%
単位当たり処理原価		=			
生活系		31.7	30.7	1	3.26%
事業系		15.5	13.8	2	12.32%
計		26.4	24.6	2	7.32%

(家庭ごみ処理手数料)

家庭ごみ処理手数料の有料化は、平成21年10月から始まり13年目になりました。購入数の推移は次のとおりです。1世帯当たりの人員数が減少していることに伴い、1世帯当たりの指定袋購入数が伸びていることがわかります。

市民がごみ指定袋を購入するときに販売店を通じて納めている家庭ごみ処理手数料は、リサイクルや更なるごみ減量のための事業に使うものとしており、次のとおり各事業の経費に充てています。(図2-1-21、表2-1-17)

図2-1-21 家庭ごみ指定袋の購入数の推移

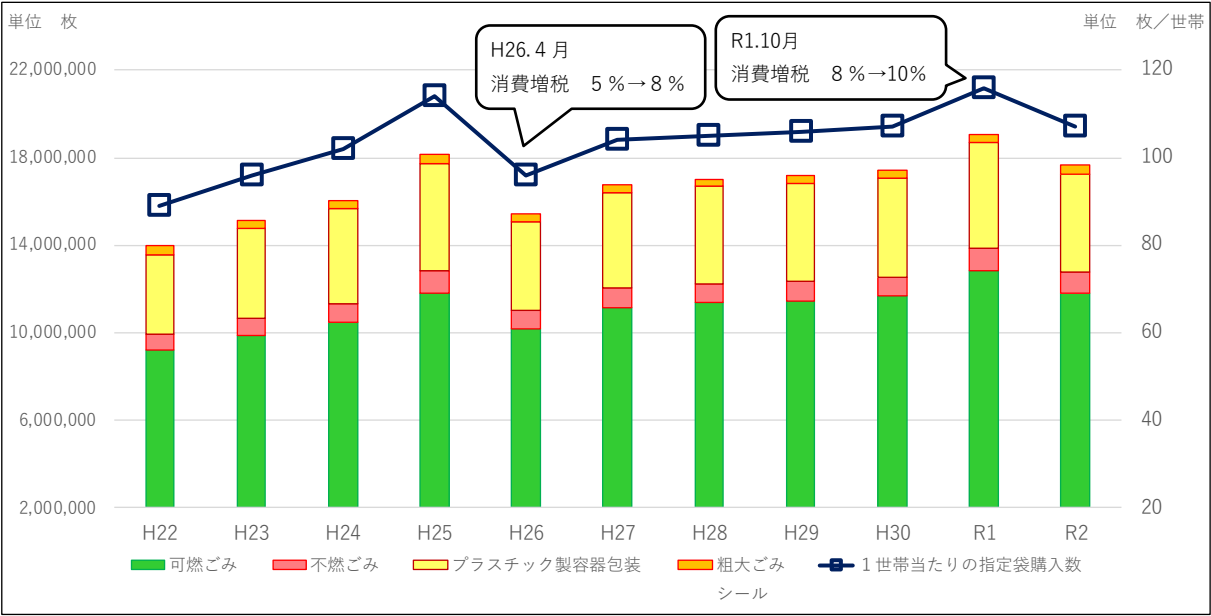


表2-1-17 家庭ごみ処理手数料の推移及び使いみち

単位 千円

年度	歳入	生ごみ 自家処 理機器 購入補 助金	生ごみ 減量啓 発等	ごみ分 別等啓 発・指導	資 源 回 収	不法投 棄対策	剪 定 枝 葉 資 源 化経費	剪 定 枝 葉 等 収 集 運 搬 経費	指 定 袋 流 通 管 理費等	市民1 人当た り (円)	1世帯 当たり (円)
28	340,440	3,223	1,512	10,797	73,546	5,406	95,346	122,220	28,390	895	2,142
29	343,400	2,800	1,500	11,000	76,800	5,100	102,404	114,496	29,300	908	2,147
30	347,780	2,455	1,426	22,768	66,043	4,924	100,472	118,587	31,105	925	2,165
R1	374,016	1,971	2,167	28,504	62,545	5,173	108,584	127,349	37,723	1,000	2,316
R2	354,274	2,510	1,355	19,092	53,953	5,237	121,940	116,518	33,689	952	2,179

※市民1人当たり・1世帯当たりの額は、当該年度の翌年4月1日現在の住民基本台帳から算出

4 ごみ処理の評価

(1) 長野市一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～令和3年度）における数値目標、実績及びその達成の見込み

平成29年2月に策定、4月に施行した新たな長野市一般廃棄物処理基本計画では、施策を着実に実行し、その効果を評価するために、平成27年度の数値を基準として、目標年次である令和3年度(2021年度)における次の数値目標3項目を設定しました。

- ・ごみの総排出量
- ・事業系可燃ごみ排出量
- ・家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

これらの数値目標及び令和2年度の実績は次のとおりです。

ア ごみの総排出量

ごみの総排出量の数値目標は、平成27年度比7,700トン減（5.8%減）の124,724トンとしました。第五次長野市総合計画で目標値としている市民一人一日当たりのごみ総排出量で換算すると、平成27年度比26グラム減の935グラムとなります。

令和2年度ごみの総排出量の達成状況は、数値目標より3,836トン少ない排出量となり、数値目標を達成しています。令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少が見込まれ、数値目標を達成する見込みです。

また、長野市総合計画で定める市民一人一日当たりのごみ総排出量は、数値目標より30グラム少ない排出量となり、数値目標を達成しました。（図2-1-22、図2-1-23）

図2-1-22 ごみの総排出量

単位：トン

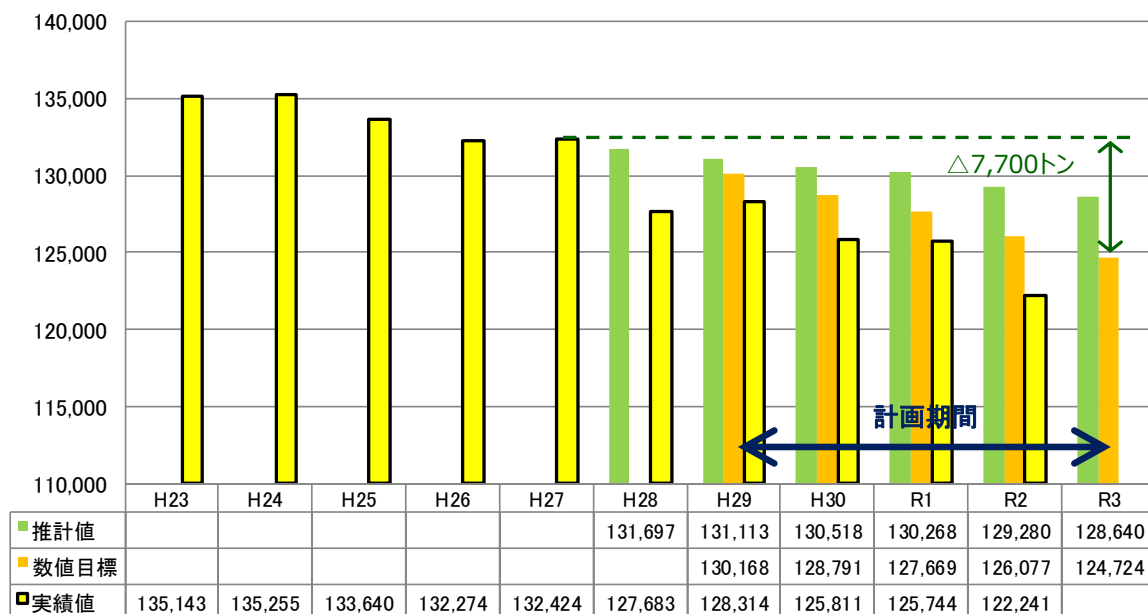
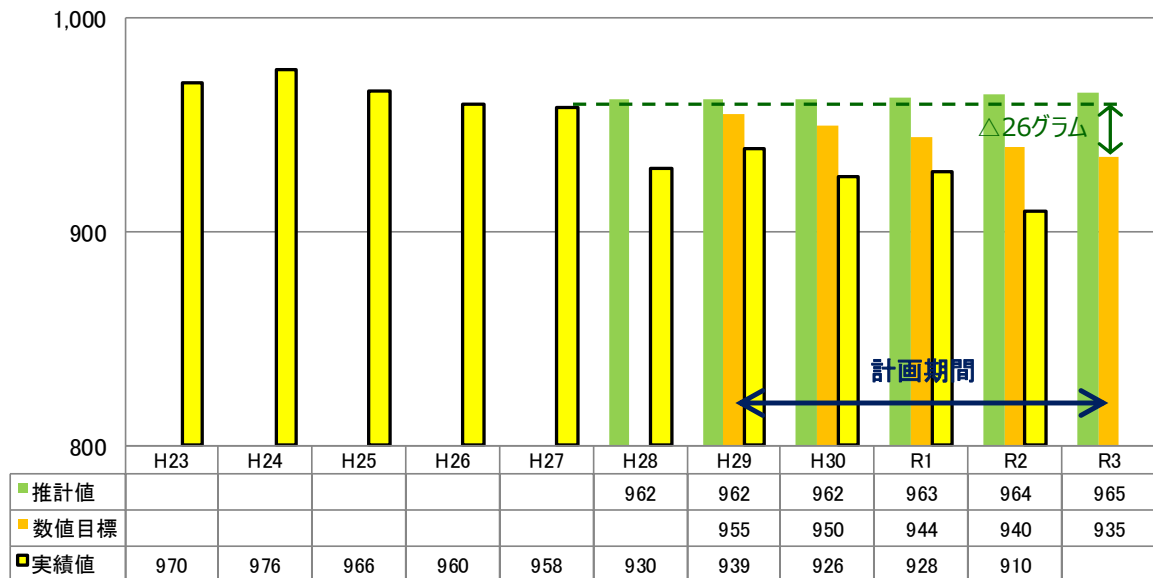


図2-1-23 市民一人一日当たりのごみ総排出量

単位：グラム



イ 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの数値目標は、平成27年度比124トン減(0.3%減)の39,757トンとしました。目標年次の推計値は40,806トンのため、1,049トンの減量を目指すこととし、経済成長と環境負荷の低減との両立を図るものとしています。

なお、長野市第五次総合計画では、事業系ごみ量全体(可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物)の数値目標を定めており、平成27年度比124トン減(0.3%減)の41,538トンとしました。

令和2年度事業系可燃ごみの達成状況は、新型コロナウイルスの影響により数値目標より4,209トン少ない35,616トンとなりました。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少する見込みです。

また、令和2年度事業系ごみ量は、37,507トンとなり、数値目標を達成しました。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、さらに減少する見込みです。

なお、経済指標(県内総生産(名目))とのデカップリングの状況は、次のグラフのとおりであり、引き続き捉えていく必要があります。(図2-1-24、図2-1-25)

図2-1-24 事業系可燃ごみ

単位：トン

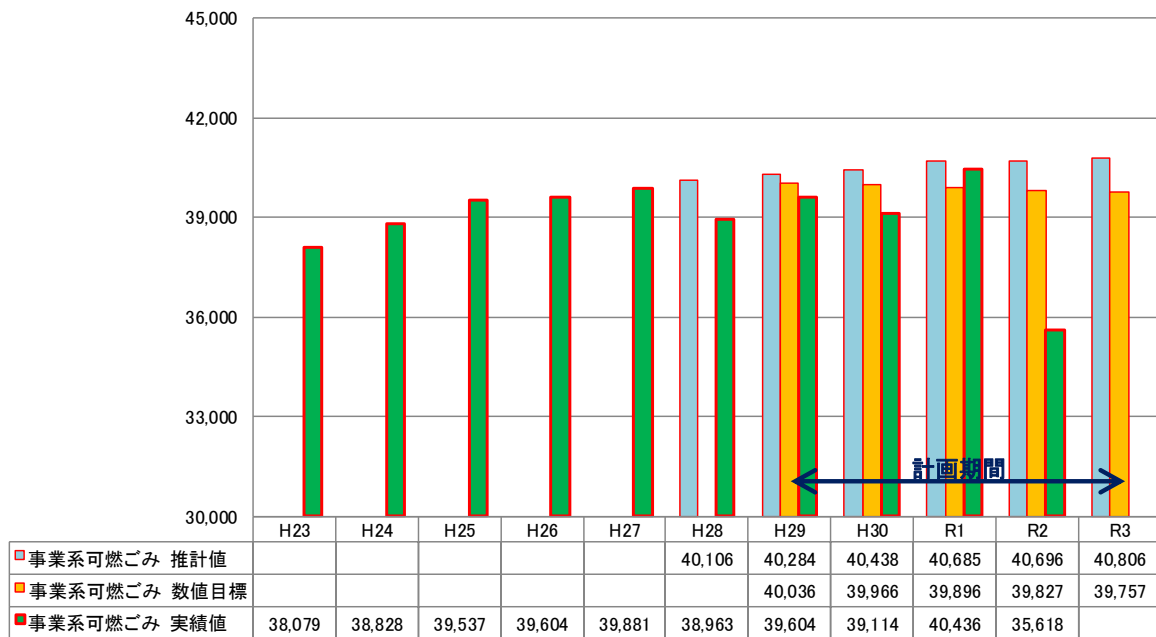
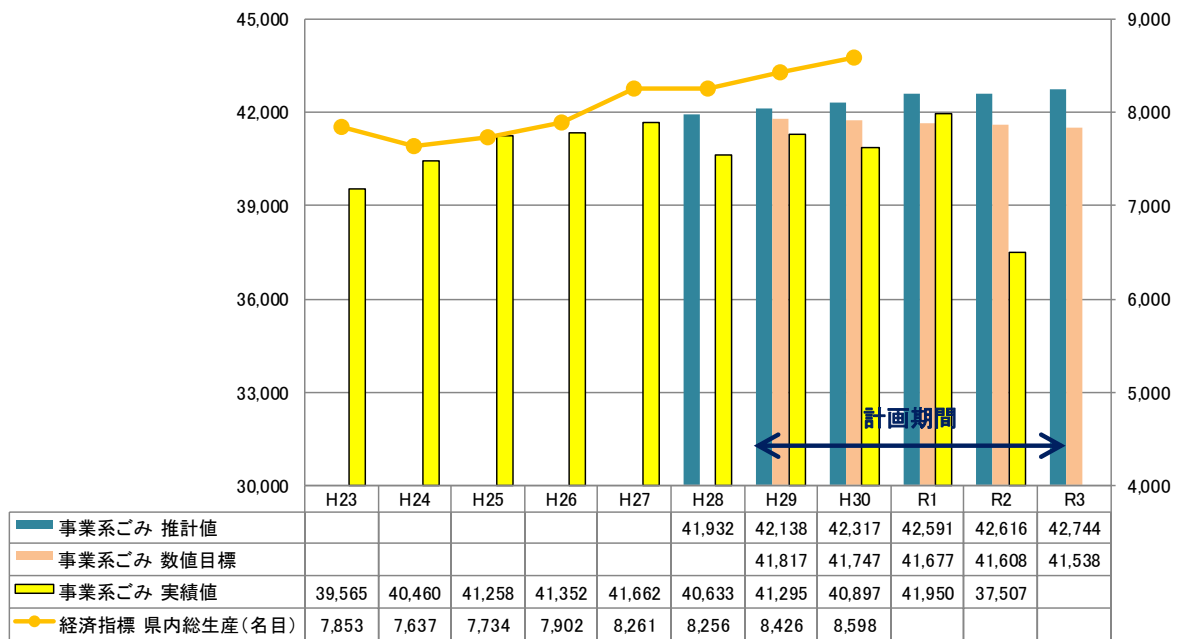


図2-1-25 事業系ごみ

単位：トン

単位：10億円



ウ 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

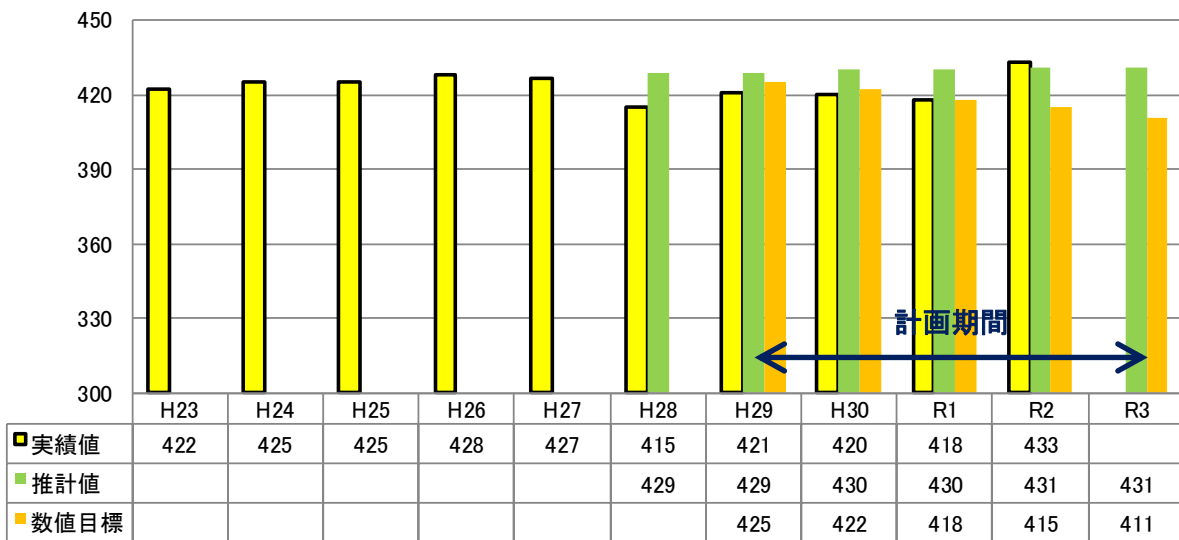
家庭ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの市民一人一日当たりの排出量を、平成27年度比17グラム減の411グラムとしました。

令和2年度家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量は、新型コロナウイルスの影響により433グラムとなりました。(図2-1-26)

令和3年度も新型コロナウイルスの影響が続き、増加する見込みです。

図2-1-26 家庭ごみの市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみの排出量

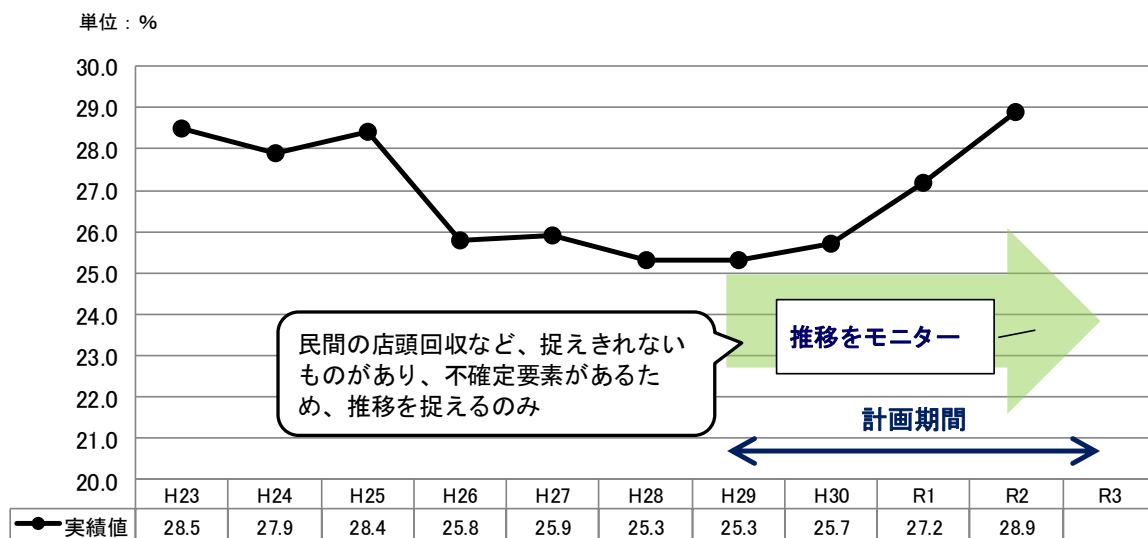
単位：グラム



エ リサイクル率（参考指標）

数値目標を補足する観点から、参考指標として、リサイクル率の推移を捉えています。(図2-1-27)

図2-1-27 リサイクル率



※リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

※平成25年度以降のリサイクル率には、焼却灰等の再資源化量を含む

(2) 国の目標値を基準値とした比較による評価

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日 環境省告示第7号）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）では、平成24年度を基準として令和2年度を目標年次とした数値目標を次のように定めています。

本市の令和2年度実績は次のとおりです。一人一日当たりの排出量は達成できていませんが、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量は達成しました。（表2-1-18）

表2-1-18 廃棄物処理基本方針 一般廃棄物の減量化の目標量

項目	目標量	本市の令和2年度実績及び達成状況
一人一日当たり排出量	平成24年度に対し排出量を12%削減	H24 958グラム／人・日 → R02 895グラム／人・日 (△6.6%)【未達成】
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500グラム／人・日	R02 433グラム／人・日 【達成】
リサイクル率	27%	R02 28.9% 【達成】
最終処分量	平成24年度に対し14%削減	H24 13,235トン → R02 2,974トン (△77.5%)【達成】

※1 一人一日当たりのごみ総排出量＝（ごみ収集搬入量＋集団回収量）／計画収集人口／365日×10⁶
なお、計画収集人口は、令和2年10月1日現在の住民基本台帳の値

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝（家庭系可燃・不燃ごみ収集搬入量）／計画収集人口／365日×10⁶

※3 リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

(3) 中核市の平均値を基準値とした比較による評価

環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査（令和元年度実績）から、本市と中核市(62市)の状況を比較した結果は次のとおりです。いずれの項目についても中央値より上位に位置しています。（表2-1-19）

表2-1-19 一般廃棄物処理事業実態調査 中核市平均値との比較

項目	中核市平均値	本市の実績及び順位
一人一日当たり排出量	944グラム／人・日	913グラム／人・日 (21／62位)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	576グラム／人・日	535グラム／人・日 (11／62位)
リサイクル率	19.6%	27.2% (7/62位)
最終処分量	11,458トン	3,905トン (12/62位)

令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果

※1 中核市とは、令和3年4月1日時点の62市

※2 一人一日当たり排出量＝（ごみ収集搬入量＋集団回収量）／計画収集人口／365日×10⁶

なお、計画収集人口は、令和元年10月1日現在の住民基本台帳の値

※3 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝（家庭系可燃・不燃ごみ収集搬入量）／計画収集人口／365日×10⁶

※4 リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（ごみ収集搬入量＋集団回収量）

5 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

令和2年3月31日閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減基本方針」という。）」では、日本そして世界の食品ロスの現状を次のように述べています。

日本の現状

- ・食料を海外からの輸入に大きく依存しており、2018年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっている。
- ・市区町村及び一部事務組合において一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を支出している。
- ・食費が家計に占める割合は大きく、消費支出の4分の1を占めている。
- ・子供の貧困が深刻な状況にあり、7人に1人が貧困状態と依然として高水準である。

世界の現状

- ・世界の食料廃棄量は年間約13億トンと推計されている。また、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されている。食料の生産に伴うCO2排出量は世界全体の排出量の約25%を占めるとされているが、廃棄された食料のためにもCO2が排出され、土地の利用等にも無駄が生じている。
- ・世界の人口は増え続けており、2050年には約98億人に達すると推計されている。
- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は約8億人いると推計されている。
- ・2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）でも、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられている。

以上のように、日本においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、大量の食品ロスが発生しています。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsにおいても、その削減が重要な課題となっています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要です。食品ロスの削減により、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減、CO2排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できます。

私たち一人ひとりが、まだ食べられることができる食品を無駄にせず、食品ロスを減らしていくことが重要です。

(1) 全国的食品ロス量の推計

平成30年度の全国における食品ロス量は約600万トン、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約324万トンと推計されており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降で最少となっています。全国で発生している食品ロス量約600万トンを国民1人あたりに換算すると、1日約130グラムとなり、茶わん1杯分の御飯の量に相当します。(図2-1-28、図2-1-29)

図2-1-28 全国的食品ロス量の推移

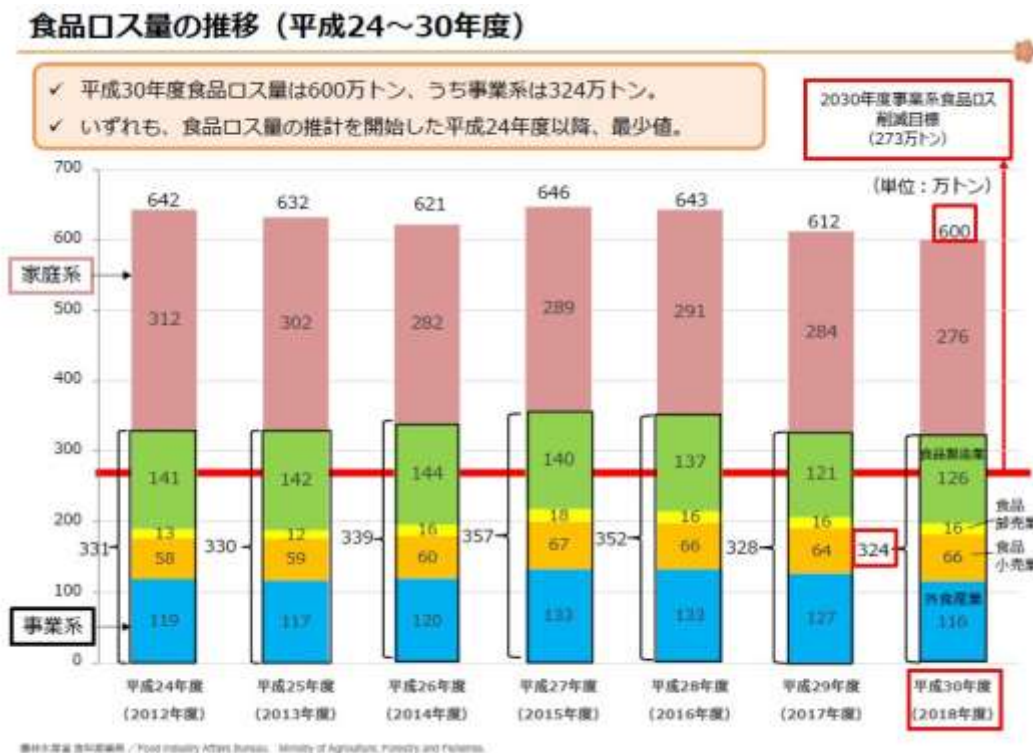
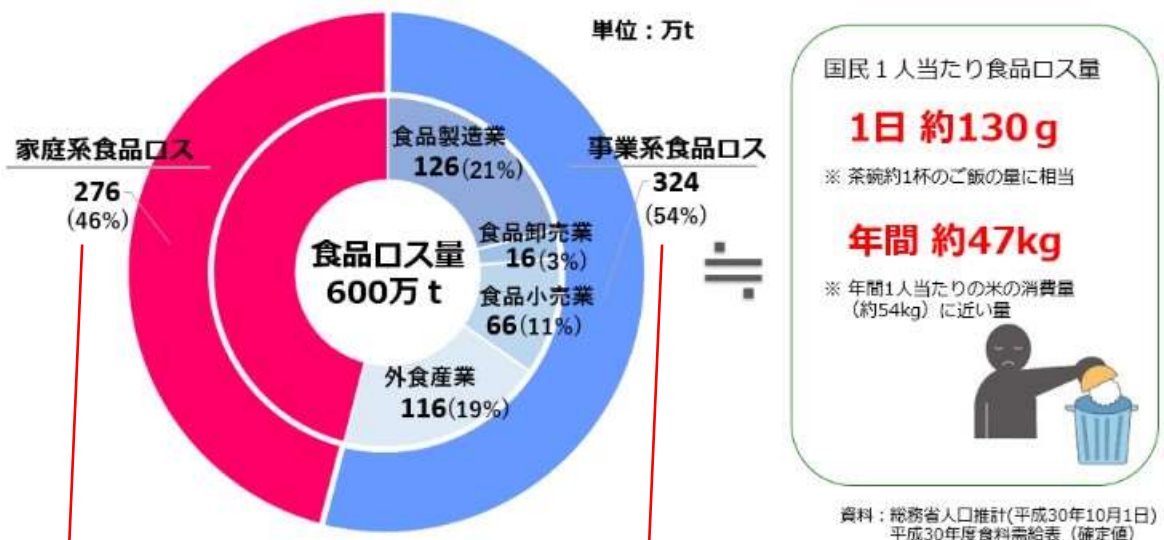


図2-1-29 一人一日当たりの食品ロス量



国民一人一日あたりに換算すると
60 グラム/人・日

国民一人一日あたりに換算すると
70 グラム/人・日

(農林水産省ホームページ)

(2) 長野市の食品ロス量の推計

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度の食品ロス量を推計する必要があります。

ア 家庭ごみに含まれる食品ロスの割合

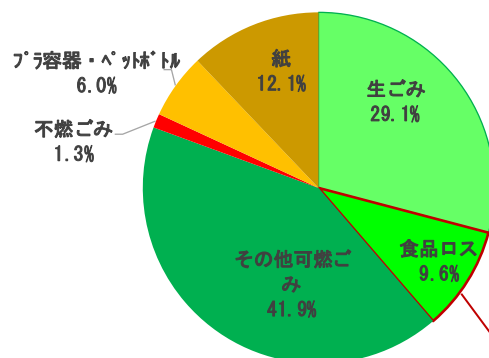
本市では、家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、ごみ集積所へ排出された家庭ごみの組成分析調査を実施しています（湿重量ベース 年1回 定点サンプリング方式）。

平成28年度から家庭系可燃ごみの調査項目に食品ロスを加え、実施しています。家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合は、平成28年度～令和元年度平均で9.6%となりました。この結果から近年の家庭系食品ロス量を算出すると、令和元年度は36.8グラム／人・日、令和2年度は37.8グラム／人・日となりました。（図2-1-30、図2-1-31）

図2-1-30 家庭ごみに含まれる食品ロスの割合

平成28～令和元年度家庭系可燃ごみの組成

項目	H28	H29	H30	R01	H28～R01平均	
	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	平均重量	割合
生ごみ	5,226	6,089	5,443	5,776	5,634	29.1%
食品ロス	2,498	1,576	1,749	1,613	1,859	9.6%
その他可燃ごみ	8,533	8,339	7,101	8,554	8,131	41.9%
不燃ごみ	260	508	159	49	244	1.3%
ガラス容器・ペットボトル	843	969	1,689	1,111	1,153	6.0%
紙	1,727	1,617	3,610	2,396	2,338	12.1%
計	19,087	19,098	19,751	19,499	19,359	100.0%



家庭系食品ロスの量

令和元年度 36.8 グラム／人・日

令和2年度 37.8 グラム／人・日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から組成分析調査を実施していない。

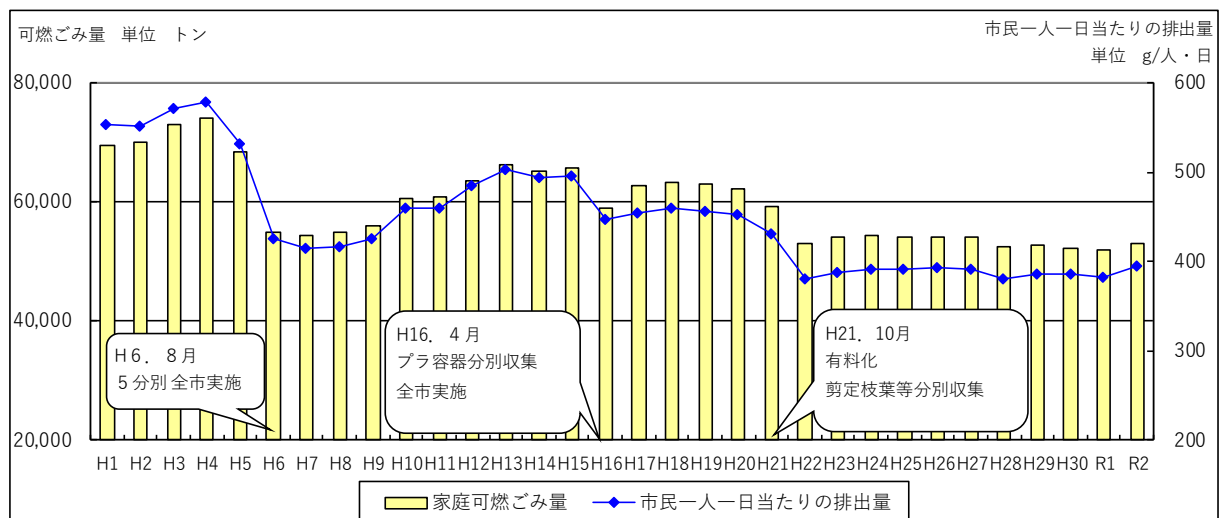
図2-1-31 可燃ごみの指定袋の中にあった食品ロス



イ 長野市の家庭系可燃ごみ量の推移

食品ロスは、可燃ごみとして排出されます。家庭系可燃ごみ量の推移を見ると、分別区分を増やしたこと、家庭ごみ処理手数料を有料化したことにより減少しています。
(図2-1-32)

図2-1-32 家庭系可燃ごみ量と市民一人一日当たりの排出量の推移

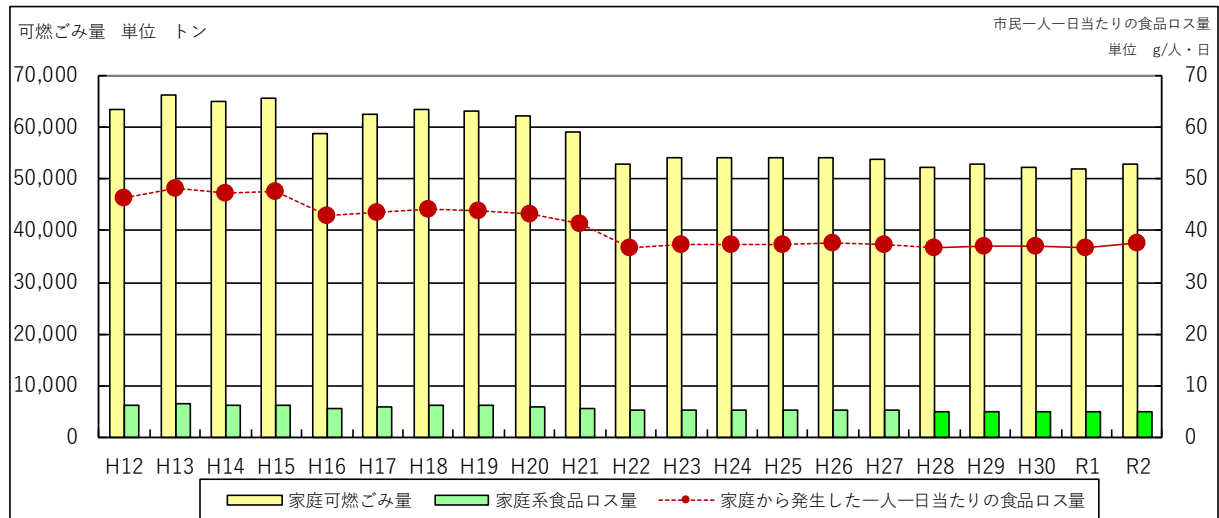


※市民一人一日当たりのごみ排出量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

ウ 長野市の家庭系食品ロス量の推計

上記ア及びイで得た結果を基に、平成12年度（2000年度）から令和2年度までの家庭系食品ロス量を推計しました。各年度の市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量に、アで得られた結果（9.6%）を乗じて各年度の食品ロス量を算出したところ、平成12年度と比べて令和2年度は1,032トン、市民一人一日当たりでは8.7グラム／人・日食品ロスが削減されていると推計できます。（図2-1-33、図2-1-34）

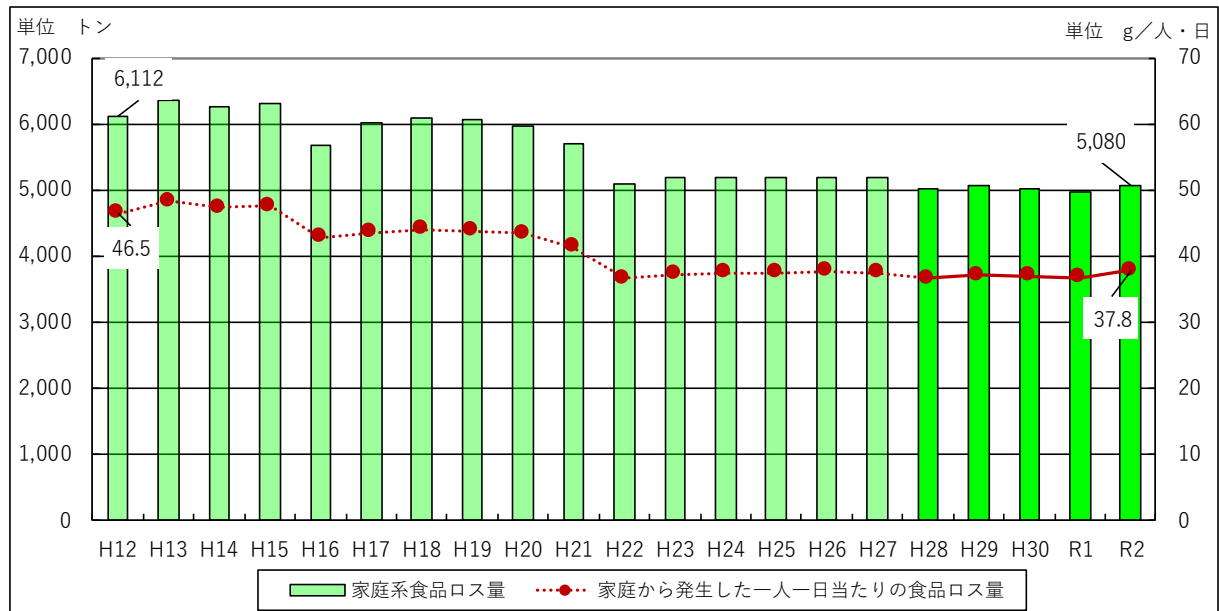
図2-1-33 長野市の家庭系食品ロス量推計値（可燃ごみとの対比）



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成12～令和2年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28～令和元年度の組成割合（9.6％）を乗じて算出、推計した

図2-1-34 長野市の家庭系食品ロス量推計値



※家庭系食品ロス量は、各年10月1日現在の人口（長野県毎月人口異動調査結果）により算出

※平成12～令和2年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28～令和元年度の組成割合（9.6％）を乗じて算出、推計した

エ 長野市の事業系食品ロス量

本市では、事業系の食品ロス量は調査していませんので、今後調査方法等を検討する必要があります。

現在、事業系の食品ロスのうち一般廃棄物に分類されるものについては、事業系一般廃棄物として適正に処理するよう指導しています。本市では、事業者がその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとしており、事業者自らが処理施設へ搬入する又は市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託、若しくは市が許可した一般廃棄物処分業許可業者等に自己搬入のいずれかの方法で処理することとしています。

平成31年(2019)3月に発行した「事業ごみの処理ガイド」では、可燃ごみのうち生ごみについて、ながの環境エネルギーセンター又は食品リサイクル施設への処理を記載し、生ごみの資源化について啓発しています。(図2-1-35)



図2-1-35 事業ごみの処理ガイド (P4～5 可燃ごみの処理方法)

一般廃棄物

可燃ごみ

リサイクルできない紙類は、「可燃ごみ」で出してください

表	処理方法	処理施設
- 写真・紙コップ - 感熱紙・カーボン紙 - ティッシュ 等	自己搬入もしくは許可業者	ながの環境エネルギーセンター ※処理方法① または、処理方法②へ

可燃ごみのうち、生ごみ

表	処理方法	処理施設
- 食品の食べ残り - 食品の食べ残り - 調理残さ - 魚のあら - 茶殻 等	自己搬入もしくは許可業者	ながの環境エネルギーセンター または、 食品リサイクル施設 ※処理方法① または、処理方法②へ ※食品リサイクル施設（生ごみ）※処理方法①

（食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動物性の残さは「資源物」として処理してください。）

処理方法① 事業所が処理施設に自己搬入する。（有料）

○燃えるごみは、ながの環境エネルギーセンター（資源物参照）に自己搬入してください。

○施設に搬入する際は、市内のどこの事業所から排出されたごみが確認できますので身分証明書（名刺等）をご持参ください。

○土曜日や年末は、大変混雑します。

○ごみを入れる袋は、中身の確認できるものを使用してください。

可燃ごみ処理手数料 160円/10Kgごとに

処理方法② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。（有料）

○長野市の一般廃棄物収集運搬業許可業者については、市役所産業物対策課までお問い合わせください。また、長野市のホームページでも許可業者の一覧を公開しています。

《長野市WEBサイト》 <https://www.city.nagano.nagano.jp/TOPページ> → 事業者の皆さんへ → 事業系ごみ → 一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿

○許可業者によって収集運搬料金が異なります。ごみの種類・収集頻度・時間・資源物の取り扱い等の条件を伝え、数社から見積りを取り、審査で契約を結んでください。

許可業者に委託し、ながの環境エネルギーセンターで焼却処理する場合の処理費用
可燃ごみ処理手数料（160円/10Kgごとに）+許可業者の収集運搬料金

処理方法③ 食品リサイクル施設に搬入し、リサイクルする。

長野市内にある登録再生利用事業者
直富商事株式会社 電話番号 026-222-1887

詳しくは農林水産省ホームページへ
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokyu_loss/ (資源リサイクル証明書)

紙類

表	処理方法	処理施設
- 新聞紙・雑誌・ダンボールなどの古紙類 - 紙袋・感付封筒などの紙類 - 機密文書	資源物引取業者 自己搬入もしくは許可業者	資源物引取業者（古紙処理等） 長野市資源再生センター ※資源物引取業者 ※処理方法①へ ※長野市資源再生センター ※処理方法②へ

4種類に分けて、ひもで十字にしばる（ガムテープは使用しないこと）

新聞紙・折込みチラシ ダンボール 飲料パック 雑誌・その他古紙

(3) 市民アンケートの調査結果

第五次総合計画の進捗管理を行うために毎年度実施しているアンケート調査において回答者の実践状況を把握するためのアンケート指標の中に「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」があります。平成28年度～令和2年度までの実績値の推移は次のとおりです。全世代で肯定的評価が高くなっており、食べ物を無駄にしないようにする意識の高さが見て取れます。(表2-1-20、図2-1-36)

表2-1-20 令和2年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果

単位 %

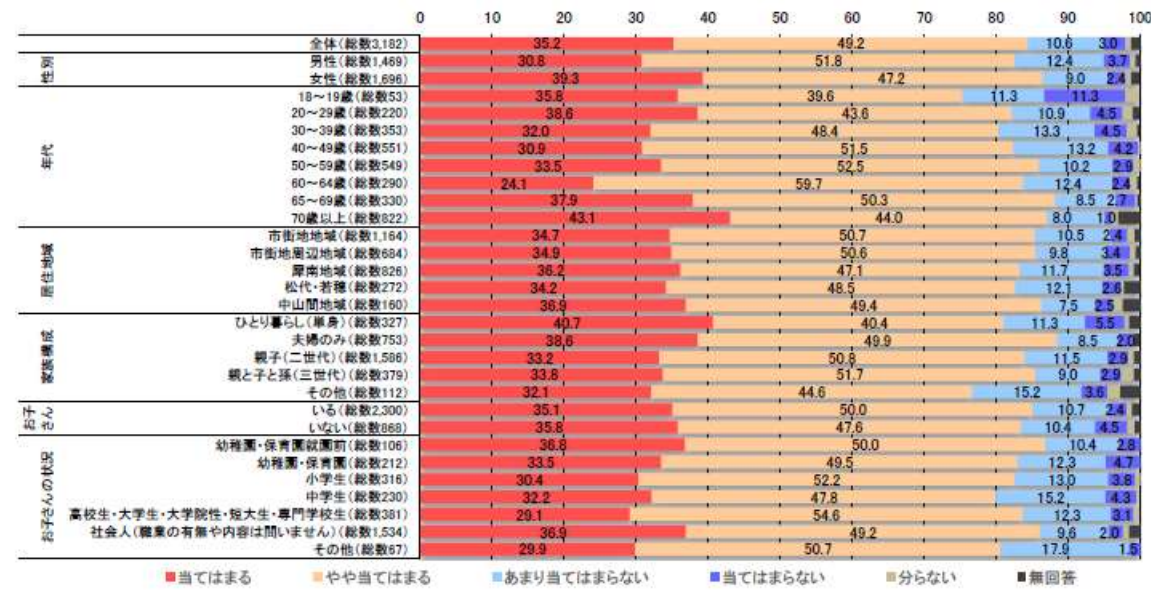
指標名	年度					
	H28	H29	H30	R1	R2	平均
食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している	81.7	81.0	82.9	81.7	84.4	82.5

(企画課)

※第五次総合計画アンケート指標の令和2年度実績値から抜粋

※アンケート指標のうち回答者自身の実践状況「食べ物を無駄にしないなど、ごみを出さないように気をつけて生活している」の肯定的回答割合（当てはまる、やや当てはまる）を集計

図2-1-36 令和2年度第五次総合計画推進のための市民アンケート調査結果



6 課題の抽出

本市のごみ処理の実績や国及び長野県におけるごみ処理行政の動向等、さらには国連で2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられたSDGsの観点から本市のごみ処理の状況を捉えると次の課題が整理されます。

(1) 排出抑制（3R）に関する課題

ア 食品ロスの更なる削減

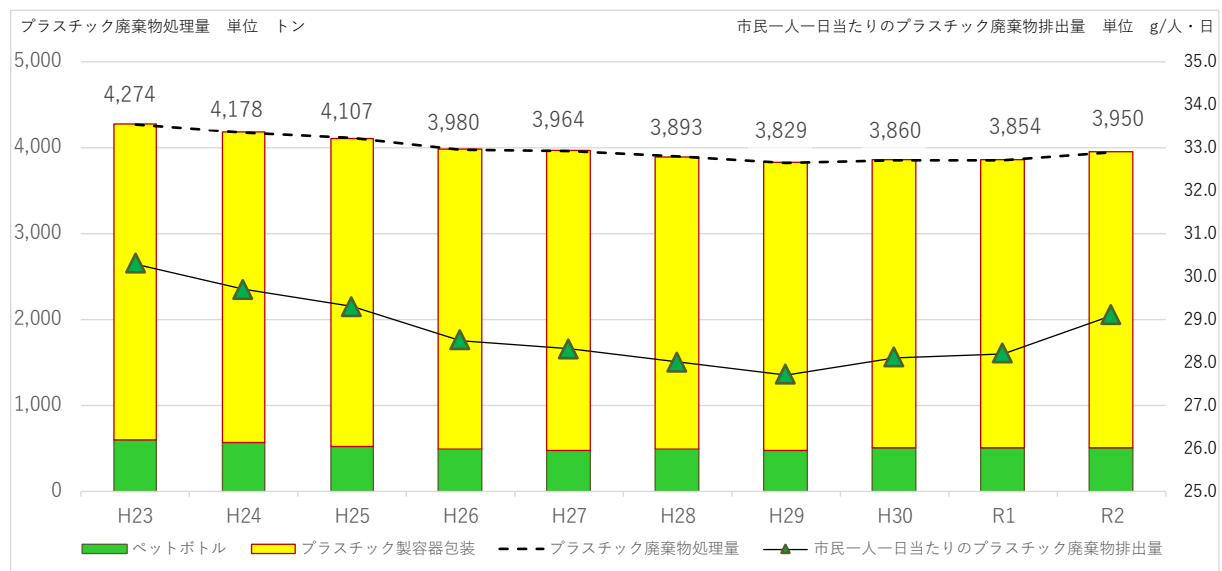
食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしています。本計画の計画期間は令和8年度(2026年度)までですが、令和12年度(2030年度)を見据え、食品ロスを削減する方策等を検討する必要があります。

イ プラスチック廃棄物への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことでプラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の市民一人一日当たりの排出量に微増の傾向が見受けられます。（図2-1-37）

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応を検討する必要があります。

図2-1-37 プラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の処理量及び市民一人一日当たりの排出量



ウ 家庭ごみ処理手数料有料制度の検証

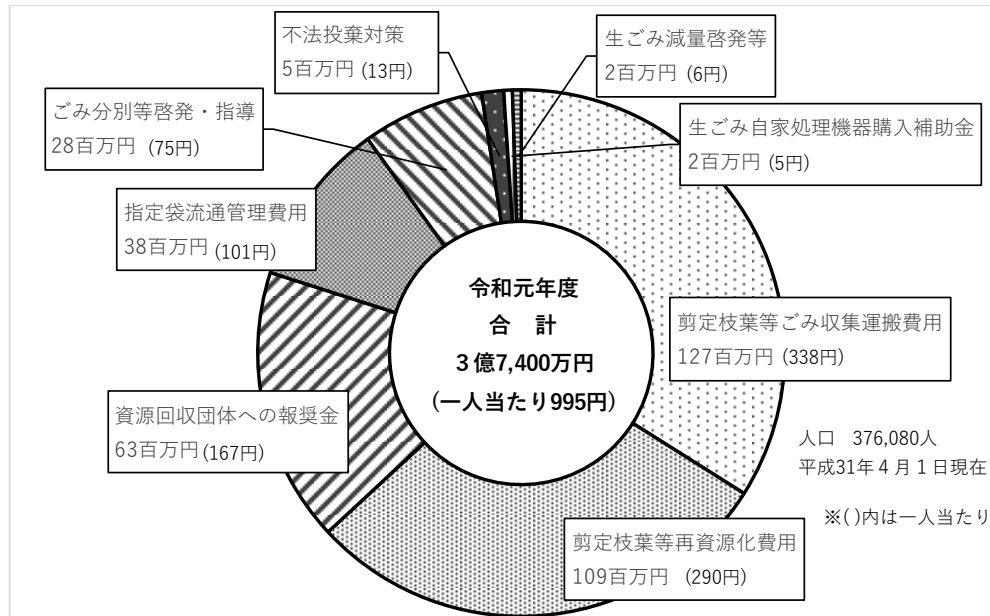
家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの減量を目的とし、ごみ指定袋を購入するとき販売店を通じて納めていただいております。リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。

現在の家庭ごみ処理手数料有料制度を導入してから13年目を迎え、現在も家庭ごみ量は減少傾向が続いており、市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づ

き3年に1回見直ししていますが、手数料は制度導入以降を据え置きとしています。

今後は、食品ロスやプラスチック廃棄物を削減するための施策など新たに対応すべき施策への財源とすることも検討する必要があります。

図2-1-38 家庭ごみ処理手数料の使いみち



(令和3年2月発行えこねこ通信)

ウ 事業ごみ排出量の削減

近年の事業系ごみ排出量は横ばいであることから、事業者に対する啓発・指導を強化し、事業ごみの削減を図る必要があります。

なお、事業者はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとしています。事業ごみの分別の徹底、適正な処理を引続き啓発・指導する必要があります。

(2) 収集運搬に関する課題

ア 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入

国プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）に掲げる可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取組を進めることとされていることから、導入を検討する必要があります。

イ 更なる分別の徹底

充電式電池やスプレー缶を不燃ごみとして排出したことが原因でごみ収集車の火災が毎年10数件発生しており、状況により車両の爆発や周辺住宅への延焼等の大事故につながる危険性があります。また、直接の発火の原因は特定できていませんが、不適正なごみ分別が原因と考えられる火災が平成31年4月に資源再生センターで発生しました。これらを防止するために、市民へ分別の徹底を呼びかける必要があります。

ウ 適正に処理ができないごみへの対応

充電式電池内蔵製品や水銀含有製品等が家庭の中に多く見受けられるようになり、これらが不燃ごみとして排出されています。このようなものが多く排出されると資源再生センターの処理施設では適正に処理することが困難な状況になります。これらを適正に処理するための分別・回収方法を検討する必要があります。

エ 一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針

令和3年4月1日現在市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は192事業者（し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年(2017年)4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。

今後の事業系ごみ発生量及び社会情勢を予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討する必要があります。

(3) 処分に関する課題

ア 適正に処理ができないごみへの対応

充電式電池内蔵製品や水銀含有製品等が家庭の中に多く見受けられるようになりました。今後、これらが多く排出されると資源再生センターの処理施設では適正に処理することが困難な状況になります。これらを適正に処理するために外部委託等を検討し、処理フローを確保する必要があります。

イ 処理施設の老朽化

資源再生センター資源化施設は、平成8年の稼働以来25年が経過していることから、老朽化が顕著になっているため、施設の耐用年数を考慮すると、処理施設整備の検討が必要です。

ウ プラスチック使用製品の廃棄物への対応

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルをすることとされており、市町村が行っている容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用することが想定されています。国の措置内容等を踏まえ、対応を検討する必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

1 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) ごみの発生量の見込み

近年のごみ処理実績から一人一日当たりの発生量（g／人・日）を算出し、トレンド法を用いて将来の発生原単位を算出、将来人口を乗じて発生量を予測しました。

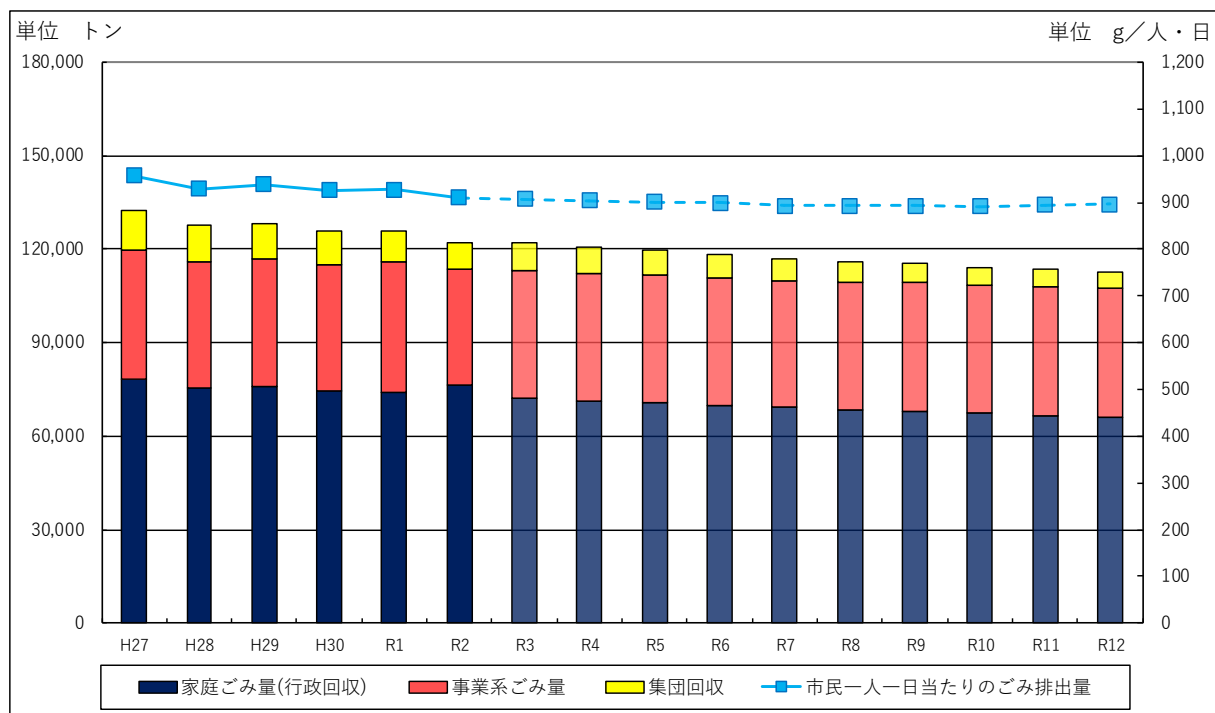
予測に当たっては、家庭ごみ及び集団回収については新型コロナウイルスの影響を除くため、平成27年度から令和元年度までの実績を基に発生原単位を算出しました。事業系ごみについては新型コロナウイルス及び令和元年東日本台風の影響を除くため、平成27年度から平成30年度までの実績を基に算出しました。

また、SDGsの観点から令和12年度(2030年度)までのごみ発生量を予測することで、目標値設定の検討材料とすることとしました。(表2-2-1)

(ごみ総量)

ごみ総量と市民一人一日当たりの発生量は、今後も減少するものと見込まれます。(図2-2-1)

図2-2-1 ごみ総量と市民一人一日当たりのごみ発生量の見込み（令和3年度以降は推計値）

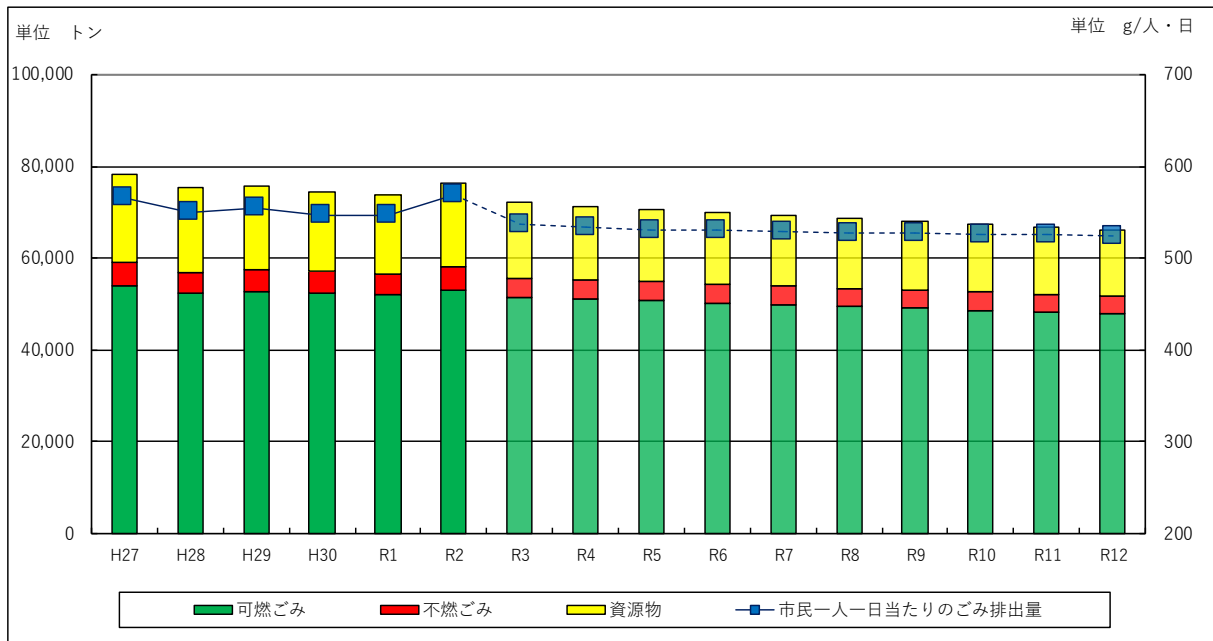


※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表（長野市企画課）を参照

(家庭ごみ量)

家庭ごみ量は、今後も減少するものと見込まれます。特に、資源物の減少が顕著です。市民一人一日当たりの発生量も減少していきます。(図2-2-2)

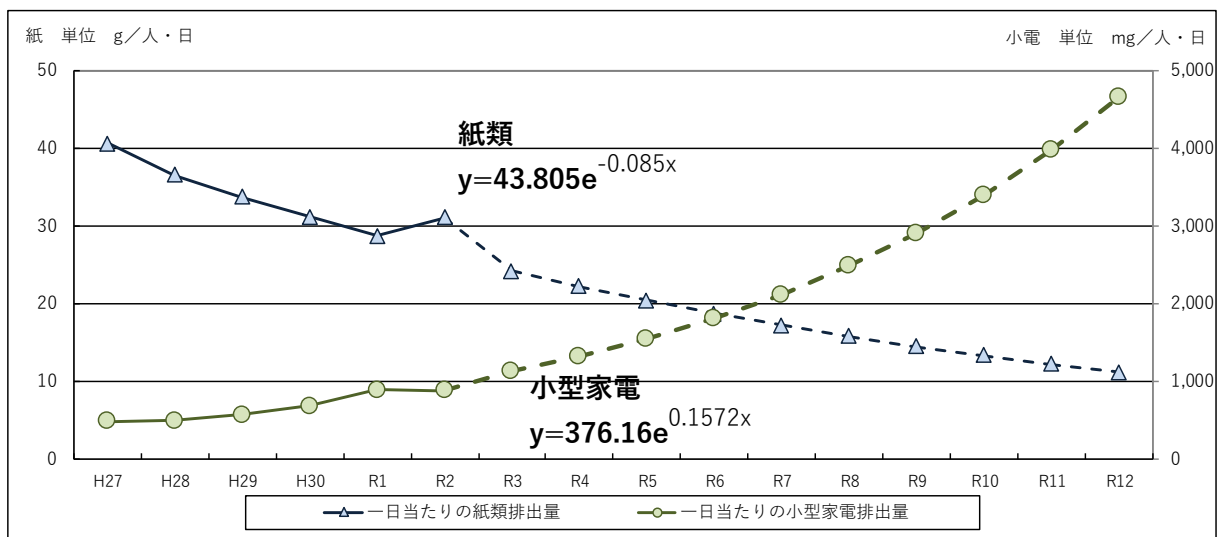
図2-2-2 家庭ごみ発生量(集団回収含まない)の見込み(令和3年度以降は推計値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

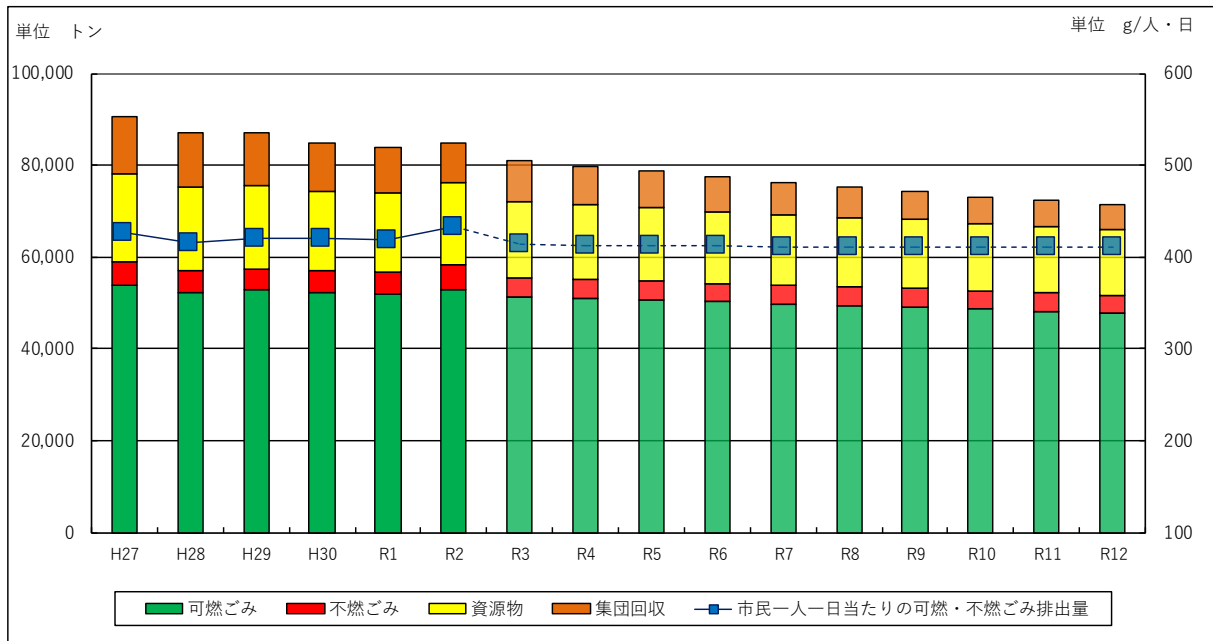
上記の推計に当たり資源物の発生量は、品目ごとに発生原単位を算出し集計しました。特に、紙類の減少が著しい一方、平成27年度から回収している小型家電は、今後も回収量が増加していくことが見込まれ処理費用の増加が見込まれます。(図2-2-3)

図2-2-3 紙類と小型家電発生量の見込み(令和3年度以降は推計値)



集団回収を含む家庭ごみ量も今後も減少するものと見込まれますが、市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量は減少幅が小さくなるものと見込まれます。(図2-2-4)

図2-2-4 家庭ごみ発生量(集団回収含む)の見込み(令和3年度以降は推計値)

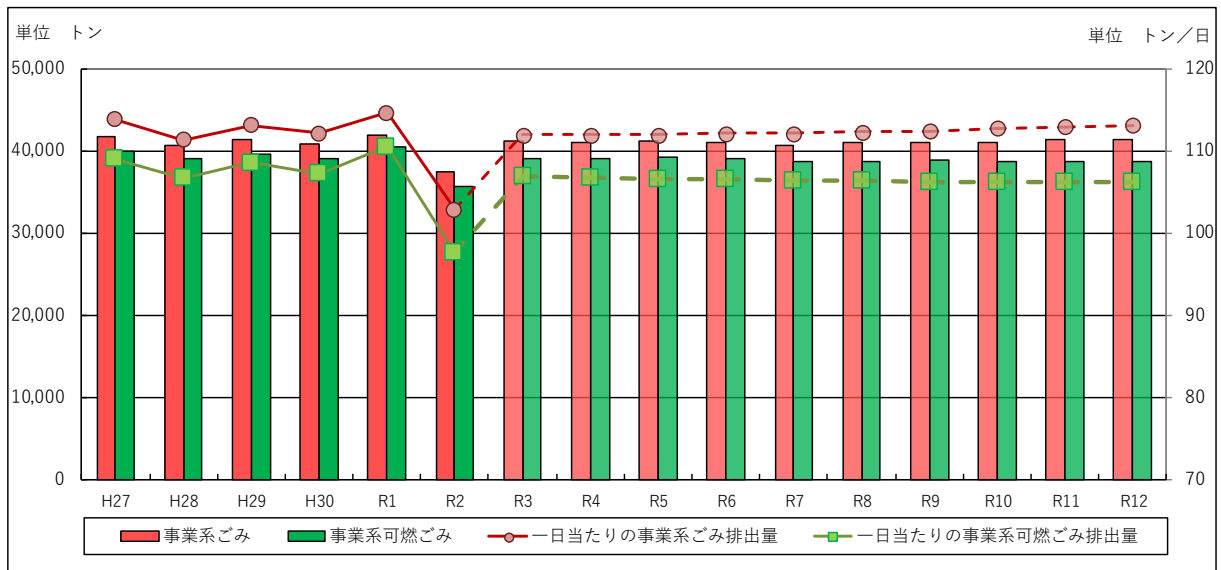


※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

(事業系ごみ量)

事業系ごみ量は、今後も横ばいが続くことが見込まれます。1日当たりの可燃ごみ発生量は、106~107トンで推移するものと見込まれます。(図2-2-5)

図2-2-5 事業系ごみ発生量の見込み(令和3年度以降は推計値)

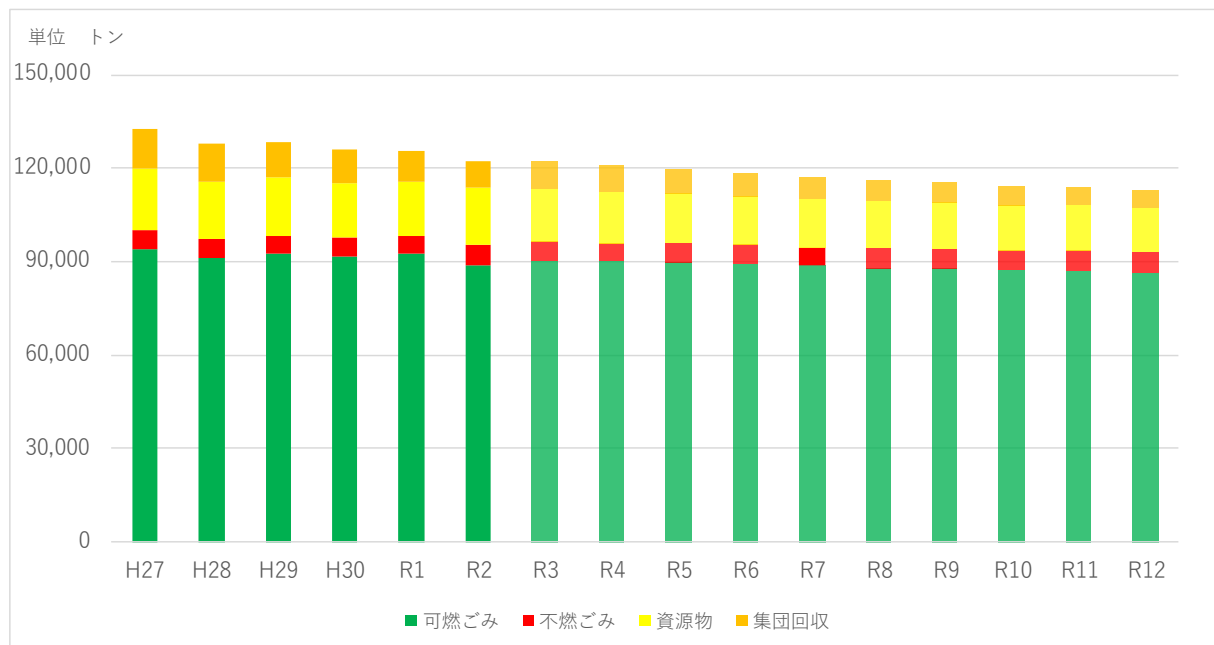


(2) ごみ処理量の見込み

(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物)

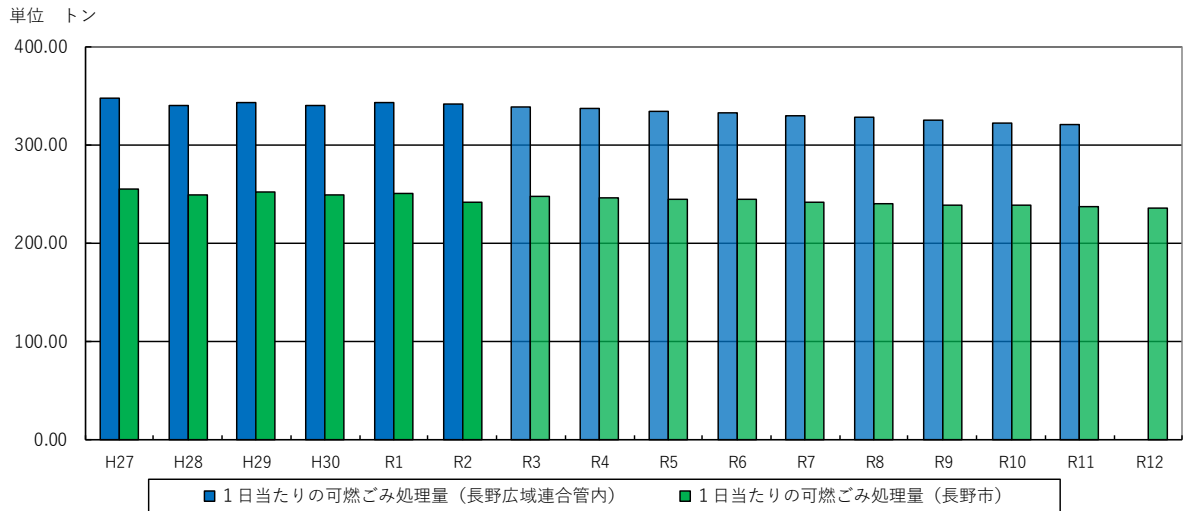
ごみ発生量見込みからごみの種類別の処理量を予測しました。ごみ処理量全体も可燃ごみ処理量も減少傾向が続きます。(図2-2-6)

図2-2-6 ごみ処理量の見込み(令和3年度以降は推計値)



可燃ごみは長野広域連合焼却施設で処理しています。長野広域連合が見込む可燃ごみ処理量は令和8年度で328.33トン/日です。長野市の令和8年度の可燃ごみ処理見込量は241トン/日であり、長野広域連合の処理量の範囲内となっています。(図2-2-7)

図2-2-7 1日当たりの可燃ごみ処理量（令和3年度以降は推計値）



※長野広域連合ごみ処理広域化基本計画より

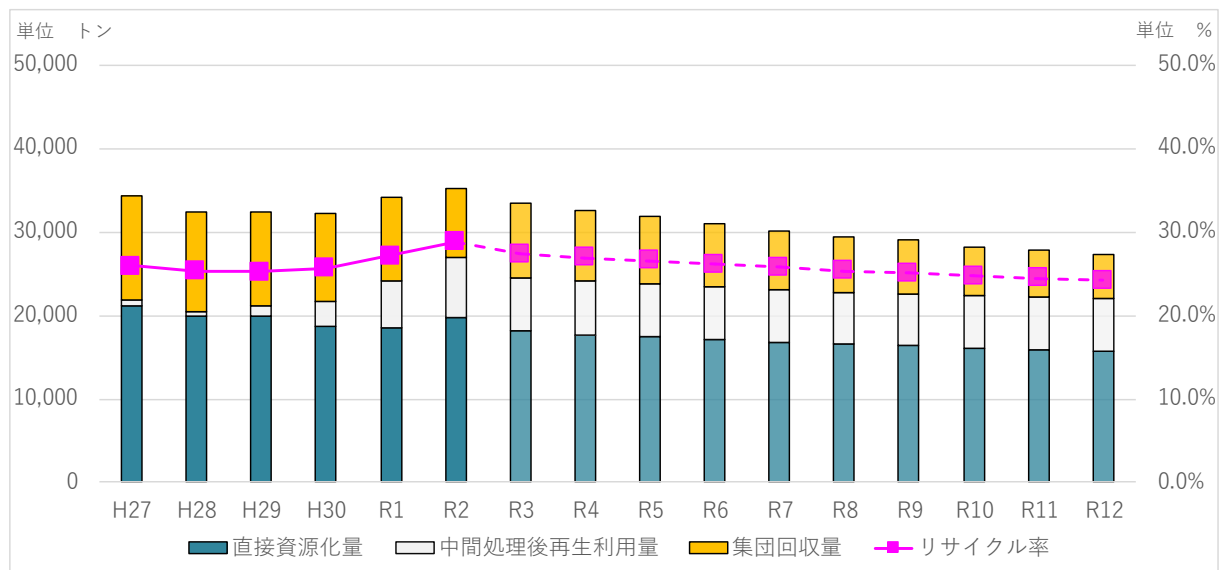
※ごみ処理広域化基本計画では将来予測を令和11年度まで行っている

（リサイクル率）

資源物の発生量が減少していくことに伴い、リサイクル率も減少していきます。ごみ発生量見込みからごみの種類別の処理量を予測しました。ごみ処理量全体も可燃ごみ処理量も減少傾向が続きます。

なお、長野広域連合ちくま環境エネルギーセンターが稼働すると中間処理後再生利用量が増加すると考えられますが、本計画では予測が困難なことから考慮していません。（図2-2-8）

図2-2-8 資源化量とリサイクル率の見込み（令和3年度以降は推計値）



（最終処分量）

最終処分量は、今後横ばいが続くと予想されます。

なお、長野広域連合ちくま環境エネルギーセンターが稼働することにより、中間処理後再生利用量の増加に伴い、最終処分量は減少すると見込まれますが、本計画では予測が困難なことから考慮していません。（図2-2-9）。

図2-2-9 最終処分量の見込み（令和3年度以降は推計値）

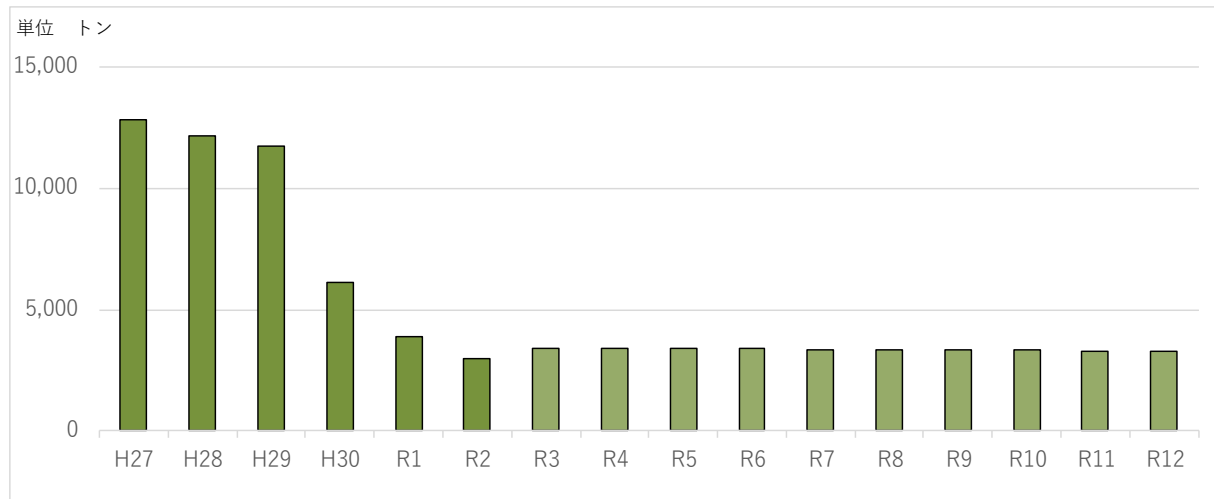


表2-2-1 ごみの発生量及び処理量の見込み

項目	年度	実 績						推 計												備 考
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
行政区域内人口	(人)	377,598	376,202	374,546	372,304	370,057	368,226	368,368	366,118	363,766	361,315	358,757	356,092	353,340	350,508	347,600	344,677	将来人口推計値		
行政区域内世帯	(世帯)	150,414	151,331	152,193	152,734	153,437	154,515	154,322	154,115	153,827	153,470	152,982	152,359	151,779	151,152	150,447	149,694	※		
家 庭 系	年間収量	(t/年)	78,234	75,250	75,753	74,308	73,868	76,359	72,063	71,381	70,745	69,978	69,260	68,531	68,112	67,314	66,699	66,098		
	可燃ごみ	(t/年)	53,974	52,363	52,791	52,314	51,930	52,966	51,362	51,048	50,726	50,246	49,891	49,390	49,143	48,615	48,212	47,807		
	不燃ごみ	(t/年)	4,982	4,631	4,721	4,732	4,725	5,253	4,168	4,143	4,127	4,088	4,059	4,029	4,009	3,966	3,933	3,900		
	資源物	(t/年)	19,278	18,256	18,241	17,262	17,213	18,140	16,533	16,190	15,892	15,644	15,310	15,112	14,960	14,733	14,554	14,391		
	紙	(t/年)	5,612	5,019	4,612	4,242	3,885	4,173	3,227	2,940	2,663	2,506	2,226	2,080	1,940	1,663	1,522	1,384		
	びん	(t/年)	2,252	2,143	2,094	2,060	2,008	2,107	2,017	2,004	1,864	1,846	1,833	1,820	1,811	1,791	1,776	1,761		
	缶	(t/年)	650	623	607	597	559	617	538	535	533	528	524	390	388	384	381	377		
	ペットボトル	(t/年)	504	510	506	533	494	540	538	535	533	528	524	520	517	512	507	503		
	プラスチック製容器包装	(t/年)	3,549	3,460	3,449	3,423	3,368	3,525	3,361	3,341	3,328	3,297	3,274	3,249	3,233	3,198	3,172	3,145		
	剪定枝葉	(t/年)	6,523	6,306	6,773	6,195	6,665	6,925	6,588	6,548	6,657	6,594	6,547	6,629	6,595	6,653	6,597	6,542		
	その他資源物	(t/年)	188	195	200	212	234	253	264	287	314	345	382	424	476	532	599	679		
	乾電池	(t/年)	98	102	100	98	95	112	95	94	93	92	91	90	89	87	86	85		
	食用油	(t/年)	3	4	4	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
	蛍光灯	(t/年)	21	22	19	19	16	21	15	14	13	12	11	10	10	9	8	8		
	小型家電	(t/年)	66	67	77	93	120	118	152	177	206	239	278	322	375	435	504	585		
	原単位	(g/人・日)	567	549	555	547	546	569	536	534	531	531	529	527	527	526	526	524		
	可燃ごみ	(g/人・日)	391	381	386	385	383	394	382	382	381	381	381	380	380	380	380	380		
	不燃ごみ	(g/人・日)	36	34	35	35	35	39	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31		
	可燃+不燃	(g/人・日)	427	415	421	420	418	433	413	413	412	412	412	411	411	411	411	410		
	資源物	(g/人・日)	140	134	134	127	128	136	123	121	119	119	117	116	116	115	115	114		
紙	(g/人・日)	41	37	34	31	29	31	24	22	20	19	17	16	15	13	12	11			
びん	(g/人・日)	16	16	15	15	15	16	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14			
缶	(g/人・日)	5	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3			
ペットボトル	(g/人・日)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
プラスチック製容器包装	(g/人・日)	26	25	25	25	25	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25			
剪定枝葉	(g/人・日)	47	46	50	46	49	52	49	49	50	50	50	51	51	52	52	52			
その他資源物	(g/人・日)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	5			
乾電池	(mg/人・日)	709	743	731	721	701	833	707	704	700	697	693	690	686	683	679	676			
食用油	(mg/人・日)	22	29	29	15	22	15	18	16	15	14	13	13	12	11	10	10			
蛍光灯	(mg/人・日)	152	160	139	140	118	156	109	102	96	90	85	79	74	70	65	61			
小型家電	(mg/人・日)	478	488	563	684	886	878	1,131	1,323	1,548	1,812	2,120	2,481	2,903	3,398	3,976	4,653			
事 業 系	年間量	(t/年)	41,662	40,633	41,295	40,898	41,950	37,507	41,088	41,059	41,146	41,012	40,629	40,978	41,077	40,953	41,308	41,299		
	可燃ごみ	(t/年)	39,882	38,963	39,604	39,115	40,436	35,618	39,055	39,055	39,162	39,055	38,690	38,690	38,796	38,690	38,690	38,690		
	不燃ごみ	(t/年)	1,290	1,195	1,322	1,461	1,179	1,589	1,825	1,825	1,830	1,825	1,825	2,190	2,196	2,190	2,555	2,555		
	資源物	(t/年)	490	475	369	322	335	300	208	179	154	132	114	98	85	73	63	54		
	原単位	(t/日)	114	111	113	112	115	103	112	112	112	112	112	112	112	113	113	113		
	可燃ごみ	(t/日)	109	107	109	107	111	98	107	107	107	107	106	106	106	106	106	106		
	不燃ごみ	(t/日)	4	3	4	4	3	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7		
	資源物	(kg/日)	1,339	1,301	1,011	882	915	822	569	490	422	363	312	269	231	199	171	148		
	合 計	(t/年)	119,896	115,883	117,048	115,206	115,818	113,866	113,151	112,440	111,891	110,990	109,889	109,509	109,189	108,267	108,007	107,397		
	可燃ごみ処理量	(t/年)	93,856	91,326	92,395	91,429	92,366	88,584	90,417	90,103	89,888	89,301	88,581	88,080	87,939	87,305	86,902	86,497		
不燃ごみ処理量	(t/年)	6,272	5,826	6,043	6,193	5,904	6,842	5,993	5,968	5,957	5,913	5,884	6,219	6,205	6,156	6,488	6,455			
資源物処理量	(t/年)	19,768	18,731	18,610	17,584	17,548	18,440	16,741	16,369	16,046	15,776	15,424	15,210	15,045	14,806	14,617	14,445			
資源物	可燃ごみ	(t/日)	256	250	253	250	252	243	248	247	246	245	243	241	240	239	238	237		
	不燃ごみ	(t/日)	17	16	17	17	16	19	16	16	16	16	16	17	17	17	18	18		
資源物	(t/日)	54	51	51	48	48	51	46	45	44	43	42	42	42	41	41	40	40		
焼却処理量	(t/年)	96,608	94,116	95,169	95,698	97,246	93,678	95,031	94,697	94,474	93,852	93,114	92,951	92,798	92,125	92,055	91,623			
焼却物発生率	(%)	96.48%	96.88%	96.68%	98.03%	98.96%	98.17%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%		
最終処分量	(t/年)	12,848	12,189	11,752	6,143	3,905	2,974	3,421	3,409	3,401	3,379	3,352	3,346	3,341	3,317	3,314	3,298			
埋立物発生率	(%)	13.30%	12.95%	12.35%	6.42%	4.02%	3.17%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%			
最終処分率	(%)	9.70%	9.55%	9.16%	4.88%	3.11%	2.43%	2.80%	2.82%	2.84%	2.85%	2.87%	2.88%	2.89%	2.91%	2.92%	2.93%			
直接資源化量	(t/年)	21,162	19,972	19,891	18,776	18,561	19,717	18,120	17,743	17,417	17,138	16,775	16,558	16,391	16,142	15,952	15,774			
中間処理後再生利用量	(t/年)	669	576	1,288	2,953	5,675	7,188	6,424	6,402	6,386	6,344	6,295	6,283	6,273	6,228	6,223	6,194			
中間処理後再生利用率	(%)	0.69%	0.61%	1.35%	3.09%	5.84%	7.67%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%			
リサイクル率（集団回収除く）	(%)	18.21%	17.73%	18.09%	18.86%	20.93%	23.63%	21.69%	21.47%	21.27%	21.16%	20.99%	20.86%	20.76%	20.66%	20.53%	20.45%			
集 団 回 収	年間量	(t/年)	12,528	11,800	11,266	10,605	9,926	8,375	8,921	8,460	8,024	7,546	7,097	6,651	6,356	5,900	5,597	5,296		
	紙類	(t/年)	12,151	11,422	10,911	10,266	9,591	8,124	8,605	8,152	7,722	7,253	6,809	6,369	6,078	5,629	5,329	5,032		
	古布類	(t/年)	116	120	114	104	107	58	100	97	94	91	88	85	83	80	77	75		
	缶	(t/年)	124	129	129	128	135	133	138	140	143	144	147	149	151	152	155	157		
	びん	(t/年)	137	129	112	107	93	60	78	71	65	58	53	48	44	39	36	32		
	原単位	(g/人・日)	91	86	83	78	73	62	66	63	60	57	54	51	49	46	44	42		
	紙類	(g/人・日)	88	83	80	76	71	60	64	61	58	55	52	49	47	44	42	40		
	古布類	(mg/人・日)	839	874	834	765	790	432	743	724	706	689	672	655	639	623	608	593		
	缶	(mg/人・日)	897	940	944	942	997	990	1,027	1,049	1,072	1,095	1,119	1,143	1,167	1,192	1,218	1,244		
	びん	(mg/人・日)	991	940	819	787	687	446	582	532	485	443	405	369	337					

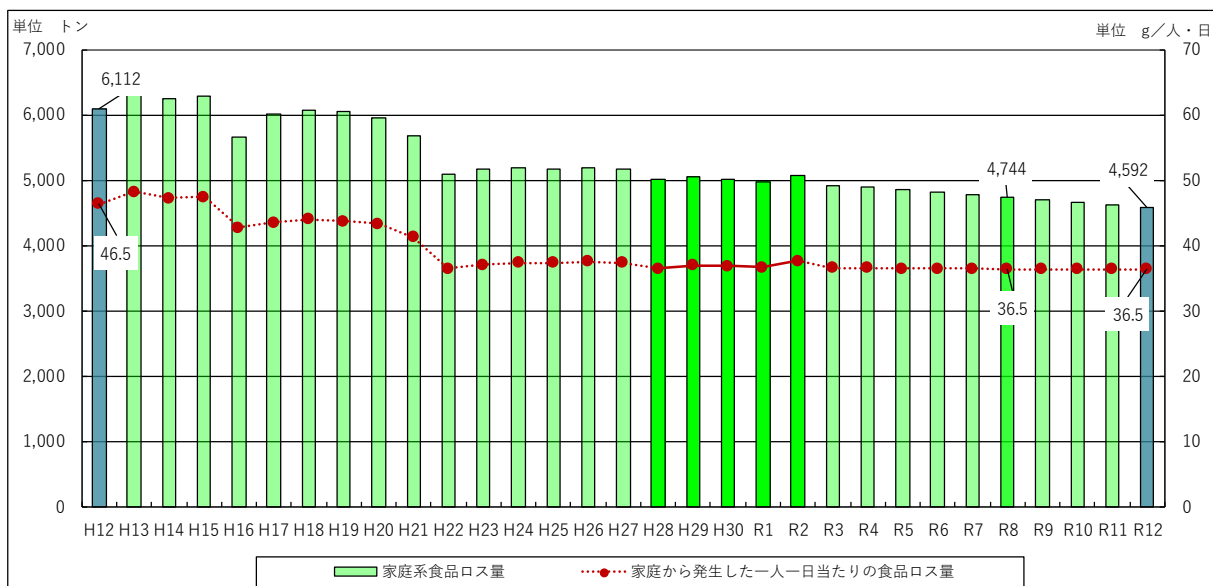
(3) 食品ロス量の見込み

(家庭系食品ロス量)

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、本市の2000年度(平成12年度)から2030年度(令和12年度)までの食品ロス量を推計しました。(図2-2-10)

現在の予測では、令和12年度の家庭系食品ロス量は、4,592トン、市民一人一日当たりでは36.5グラムとなります。平成12年度と比較すると、1,520トン、市民一人一日当たりでは10.0グラムの減少にとどまる見込みで、SDGsや食品ロス削減基本方針に掲げる食品ロス量の半減は達成できない見込みです。このため、令和12年度を見据えて令和8年度の数値目標を設定する必要があります。

図2-2-10 家庭系食品ロス発生量の見込み(平成12~27年度、令和3~12年度は推計値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

※平成12~令和12年度の家庭系食品ロス量及び一人一日当たりの食品ロス量は、各年度の家庭系可燃ごみ量に平成28~令和元年度の組成割合(9.6%)を乗じて算出、推計した

2 基本理念及び役割分担

(1) 基本理念

ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち ～減らそうね食品ロス、“もったいない”が未来をつくる～

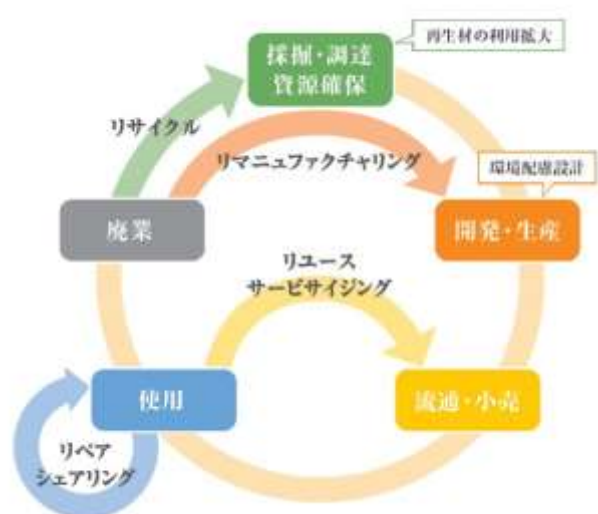
本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国全体として食品ロスの削減を推進していくために、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要とされていることから、本計画の中に位置付ける食品ロス削減推進計画は、本市の特性に応じた取組を定めるものとします。

廃棄物については、循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則にのっとり、まず、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、②廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、こうした排出抑制及び適正な処分を確保することが基本です。

「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うために、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要です。(図2-2-11)。

図 2-2-11 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環



環境省第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレットより

(2) 市民、事業者及び市の役割分担

ごみの排出抑制のための市民、事業者及び市の役割分担は、次のとおりとします。

また、この役割分担を通じて貢献するSDGsのアイコンを示します。

ア 市民の役割

市民は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力



し、自ら取組を進めて「4 R（発生抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換）」（以下、4 R）に努めるものとします。

具体的には、商品の購入に当たっては、不要なもの（過剰な包装など）は断ることや、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品を選択すること、商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べきりや使いきり等に努めるものとし、次に掲げる事項に取り組むものとします。

➤ あるを尽くして 食品ロスの削減

まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくよう心掛けるものとします。

特に、食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買活動に努めるものとします。

また、外食時においては適量な注文、食べ残しの削減等を心掛け、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとします。

なお、市では、「あるを尽くして 食品ロス削減5カ条」を次のとおり定め、市民の皆さんに取り組んでいただきたいことを啓発しています。

1	買い物前、食材チェックを忘れずに	食べ切る分の購入を心掛け
2	買い物中、ふと手にしたくなった物 いお買い物	<u>期限も棚も手前から</u> 地球にやさし
3	週末は、残りの食材でエコ調理、残った料理はお弁当にリメイク	
4	食べ切れないお中元とお歳暮は、期限前にフードドライブへ提供	
5	宴会でも、家庭でも、「あるを尽くして」ごちそうさまでした	

➤ プラスチックと賢く付き合う プラスチック廃棄物の削減

軽くて丈夫な性質により、容器包装のほか様々な製品に使われ、私たちの生活になくてはならないものとなったプラスチック。さまざまな場面で私たちの豊かな生活を支えてくれているプラスチックが、ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。

世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」による地球規模での環境汚染が懸念されており、こうした問題の解決に向けては市民、事業者、団体、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

プラスチックと賢く付き合い、プラスチック廃棄物を削減していくものとします。

なお、市では、「プラスチックと賢く付き合うための3R」を次のとおり定め、市民の皆さんに実践いただきたいことを啓発しています。

1 Refuse 使わない	そもそも、余計なプラスチックを使わない、もらわない、買わない
2 Responsible 責任をもつ	プラスチックを使うときは、捨てるときまで責任をもって使う
3 Rebon 生まれ変わらせる	使い終わったプラスチックはきちんとリサイクルできるようにする

➤ 集団回収への積極的な参加

古新聞、古雑誌、布類、空き缶及び空きびんは、地域で実施する集団回収へ出すことにより活動財源の確保や地域コミュニティの育成にも役立ちます。特に、びんを集団回収へ出すことは、リユースびんをいわゆる「生きびん」として循環させることになり、環境負荷の低減に資することができます。さらに、集団回収は、第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」の考え方に合致し、SDGsの実現に向けた取組と言えることから、集団回収へ積極的に参加するものとします。

➤ 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、買い物袋やマイバッグ等を持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース）を使っている商品を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組むものとします。

➤ 更なる分別の徹底

ごみを排出する場合は、「家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」や「家庭用資源物とごみの出し方保存版」をよく確認し、適正な分別を行うものとします。特に、プラスチック製容器包装については、理解を深め適正な排出を行うものとします。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことでプラスチック廃棄物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）の排出量が増えた場合も、適正な排出を心掛けるものとします。

➤ 処理が困難な廃棄物への理解

ボタン電池、コイン電池、リチウムイオン電池など電池だけでも多様な種類の商品が流通しています。また、大容量の充電式電池が内蔵された小型家電製品が家庭内で多く見受けられるようになりました。このような電池類が適正な処理先へ排出されず、不燃ごみとして多く排出されるようになると、ごみ集積所や収集車の火災につながる可能性があることや、資源再生センターの処理施設の効率的な運営が困

難な状況になる可能性があります。排出方法を理解し、適正に排出するものとします。

➤ ごみ集積所の適正な管理

定期収集ごみは、ごみ集積所から定日収集します。ごみ集積所については、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を別に定める様式により市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所）としていることから、ごみ集積所を適正に管理するものとします。

イ 事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うことを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら4Rに努め廃棄物削減の取組を進めるものとします。

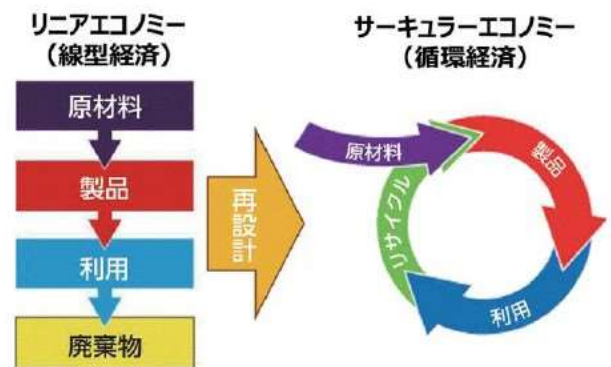
具体的には、事業活動全般において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が可能な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕、回収体制の整備を行い、資源の消費をできる限り抑制し、資源効率性の向上に努めるとともに、サーキュラーエコノミーへの移行を検討するものとします。（図2-2-12）

また、一般廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努めるものとします。



図2-2-12 サークュラーエコノミー

サーキュラーエコノミーとは



（資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 –Government-wide Program for a Circular Economy」(2016)より環境省作成）

環境省令和3年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より

➤ 分別の徹底

事業ごみは、まず産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階で徹底的に分別して事業系一般廃棄物となる可燃ごみを減量するものとします。

➤ ライフサイクル全体で徹底的な資源循環

「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体で排出されるごみを抑制し、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うものとします。

➤ 食品ロスの発生抑制

食品小売業においては、消費期限・賞味期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入の工夫や、消費期限・賞味期限が近づいてきている商品の値引き販売等、食品がごみとならないよう販売方法を工夫するものとします。

➤ 流通容器包装廃棄物の発生抑制

容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、肉薄化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装とするよう努めるものとします。

➤ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制するものとします。また、従業員ひとり一人がものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するものとします。

また、これらの取組を適切に消費者へ情報提供することにより、消費者の理解の促進に努めるものとします。

ウ 市の役割

市は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとします。



➤ **食品ロス発生の実態把握・削減への取り組み**

SDGsや食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減する目標を定めています。本計画の計画期間は令和8年度(2026年度)までですが、令和12年度(2030年度)を見据え、食品ロス発生の実態把握、そして食品ロスを削減する方策等を検討・実施するものとします。

➤ **プラスチック廃棄物削減への取り組み**

軽くて丈夫な性質により、私たちの生活になくてはならないものとなったプラスチックがごみとなった場合は、その処分に多くの経費がかかっています。新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する方策等を検討するものとします。

➤ **家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討**

国のプラスチック資源循環戦略（令和元年5月）において可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう取組を進めることとされていることから、導入を検討するものとします。

➤ **家庭ごみ処理手数料有料制度の検証**

家庭ごみ処理手数料は、家庭ごみの減量を目的とし、ごみ指定袋を購入するとき販売店を通じて納めていただいております。リサイクルや更なるごみ減量のための事業の経費に充てています。

今後も市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとし、食品ロスやプラスチック廃棄物を削減するための新たな施策などへの財源とすることを検討するものとします。

3 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本市の家庭ごみ並びに事業ごみの分別区分は、次に掲げるとおりとします。

なお、国や県におけるごみ処理行政の動向に大きな変更があり、本市のごみ処理体制の適正化が更に図られる場合等には、本計画又は長野市一般廃棄物処理実施計画において見直すものとします。

(1) 家庭ごみ

家庭ごみの分別方法等は、次に掲げるとおりです。具体的な排出方法は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めるほか、「家庭用資源物とごみの出し方保存版」、地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」及び市ホームページ等により定めるものとします。

ア 定期収集及び拠点回収ごみ

定期収集及び拠点回収ごみは、ごみ集積所及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が収集運搬を行うものとします。

8 分別 18 種別

区分		具 体 例	排 出 方 法
可 燃 ご み		生ごみ、漬物かす、布類、革・ゴム製品、プラスチック製容器包装区分外の軟質プラスチック類など	市指定の可燃ごみ袋に入れて可燃ごみステーションへ出す。
		家庭灰	濡れても破れない丈夫な袋に「灰」と明記し、可燃ごみステーションへ出す。
不 燃 ご み		せと物類、ビン以外のガラス類、電球類、缶以外の金属類、素焼きの鉢、プラスチック製容器包装区分外の硬質プラスチック類など	市指定の不燃ごみ袋に入れて不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。
資源物	プラスチック製 容器包装	シャンプーのボトル、カップ麺の容器、レジ袋等のプラマークのついているプラスチック製容器包装 	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れて可燃ごみステーション（一部不燃ごみ・資源物ステーション）へ出す。

区分		具 体 例	排 出 方 法
	紙 類	①新聞・折込ちらし ②段ボール ③紙パック ④雑誌・その他古紙 に4分別	ひもで十文字に梱包して不燃ごみ・資源物ステーションへ出す。小さな古紙は紙袋に入れ、ひもで十文字に縛って出すこともできる。
	ビン類（乾電池含む）		
	ビン類	①無色透明 ②茶色 ③その他の色 に3分別	ビンと乾電池はバラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のコンテナへ出す。ただし、視覚障がい者については、ビンに分けずに袋に入れ、「視覚障がい者排出瓶用袋」シールを貼って出すことができる。
	乾電池	充電式電池やボタン電池を除く	
	缶 類	スチール缶、アルミ缶、缶詰の空き缶、スプレー缶・カセットボンベ缶（中身を使いきり穴を開けたものに限る）	バラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定の缶収集用ネット袋へ出す。
	ペットボトル	飲料、酒類、醤油、醤油加工品、みりん風調味料、食酢、ノンオイルタイプのドレッシングなどのペットボトルマークのついているプラスチックボトル 	フタ・ラベルを取り、バラの状態では不燃ごみ・資源物ステーションの市指定のペットボトル収集用ネット袋に出す。
その他拠点回収す	剪定枝葉等	庭木の剪定枝葉や竹、庭の草花や切花、家庭菜園から出る茎や葉、雑草、落ち葉、食用にならない実や種	枝類はひもで縛り、草・葉等は透明又は半透明な袋（市指定以外の袋）に入れてプラ・枝葉ステーションへ出す。（※）
	（家庭用使用済蛍光灯）	割れていないものに限る。（割れているものは、不燃ごみとして出す。）	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市本庁、支所へ持ち込む。
	（廃食用油）	家庭で使い終わった植物性の廃食用油	サンデーリサイクル会場へ持ち込む。

区分		具 体 例	排 出 方 法
	<u>(家庭用使用済小型家電)</u>	電気や電池で動く電子・電気機器	サンデーリサイクル会場、長野県電機商業組合加盟の回収協力店へ持ち込む。
	<u>(家庭用携帯電話・スマートフォン)</u>	家庭で使わなくなったもの	市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXへ入れる。

※戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区の剪定枝葉等は拠点（サンデーリサイクル）回収

イ 一時多量ごみ

家庭から一時的に多量に発生するごみについては、次のいずれかにより処理するものとします。

なお、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターへ持ち込むごみの受け入れ基準は、別に定めるものとします。

- a 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみと同様に分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターへ、不燃ごみは資源再生センターへ持ち込む。
- b 排出者が自ら地区ごとの定期収集ごみ同様に分別の上、申込により市が収集運搬する。
- c 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者へ処理施設への運搬を依頼する。

ウ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）については、次のいずれかにより処理するものとします。

なお、b～dは、特定家庭用機器廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取り義務を負わないものの処理方法を掲げています。

- a 原則として、購入店又は買い替えをする販売店に引き取りを依頼する。
- b 郵便局でリサイクル料金支払い後、排出者が自ら指定引取場所又は資源再生センターに持ち込む。
- c 郵便局でリサイクル料金支払い後、資源再生センター又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼する。
- d ブラウン管テレビを除く特定家庭用機器廃棄物については、直富商事(株)へ排出者が自ら持ち込むか一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬を依頼し、別途処理料金を支払うことにより地域方式で処理する。

エ 市ごみ処理施設で処理できない廃棄物

家庭から出るタイヤ、コンクリートブロック等の、市ごみ処理施設で処理できない指定廃棄物については、資源再生センターで事前に予約受付し、資源再生センターストックヤードで受け入れを行うものとします。

オ スプリングマットレス等

コイル状のスプリングを使用したマットレス及びソファ等、次のいずれかにより処理するものとします。

- a 排出者が自ら資源再生センターへ持ち込み予約し、資源再生センターストックヤードに持ち込む。
- b 排出者が自ら市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者に運搬を依頼するか、同事業者に搬入する。

(2) 事業ごみ

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うものとします。

事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとします。

なお、特別管理一般廃棄物である感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原体の拡散防止の観点から、より安全に配慮した取り扱いを要することから、他の廃棄物と分別するものとします。

- ア 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- イ 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者に自己搬入する。
- ウ 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- エ 上記のほか、本市のごみ減量に資することが認められる処理方法は、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めるものとする。

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

ア 家庭ごみ

(ア) 定期収集ごみ

家庭ごみは、定期収集により回収することを基本とします。定期収集ごみは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び別に定める指定回収場所での定日収集方式とし、市が委託した事業者が収集運搬を行うものとします。

(イ) 資源物の拠点回収

定期収集を補完するため、家庭から発生した資源物の一部について、次に掲げる指定回収場所での拠点回収を実施するものとします。

a サンデーリサイクル

毎週日曜日スーパーマーケット等の20か所中、週ごとに定められた箇所の駐車場に置いた収集車両において紙、缶、ビン及びペットボトルを回収するものとします。

また、蛍光灯・廃食用油（一部会場のみ）・剪定枝葉（一部会場のみ）・乾電池（充電式、ボタン・コイン型電池は対象外）・小型家電（一部会場のみ）についても回収するものとします。

b 家庭用使用済蛍光灯

割れていない使用済みの家庭用蛍光灯は、サンデーリサイクル、長野県電機商業組合加盟の回収協力店、市役所、支所、連絡所（信里、柵）で随時回収するものとします。

c 使用済小型家電

使用済小型家電は、サンデーリサイクル及び市が委託した小型家電回収協力店で随時回収するものとします。

d 家庭用携帯電話・スマートフォン

家庭用携帯電話・スマートフォンは、市本庁、支所の使用済み小型家電リサイクルBOXを設置し、随時回収するものとします。

(ウ) ごみ集積所

ごみ集積所とは、地区等が設置、維持管理する所定の場所（原則としてそれを利用しようとする住民等が協議の上、位置を定め、行政連絡区長等がその場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。）とします。

ごみ集積所を新たに設置する場合、設置者は市が別に定める基準において定める様式により市へ申し込み、市は現地確認後、速やかに申込者へ設置の可否や条件について回答を行うものとします。回答後、市は準備が整い次第、収集を開始するものとします。

イ 事業ごみ

事業系一般廃棄物は、次のいずれかにより処理するものとします。なお、近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、引き続き、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止するものとします。一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針については以下示すとおりです。

- (ア) 排出者が自ら、可燃ごみ、紙、ビン、缶、ペットボトル（ビン、缶、ペットボトルは、従業員の飲食等に伴って生じたものに限る。）に5分別し、可燃ごみはながの環境エネルギーセンターに、可燃ごみ以外のものは資源再生センターに自己搬入する。
- (イ) 排出者が自ら、一般廃棄物処分業許可業者、一般廃棄物再生活用業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）又は登録再生事業者により自己搬入する。
- (ウ) 排出者が自ら、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は一般廃棄物再生輸送業者（指定の内容に排出元が含まれる場合に限る）に処理施設への運搬を委託する。
- (エ) 上記のほか、本市のごみ減量に資することが認められる処理方法で、長野市一般廃棄物処理実施計画で定めたもの。

長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針

- 1 本市を除く長野広域連合市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、同市町村の一般廃棄物（可燃ごみ）を本市にある一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合
- 2 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定により、本市以外の市町村で収集した特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所まで運搬する場合
- 3 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- 4 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合
- 5 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有している場合で、個人が法人化する場合又は法人同士が合併する場合（ただし、現在保有している許可品目に限る）

ウ 積替・保管

市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生輸送業者のうち、積替・保管の許可又は指定を受けた者は、その許可又は指定条件に応じて、積替・保管後、処理施設へ搬入することができるものとします。

(2) 中間処理計画（再生利用を含む）

ア 焼却処理

可燃ごみ、資源再生センター資源化施設で不燃ごみ処理の際に発生した資源化残渣、資源再生センター圧縮梱包施設で発生した異物及び長野市一般廃棄物処理実施計画で定めたものは、ながの環境エネルギーセンター又はちくま環境エネルギーセンターで焼却処理するものとします。

また、発生した焼却灰及び飛灰処理物の一部を熔融し、スラグにするものとします。

なお、ながの環境エネルギーセンターで処理するものとちくま環境エネルギーセンターで処理するものの区分は、長野市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

イ 資源化処理

次の品目について資源化処理を行います。なお、国や県におけるごみ処理行政の動向に大きな変更があり、本市のごみの分別区分を変更する場合等には、本計画又は長野市一般廃棄物処理実施計画において見直すものとします。

(ア) 不燃ごみ

資源再生センター資源化施設で粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄、破碎アルミ及び資源化残渣に選別し、粗大鉄、粗大アルミ、破碎鉄及び破碎アルミは売却し、資源化残渣はながの環境エネルギーセンターで焼却処理するものとします。

(イ) 缶・ビン

缶は、資源再生センターで鉄とアルミに選別し、売却するものとします。又は市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で選別、資源化処理を行うものとします。

ビンは、資源再生センター資源化施設で種類ごとに保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化処理を行うか売却するものとします。

(ウ) プラスチック製容器包装、ペットボトル

プラスチック製容器包装は、資源再生センターのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設で手選別により異物を除去、圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化処理を行うものとします。

ペットボトルは、資源再生センターのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設で圧縮梱包し保管した後、(公財)日本容器包装リサイクル協会で資源化処理を行うものとします。又は市が許可する一般廃棄物処分業許可事業者で資源化処理を行うものとします。

(エ) 紙

紙は、古紙事業者、市が処理委託した事業者又は市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化処理を行うものとします。

(オ) 生ごみ

生ごみは、一般廃棄物処分業許可事業者、登録再生利用事業者(指定証に記載のある排出元からの生ごみに限る)、又は特定非営利活動法人で資源化処理を行うほか、堆肥へ自家処理又は長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理するものとします。

なお、事業者が食品廃棄物を資源化するための施設を整備し、一般廃棄物処分業許可を受けるに当たっては、市は臭気等が周辺に影響を与えない等を審査し、許可するものとします。

(カ) 木くず・剪定枝葉等

定期収集、サンデーリサイクル会場での拠点回収及び資源再生センター指定回収場所で回収した剪定枝葉等は、市が処理委託した事業者で資源化処理を行うものとします。それ以外のものは、一般廃棄物処分業許可事業者又は市が指定する一般廃棄物再生利用業者(指定証に記載のある排出元からの木くずに限る)業者(指定証に記載のある排出元からの木くずに限る)で資源化処理、若しくは市の資源化処理、若しくは市の「果樹剪定枝等まきストーブ活用推進事業」により処理するものとします。

(キ) 特定家庭用機器廃棄物

リサイクル料金が支払われたものは、製造事業者等のリサイクルプラントで資源化処理を行うものとします。それ以外のものは、長野市一般廃棄物処理実施計画で定める方法で処理するものとします。

(ク) 家庭系パソコン

製造事業者又はパソコン3R推進センターを通じて資源化処理を行うものとします。又は、使用済小型家電として使用済小型電子機器等の再資源化の処理に関する法律に基づく認定事業者に引き渡して再資源化するものとします。

- (ケ) 乾電池、廃食用油及び及び家庭系の割れていない使用済み蛍光灯
市委託事業者で資源化处理を行うものとします。
- (コ) 廃タイヤ
タイヤを扱う販売店、ガソリンスタンド等に引取りを依頼するほか、市が許可する一般廃棄物処分業許可業者で資源化处理を行うものとします。
- (サ) 使用済みバッテリー・小型充電式電池
電池工業会リサイクル協力店又は(一社) J B R C 協力店、もしくはバッテリーについては同種のを扱う販売店、ガソリンスタンド等に等に引き取りを依頼し、資源化处理を行うものとします。
- (シ) 医療系廃棄物
在宅医療系廃棄物及び医療機関から排出される感染性廃棄物いずれも長野市一般廃棄物処理実施計画に定める方法で適切に処理するものとします。
- (ス) 廃消火器
特定窓口、指定引取場所へ直接持ち込み、又は回収を依頼し、消火器リサイクルセンター（消火器リサイクルシステム）を通じて再資源化するものとします。
- (セ) 使用済小型家電
拠点回収及び不燃ごみとして資源再生センター資源化施設に搬入されたものからピックアップ回収した使用済小型家電は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者を引き渡して、再資源化するものとします。
- (ソ) スプリングマットレス等
一般廃棄物収集運搬業許可業者によって運搬若しくは同業者に搬入されたスプリングマットレス等は、同業者でスプリング等と残渣に選別した後、スプリング等は資源化处理し、残渣はながの環境エネルギーセンターで焼却処理するものとします。

(3) 最終処分計画

ながの環境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンターで発生した溶融飛灰、メタル、スラグ、溶融しない主灰、溶融しない除塵飛灰、磁性物等は、ながの環境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンター運営事業者が処理委託した事業者で資源化するものとします。

ながの環境エネルギーセンターで発生した溶融不適物、脱塩飛灰、ながの環境エネルギーセンター運営事業者で処理しないスラグは、長野広域連合一般廃棄物最終処分場（エコパーク須坂）で埋め立てするものとします。

(4) ごみの適正な処理を実施する者に関する基本的事項

ごみの処理を実施する者は、関係法令及び計画を遵守するほか、適正な料金により処理するものとします。

特に市は、ごみ処理に関する各種手数料について処理費用を勘案した手数料とすることで、排出者への適切な経済的インセンティブを与えることによる計画的なごみの排出抑制対策を講ずるものとします。

5 数値目標

本計画で目標値を定める指標は次のとおりとします。なお、これらの指標は令和4年度から令和8年度まで年度ごとに目標値を定め、着実な達成を目指します。
(表2-2-2、表2-2-8)

表2-2-2 目標値を設定する指標

指標名 【単位】	説明	令和8年度目標値	他の計画との関係
ごみ総排出量 【トン】	家庭ごみ(行政回収)、事業系ごみ及び集団回収量の計	114,536	国第四次循環型社会形成推進基本計画 県廃棄物処理計画(第5期)
一人一日当たりのごみ総排出量 【g/人・日】	市民一人一日当たりのごみ総排出量(事業ごみ、集団回収含む)	881	国第四次循環型社会形成推進基本計画 県廃棄物処理計画(第5期) 第五次長野市総合計画後期基本計画 第三次長野市環境基本計画
事業系ごみ排出量 【トン】	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の総量 事業ごみと家庭から一時的に多量に発生し、ながの環境エネルギーセンター及び資源再生センターに直接搬入されたもの	40,004	国第四次循環型社会形成推進基本計画 第五次長野市総合計画後期基本計画
事業系可燃ごみ排出量 【トン】	事業系ごみ排出量のうち、可燃ごみ量	38,445	第三次長野市環境基本計画
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 【g/人・日】	家庭ごみのうち、市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量	406	国第四次循環型社会形成推進基本計画 県廃棄物処理計画(第5期)
最終処分量 【トン】	中間処理後埋立量	3,289	国第四次循環型社会形成推進基本計画 県廃棄物処理計画(第5期)
家庭系食品ロス量 【g/人・日】	家庭ごみのうち、可燃ごみに含まれる食品ロス量	27.0	

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量については、(2)事業系ごみ排出量及び(4)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値を踏まえて算出した量を目標値とします。(表2-2-3、図2-2-13)

ごみ総排出量は、平成30年度比で11,275トン削減した114,536トンを目指すものとします。

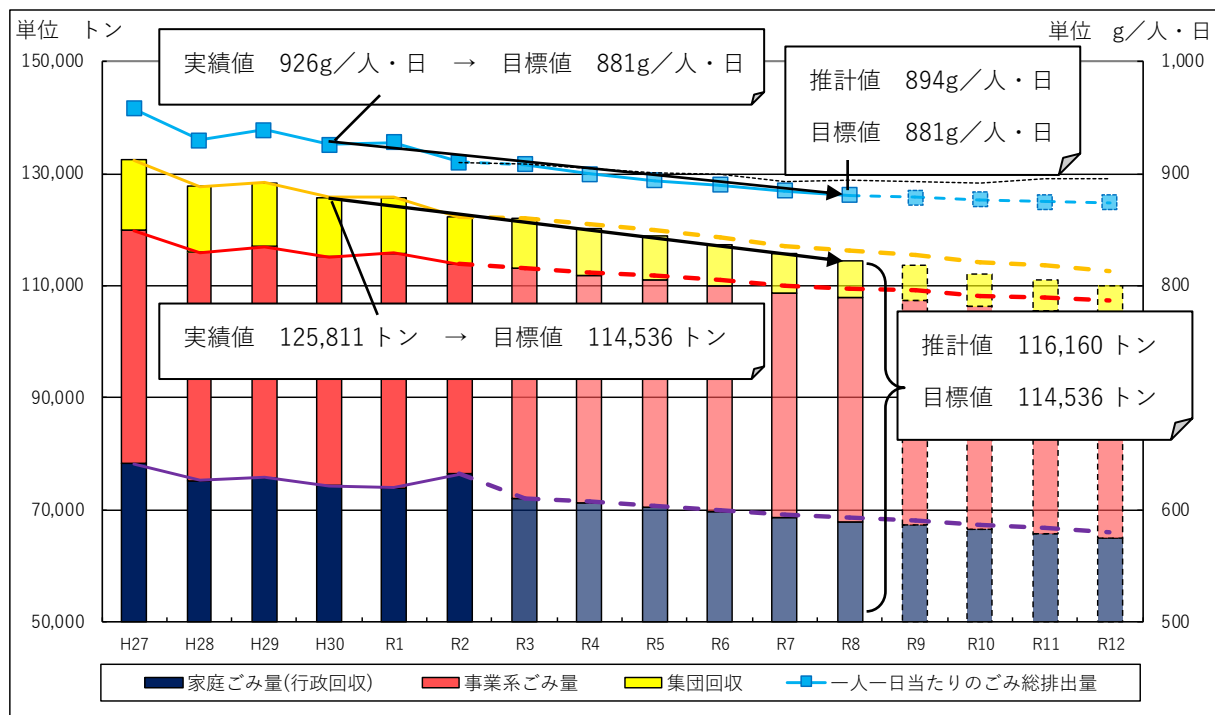
一人一日当たりのごみ総排出量は、平成30年度比で45グラム削減した881グラム/人・日を目指すものとします。

表2-2-3 ごみ総排出量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
ごみ総排出量 【トン】	125,811	114,536	国 令和7年度までに117,256トン 県 令和7年度までに102,679トン
一人一日当たりのごみ総排出量 【g/人・日】	926	881	国 令和7年度までに850g/人・日 県 令和7年度までに790g/人・日

図2-2-13 ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ総排出量の目標値

(令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表（長野市企画課）を参照

※ は、推計値

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成30年度比で894トン削減した40,004トンを目指すものとします。

うち、可燃ごみについては、(3)事業系可燃ごみ排出量の目標値を踏まえ、平成30年度比で670トン削減するものとします。

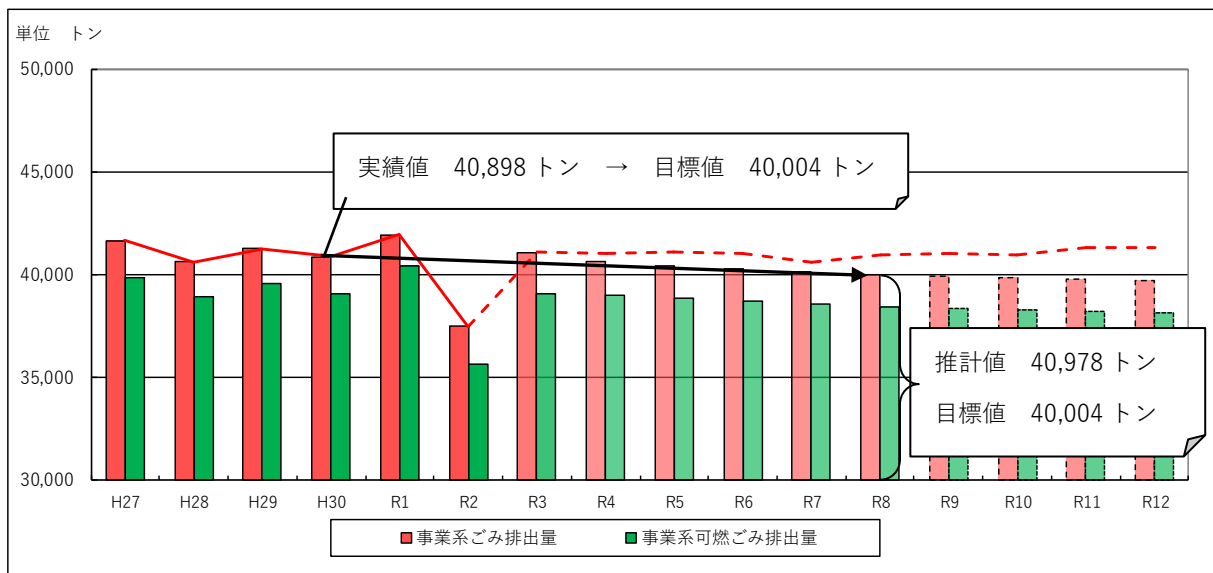
また、不燃ごみについては、平成30年度比で729トンの発生量の増加を見込んでいますが、減量を取組を進め、現状値を維持するものとします。

資源物については、平成30年度比で224トンの発生量の減少を見込んでおり、これを達成するものとします。(表2-2-4、図2-2-14)

表2-2-4 事業所からのごみ排出量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
事業系ごみ排出量 【トン】	40,898	40,004	国 令和7年度までに35,246トン

図2-2-14 事業系ごみ排出量の目標値（令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値）



※ - - は、推計値

(3) 事業系可燃ごみ排出量

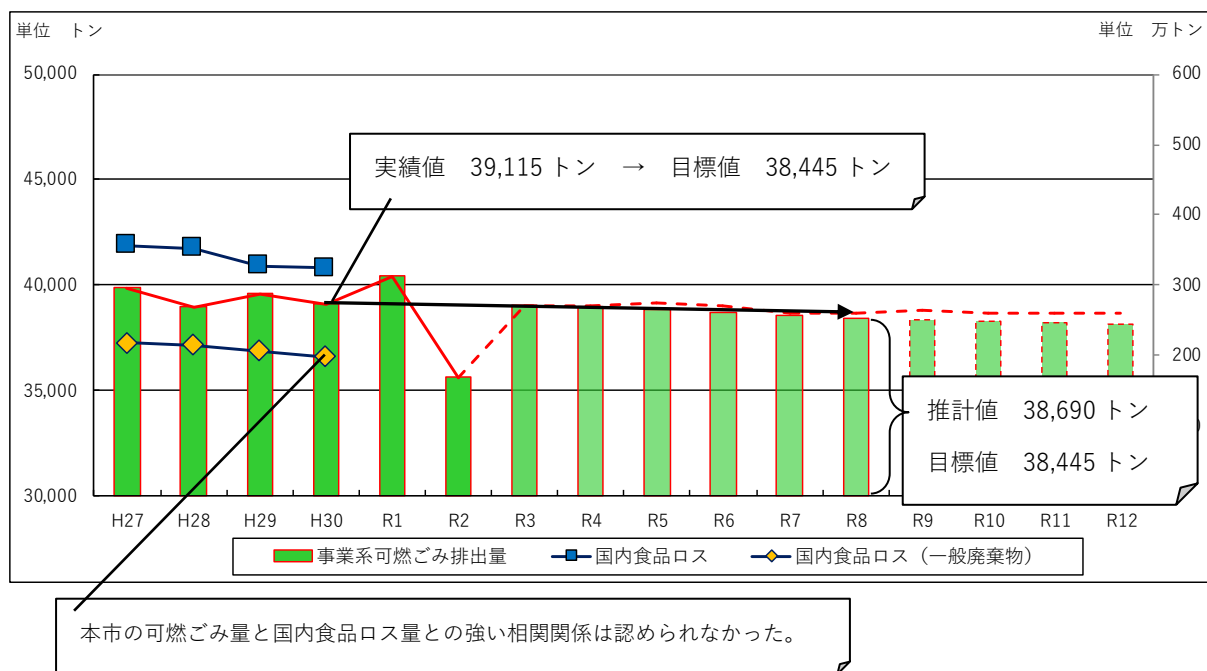
事業系ごみのうち可燃ごみについては、従業員一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとします。これにより、事業系可燃ごみ排出量は、平成30年度比で670トン削減した38,445トンを目指すものとします。(表2-2-5、図2-2-15)

なお、本市の事業系可燃ごみ排出量と国内食品ロス総量や一般廃棄物の量との相関関係を調査しましたが、強い関係が認められませんでしたので、本市の事業系食品ロスは、事業系可燃ごみ全体の削減を図ることにより、事業系食品ロスの削減を図るものとします。

表2-2-5 事業系ごみ排出量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
事業系可燃ごみ排出量 【トン】	39,115	38,445	第三次長野市環境基本計画 令和8年度までに38,445トン

図2-2-15 事業系可燃ごみ排出量の目標値（令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値）



※ - - は、推計値

(4) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭ごみのうち市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量については、平成30年度比で14グラム削減した406グラム／人・日を目指すものとします。

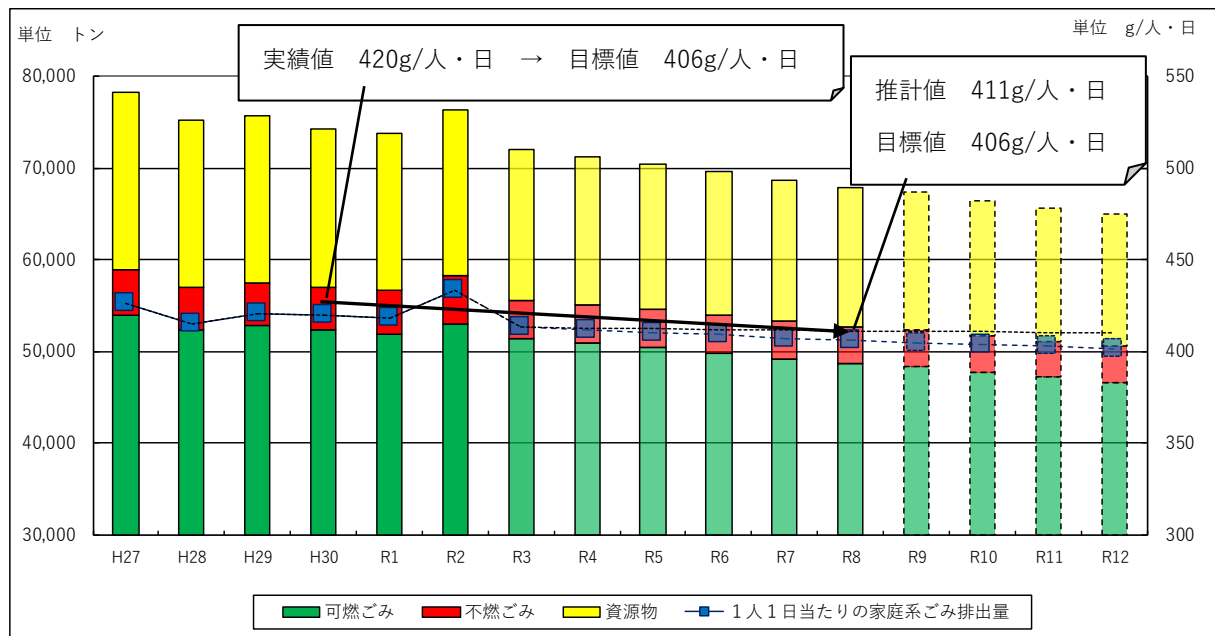
可燃ごみについては、(6)家庭系食品ロス量の目標値を踏まえ、平成30年度比で10グラム削減するものとします。不燃ごみについては、平成30年度比で4グラムの発生の減少を見込んでおり、これを達成するものとします。(表2-2-6、図2-2-16)

表2-2-6 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 【g／人・日】	420	406	国 令和7年度までに440g／人・日 県 令和7年度までに406g／人・日

図2-2-16 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値

(令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表（長野市企画課）を参照

※-----は、推計値

(5) 最終処分量

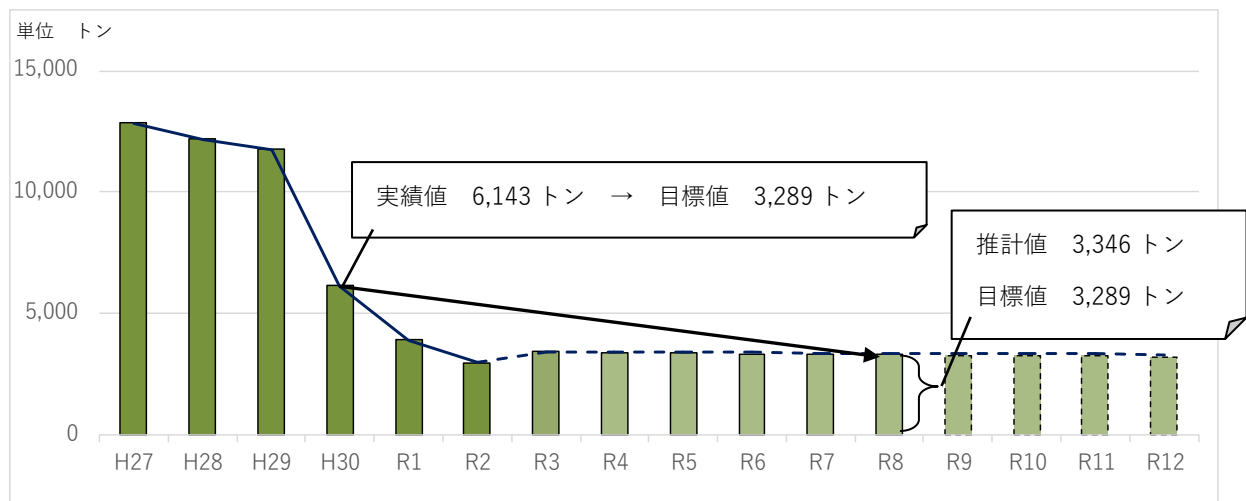
最終処分量の目標値については、(1) ごみ総排出量の目標値が達成できた場合に処分が見込まれる量を目標値とします。

最終処分量は、平成30年度比で2,854トン削減した3,289トンとを目指すものとします。(表2-2-7、図2-2-17)

表2-2-7 最終処分量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
最終処分量 【トン】	6,143	3,289	国 令和7年度までに4,478トン 県 令和7年度までに5,774トン

図2-2-17 最終処分量の目標値（令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値）



※ - - は、推計値

(6) 家庭系食品ロス量

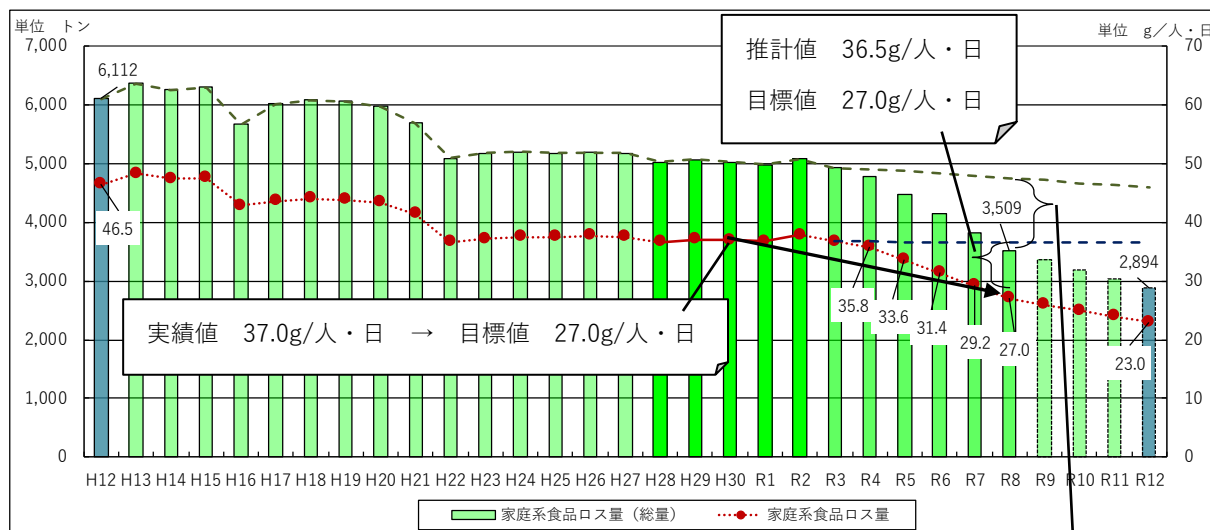
食品ロス削減基本方針では、2000年度(平成12年度)比で2030年度(令和12年度)までに食品ロス量を半減させる目標を定めていることから、家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和12年度までに平成30年度比で14グラム削減の23グラム/人・日とする必要があります。

このため、本計画において家庭系食品ロス量については、市民一人一日当たり毎年2グラム削減し、5年間で10グラム削減するものとします。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム/人・日を目指すものとします。その後も削減の取組を進め、令和12年度において家庭系食品ロス量の半減を達成するものとします。(表2-2-7、図2-2-17)

表2-2-7 家庭系食品ロス量

指標名 【単位】	現状値(平成30年度)	目標値(令和8年度)	他の計画との関係
家庭系食品ロス量 【g/人・日】	37.0	27.0	

図2-2-17 家庭系食品ロス量の目標値(令和3年度は推計値、令和9年度以降は暫定値)



※将来人口は、平成28年度 長野市将来人口推計結果表(長野市企画課)を参照

※ --- は、推計値

市民一人一日当たり10グラムの減量を図り、総量1,235トンの減量を図る

表2-2-8 年度ごとの数値目標

項目	年度	実 績						推 計										備 考		
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
行政区域内人口	(人)	377,598	376,202	374,546	372,304	370,057	368,226	368,368	366,118	363,766	361,315	358,757	356,092	353,340	350,508	347,600	344,677	将来人口推計値		
行政区域内世帯	(世帯)	150,414	151,331	152,193	152,734	153,437	154,515	154,322	154,115	153,827	153,470	152,982	152,359	151,779	151,152	150,447	149,694	※		
家 庭 系	年間収分量	(t/年)	78,234	75,250	75,753	74,308	73,868	76,359	72,063	71,247	70,478	69,583	68,605	67,881	67,336	66,419	65,684	64,965		
	可燃ごみ	(t/年)	53,974	52,363	52,791	52,314	51,930	52,966	51,362	50,914	50,459	49,851	49,236	48,740	48,367	47,720	47,197	46,674		
	不燃ごみ	(t/年)	4,982	4,631	4,721	4,732	4,725	5,253	4,168	4,143	4,127	4,088	4,059	4,029	4,009	3,966	3,933	3,900		
	資源物	(t/年)	19,278	18,256	18,241	17,262	17,213	18,140	16,533	16,190	15,892	15,644	15,310	15,112	14,960	14,733	14,554	14,391		
	紙	(t/年)	5,612	5,019	4,612	4,242	3,885	4,173	3,227	2,940	2,663	2,506	2,226	2,080	1,940	1,663	1,522	1,384		
	びん	(t/年)	2,252	2,143	2,094	2,060	2,008	2,107	2,017	2,004	1,864	1,846	1,833	1,820	1,811	1,791	1,776	1,761		
	缶	(t/年)	650	623	607	597	559	617	538	535	533	528	524	390	388	384	381	377		
	ペットボトル	(t/年)	504	510	506	533	494	540	538	535	533	528	524	520	517	512	507	503		
	ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ製容器包装	(t/年)	3,549	3,460	3,449	3,423	3,368	3,525	3,361	3,341	3,328	3,297	3,274	3,249	3,233	3,198	3,172	3,145		
	剪定枝葉	(t/年)	6,523	6,306	6,773	6,195	6,665	6,925	6,588	6,548	6,657	6,594	6,547	6,629	6,595	6,653	6,597	6,542		
	その他資源物	(t/年)	188	195	200	212	234	253	264	287	314	345	382	424	476	532	599	679		
	乾電池	(t/年)	98	102	100	98	95	112	95	94	93	92	91	90	89	87	86	85		
	食用油	(t/年)	3	4	4	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1		
	蛍光灯	(t/年)	21	22	19	19	16	21	15	14	13	12	11	10	10	9	8	8		
	小型家電	(t/年)	66	67	77	93	120	118	152	177	206	239	278	322	375	435	504	585		
	原単位	可燃ごみ	(g/人・日)	567	549	555	547	546	569	536	533	529	528	524	522	521	519	518	516	
		不燃ごみ	(g/人・日)	391	381	386	385	383	394	382	381	379	378	376	375	374	373	372	371	
		可燃＋不燃	(g/人・日)	427	415	421	420	418	433	413	412	410	409	407	406	405	404	403	402	※：廃材が資源物と見做されている資源
		資源物	(g/人・日)	140	134	134	127	128	136	123	121	119	119	117	116	116	115	115	114	
		紙	(g/人・日)	41	37	34	31	29	31	24	22	20	19	17	16	15	13	12	11	
びん		(g/人・日)	16	16	15	15	15	16	15	15	14	14	14	14	14	14	14	14		
缶		(g/人・日)	5	5	4	4	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3		
ペットボトル		(g/人・日)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ製容器包装		(g/人・日)	26	25	25	25	25	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
剪定枝葉		(g/人・日)	47	46	50	46	49	52	49	49	50	50	50	51	51	52	52	52		
その他資源物		(g/人・日)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	5		
乾電池		(mg/人・日)	709	743	731	721	701	833	707	704	700	697	693	690	686	683	679	676		
食用油		(mg/人・日)	22	29	29	15	22	15	18	16	15	14	13	13	12	11	10	10		
蛍光灯		(mg/人・日)	152	160	139	140	118	156	109	102	96	90	85	79	74	70	65	61		
小型家電		(mg/人・日)	478	488	563	684	886	878	1,131	1,323	1,548	1,812	2,120	2,481	2,903	3,398	3,976	4,653		
事 業 系		年間量	(t/年)	41,662	40,633	41,295	40,898	41,950	37,507	41,088	40,621	40,462	40,306	40,154	40,004	39,923	39,844	39,767	39,690	※：廃材が資源物と見做されている資源
		可燃ごみ	(t/年)	39,882	38,963	39,604	39,115	40,436	35,618	39,055	38,981	38,847	38,713	38,579	38,445	38,377	38,310	38,243	38,175	
		不燃ごみ	(t/年)	1,290	1,195	1,322	1,461	1,179	1,589	1,825	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	
		資源物	(t/年)	490	475	369	322	335	300	208	179	154	132	114	98	85	73	63	54	
		原単位	(t/日)	114	111	113	112	115	103	112	112	110	110	110	109	109	109	109	109	
	可燃ごみ	(t/日)	109	107	109	107	111	98	107	107	106	106	106	105	105	105	105	105		
	不燃ごみ	(t/日)	4	3	4	4	3	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	資源物	(kg/日)	1,339	1,301	1,011	882	915	822	569	490	422	363	312	269	231	199	171	148		
	合 計	(t/年)	119,896	115,883	117,048	115,206	115,818	113,866	113,151	111,868	110,940	109,889	108,759	107,885	107,259	106,263	105,451	104,655		
	可燃ごみ処理量	(t/年)	93,856	91,326	92,395	91,429	92,366	88,584	90,417	89,895	89,306	88,564	87,815	87,185	86,744	86,030	85,440	84,849		
不燃ごみ処理量	(t/年)	6,272	5,826	6,043	6,193	5,904	6,842	5,993	5,604	5,588	5,549	5,520	5,490	5,470	5,427	5,394	5,361			
資源物処理量	(t/年)	19,768	18,731	18,610	17,584	17,548	18,440	16,741	16,369	16,046	15,776	15,424	15,210	15,045	14,806	14,617	14,445			
資源物	可燃ごみ	(t/日)	256	250	253	250	252	243	248	246	244	243	241	239	237	236	234	232		
	不燃ごみ	(t/日)	17	16	17	17	16	19	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
資源物	(t/日)	54	51	51	48	48	51	46	45	44	43	42	42	41	41	40	40			
焼却処理量	(t/年)	96,608	94,116	95,169	95,698	97,246	93,678	95,031	94,133	93,537	92,767	92,000	91,350	90,895	90,149	89,635	88,920			
焼却物発生率	(%)	96.48%	96.88%	96.68%	98.03%	98.96%	98.17%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	98.57%	※：焼却物発生率(口燃れ・不燃ごみ・資源物)		
最終処分量	(t/年)	12,848	12,189	11,752	6,143	3,905	2,974	3,421	3,389	3,367	3,340	3,312	3,289	3,272	3,245	3,223	3,201	※：焼却物発生率(口燃れ・不燃ごみ・資源物)		
埋立物発生率	(%)	13.30%	12.95%	12.35%	6.42%	4.02%	3.17%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%	3.60%			
最終処分率	(%)	9.70%	9.55%	9.16%	4.88%	3.11%	2.43%	2.80%	2.82%	2.83%	2.84%	2.86%	2.87%	2.88%	2.89%	2.90%	2.91%			
資源資源化量	(t/年)	21,162	19,972	19,891	18,776	18,561	19,717	18,120	17,735	17,403	17,122	16,759	16,535	16,364	16,114	15,916	15,735			
中間処理後再生利用量	(t/年)	669	576	1,288	2,953	5,675	7,188	6,424	6,363	6,323	6,271	6,219	6,175	6,145	6,094	6,053	6,011			
中間処理後再生利用率	(%)	0.69%	0.61%	1.35%	3.09%	5.84%	7.67%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%	6.76%			
リサイクル率(集団回収除く)	(%)	18.21%	17.73%	18.09%	18.86%	20.93%	23.63%	21.69%	21.54%	21.39%	21.29%	21.13%	21.05%	20.99%	20.90%	20.83%	20.78%			
集 団 回 収	年間量	(t/年)	12,528	11,800	11,266	10,605	9,926	8,375	8,921	8,460	8,024	7,546	7,097	6,651	6,356	5,900	5,597	5,296		
	紙類	(t/年)	12,151	11,422	10,911	10,266	9,591	8,124	8,605	8,152	7,722	7,253	6,809	6,369	6,078	5,629	5,329	5,032		
	古布類	(t/年)	116	120	114	104	107	58	100	97	94	91	88	85	83	80	77	75		
	缶	(t/年)	124	129	129	128	135	133	138	140	143	144	147	149	151	152	155	157		
	びん	(t/年)	137	129	112	107	93	60	78	71	65	58	53	48	44	39	36	32		
	原単位	(g/人・日)	91	86	83	78	73	62	66	63	60	57	54	51	49	46	44	42		
	紙類	(g/人・日)	88	83	80	76	71	60	64	61	58	55	52	49	47	44	42	40		
	古布類	(mg/人・日)	839	874	834	765	790	432	743	724	706	689	672	655	639	623	608	593		
	缶	(mg/人・日)	897	940	944	942	997	990	1,027	1,049	1,072	1,099								

6 ごみの処理に関し実施する施策の基本方針

本市のごみの処理に関し実施する施策の基本方針は次のとおり定めるとともに、ごみの削減目標を定めます。

また、災害時に発生する廃棄物に係る対策について基本方針を定めます。

基本方針に基づき実施する具体的な施策内容については、長野市一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

(1) 4 Rの推進に関する事項

長野県では、これまでの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に「転換（リプレース）」を加えた4 Rの取組を推進しています。

本市においても、使い捨てプラスチック製品から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレース」を加えた4 Rを推進します。

① 家庭ごみの減量・分別の推進

市民ひとり一人がごみの減量を実践できるよう取り組みます。

可燃ごみについては、食品の食べきりや生ごみの水切り等により減量化を推進します。

不燃ごみについては、小型家電やスマートフォン・携帯電話への分別を促進させ、減量化を推進します。

資源物については、排出機会の増加を図り、可燃・不燃ごみへの混入を抑制します。

区分	施策内容	削減量（H30比）
家庭系 可燃ごみ	➤ 食品の食べ切りや生ごみの水切り等について啓発します。 ➤ 紙類やプラスチック製容器包装等の資源物の分別の徹底について啓発を行います。	10グラム／人・日
家庭系 不燃ごみ	➤ サンデーリサイクルのチラシの発行に合わせ蛍光灯及び小型家電の拠点回収についても周知し、分別を促進します。 ➤ 市役所本庁・支所において蛍光灯及びスマートフォン・携帯電話の拠点回収を行い、分別を促進します。	4グラム／人・日
家庭系 資源物	➤ サンデーリサイクルのチラシを発行し、資源物の定期回収以外の排出機会について周知します。	11グラム／人・日
家庭系 共通	➤ 「家庭用資源物とごみ出し方保存版」及び地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」により分別の徹底を啓発します。 ➤ えこねこ通信や広報ながの等の記事を充実させ、ごみの減量・分別の推進について啓発します。 ➤ 長野市公式SNSにAIチャットボットを導入し、ごみの出し方に関する問い合わせの利便性の向上を図ります。 ➤ 住民自治協議会等と連携し、ポイ捨てや不法投棄されにくい清潔なまちづくりの実現と地域の環境美化活動を推進します。	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（可燃・不燃ごみ） 14グラム／人・日

	➤ 10月をごみ分別強化月間と定め、地区役員と協力して地区の集積所を巡回します。 ➤ 指定袋に入れずに不適正に排出されたごみ等は、排出者が特定できた場合は個別指導を実施します。 ➤ 住民自治協議会等からの出前講座等の要請に応え、ごみの減量・分別に関する教材の充実を図ります。また、教育機関等とも連携し、様々な世代でごみに関することが学べるよう体制を整備します。 ➤ 家庭ごみの実態を把握するため、組成調査を実施します。 ➤ 県チャレンジ800実行チームに参画し、4Rを推進します。	
--	--	--

② 事業ごみの減量・分別の推進

事業ごみは、まず産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階で徹底的に分別して事業系一般廃棄物となる可燃ごみを減量するものとします。

特に、1日50kg以上一般廃棄物を排出する多量排出事業所については、毎年度減量計画書の提出を求め、計画的な取組を求めます。

本計画では、事業系食品ロスの目標値は設定しませんが、事業系可燃ごみ全体の削減を図ることで事業系食品ロスの削減を図るものとしています。

具体的には、従業員一人一日当たり10グラムの減量を目指すものとしていることから、従業員ひとり一人がごみの減量に心がけるよう啓発します。

区分	施策内容	削減量（H30比）
事業系 共通	➤ 事業ごみの処理ガイドを発行し、排出事業者責任について啓発します。 ➤ 多量排出事業所に対し、減量計画書の提出を徹底させ、ごみ減量の計画的な取組を促進します。また、必要に応じて立入指導を行います。 ➤ ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査で産業廃棄物の混入が認められた場合は厳正に指導します。 ➤ ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図り、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行います。 ➤ 汚れた廃プラスチックが出やすいイベントごみについて、実態調査や分別の徹底を呼びかけます。	894トン

一口コラム 従業員一人一日当たり10グラムってどのくらい？

例えば、次のようなものが10グラムになります。

紙コップ 2個 、 レシート 20枚 、 ティッシュ 10枚

A4再生紙 2.5枚、 輪ゴム 60本 、 軍手 0.4個

封筒（定型）2枚 、 封筒（定型外）0.6枚 などです。

できる取り組みを実践しましょう。

③ 家庭ごみ処理手数料の適正な負担

可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチック容器包装は、指定袋に入れて排出するものとし、可燃及び不燃ごみについては、指定袋を購入するとき販売店を通じて家庭ごみ処理手数料を納めていただくものとします。

手数料については、市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとし、その見直しのポイントには次に掲げるものが考えられます。

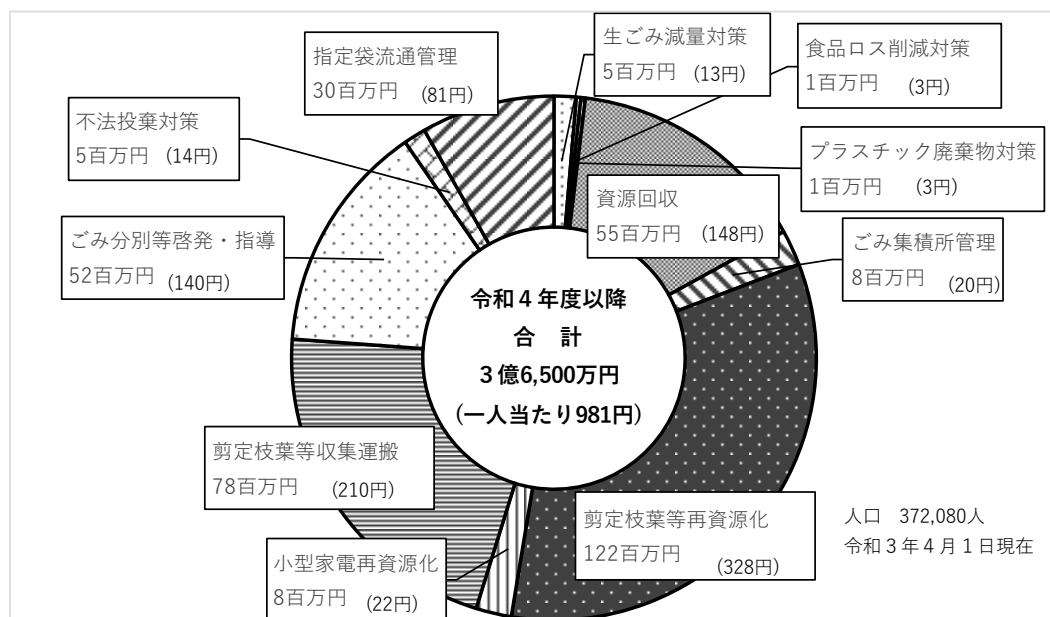
納めていただいた手数料は、今までのリサイクルや更なるごみ減量のための施策の財源とすることに加え、食品ロスやプラスチック廃棄物を削減するための新たな施策への財源とすることも検討します。(図2-2-18)

家庭ごみ処理手数料見直しのポイント

- ごみ処理経費に対して手数料収入が10％程度の割合となっているか
- 平成20年度と比較して10％以上のごみ減量効果を得ているか
- 家計からみた場合、その負担感が大きすぎず分別努力に結び付くか
- 長野広域連合管内の市町村の手数料と比較して大きな差がないか

区分	施策内容	削減量 (H30比)
家庭系 共通	➤ 粗大ごみシールを張らずに出されたごみ等は、排出者が特定できた場合は個別指導を実施します。 ➤ 納めていただいた家庭ごみ処理手数料額や使い道を、えこねこ通信やごみ処理概要等に掲載し、透明性を図ります。 ➤ 乳幼児や要支援高齢者などのごみを減量することが困難な世帯については、家庭ごみ処理手数料の減免措置を講ずるものとします。	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (可燃・不燃ごみ) 14グラム/人・日

図2-2-18 今後の家庭ごみ処理手数料の使いみち



④ 地域循環共生圏づくりの推進

資源物については、排出機会の増加を図るほか、地域の中で資源物と経済を循環させ、地域循環共生圏づくりを推進するものとします。

地域循環共生圏とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

区分	施策内容	削減量（H30比）
可燃ごみ	➤ 生ごみ自家処理機器購入補助金の交付や生ごみ自家処理講座の実施を通じて、生ごみの自家処理を推進し、可燃ごみの減量を図ります。 ➤ 市農業研修センターで栽培した野菜を宿泊施設へ販売し、地産地消を図るとともに、同施設で発生する野菜くずを堆肥として同センターのほ場へ還元します。	（家庭系） 10グラム／人・日 （事業系） 670トン
家庭系 不燃ごみ	➤ リサイクルプラザを拠点としてまだ使える不用品を必要とする人へ提供することにより、リユースを促進します。	4グラム／人・日
家庭系 資源物	➤ 集団回収を促進し、リユースびんをリユースびんのまま循環させるほか、資源物を有価物として循環させ、自治会等の自主財源の確保を支援します。 ➤ 剪定枝葉等を回収し、堆肥等に資源化します。	11グラム／人・日

⑤ 食品ロス削減の推進

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、令和12年度(2030年度)を見据え、食品ロスを削減する施策を実施するものとします。

区分	施策内容	削減量（H30比）
可燃ごみ （食品ロス）	➤ 食品ロス発生の更なる実態把握を行うとともに、市民へは消費期限・賞味期限に関する正しい理解を深めるための情報発信を行い、適量の購入等の購買活動が行われるよう啓発します。 ➤ フードドライブ活動などへの協力・支援を行います。 ➤ 県及び長野エコ活動推進本部と連携し、「30・10運動」の街頭啓発を行います。 ➤ 小中学校での給食については、食べ残しの発生抑制、再生利用を推進します。 ➤ 食品関連事業者へは、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインに沿った食品廃棄物の資源化の啓発・指導を行います。	（家庭系） 10グラム／人・日 （事業系） 670トン

⑥ プラスチックスマートの推進

軽くて丈夫な性質により、私たちの生活になくてはならないものとなったプラスチックがごみとなった場合は、その処分に多くの経費がかかっています。プラスチックと賢く付き合い、衣・食・住の様々な場面でプラスチック廃棄物を削減していくための施策を検討します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する施策についても検討します。

区分	施策内容	削減量（H30比）
可燃ごみ	- 汚れたプラスチック製容器包装は可燃ごみになりますが、そもそも容器開封の際に汚れないようにするなど、プラスチックが資源物として循環できるよう啓発します。 - 事業所で発生した廃プラスチックは産業廃棄物です。飲食物の容器包装であっても安易に他の可燃ごみと混ざり、可燃ごみにならないよう分別の徹底を指導します。	（家庭系） 10グラム／人・日 （事業系） 670トン
家庭系 不燃ごみ	小型家電は多量のプラスチックが使用されていることから、不要な製品は買わない、もらわないよう啓発します。また、プラスチック製品のリユースの促進を図ります。	4グラム／人・日
家庭系 資源物	- 過剰包装など不要な包装を断るよう啓発します。 - プラスチック製容器包装とペットボトルの分別の徹底を啓発します。	11グラム／人・日
家庭系 共通	- 衣・食・住の様々な場面で使い捨てプラスチックを削減するよう啓発します。 - プラスチックを使うときは、捨てるときまで責任をもって使うことを啓発します。	（家庭系） 1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 （可燃・不燃ごみ） 14グラム／人・日

一口コラム 衣・食・住の様々な場面でプラスチック廃棄物を削減する方法

例えば、次のようなことを実践すると削減につながります。

- 使い捨てのものではなく、長く使えるものを選んで購入する（衣・住）
- リユース、リサイクル製品を選んで購入する（衣・住）
- 詰め替え製品を選んで購入する、修理して長く使う（住）
- マイボトルを携帯したり、ストローやスプーンをもらわない（食）
- 使わなくなったものはフリーマーケット、インターネット等を活用して必要としている人に譲る（衣・住）

などが考えられます。身近なことから実践し、ライフスタイルを転換していきましょう。

そのほかにも、次のようなことに心掛けると、環境にやさしいライフスタイルが実践できます。

- 分別しやすい商品を選んで購入する（衣・食・住）
- 環境負荷の少ない省エネ製品などを選んで購入する（衣・住）
- 輸送に当たって環境負荷の少ない商品を選んで購入する（食）

できる取り組みを実践しましょう。

(2) 収集運搬に関する事項

① 住民自治協議会との連携

住民自治協議会と連携し、ごみの分別やごみ集積所の管理、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布について協力を求めます。

区分	施策内容
家庭系	➤ 環境美化役員会説明会で、ごみの分別やごみ集積所の管理、家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布について協力を求めます。 ➤ 自治会等が設置・管理するごみ集積所の設置及び改修補助金を交付します。

② 排出機会の増加

家庭系資源物については、サンデーリサイクル等の拠点回収を充実させ、排出機会の増加を図り、家庭ごみの分別の徹底、可燃・不燃ごみの減量を促進させます。

区分	施策内容
家庭系	➤ サンデーリサイクル会場を確保します。 ➤ 市役所本庁・支所において蛍光灯及びスマートフォン・携帯電話の拠点回収を行い、分別を促進します。 ➤ 小売店等における店頭回収の現状を把握するため、店頭回収実施者に回収量調査を実施します。

③ 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討

可燃ごみ指定袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチックの導入を検討します。

区分	施策内容
家庭系	➤ 公共ごみ専用袋へバイオマスプラスチックを先行導入し、費用等について検証します。 ➤ 家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を検討します。

④ 一般廃棄物収集運搬業許可の検証

令和3年4月1日現在市が事業系ごみの収集運搬を許可した事業者は192事業者（し尿除く）です。近年のごみ発生量に対し、許可業者数は充足しており、既存許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年4月1日付け許可をもって、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を原則停止しています。

今後の事業系ごみ発生量及び社会情勢を予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討します。

区分	施策内容
事業系	➤ 事業系ごみ発生量及び社会情勢を検証・予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討します。 ➤ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する講習会を実施します。 ➤ ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査や指導により分別の徹底を図ります。

(3) 中間処理に関する事項

① 長野広域連合ごみ処理広域化の推進

長野広域連合は、ごみ焼却施設において、受入ごみを適正かつ効率的に焼却処理し、かつ焼却灰の熔融処理を行うことで、スラグとして再資源化し、最終処分量を削減するものとしています。

また、焼却主灰及び焼却飛灰の一部を民間施設において資源化し、さらなる最終処分量の削減を図るものとしています。

本市は、長野広域連合と連携・協議して施設運営を支援するものとし、併せて、継続して地元住民と協議するものとします。

区分	施策内容
可燃ごみ	➤ 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。 ➤ ながの環境エネルギーセンター等の施設見学を実施します。

② 資源再生センターの計画的な運営

資源再生センターにおいて、不燃ごみ及び資源物を適正かつ効率的に破碎・選別・資源化等の処理を行えるよう施設を計画的に修繕し、かつ安定的に運営するものします。

また、資源物については、民間再生事業者の活用による再資源化を推進するものとします。

区分	施策内容
不燃ごみ 資源物	➤ 資源再生センターを計画的に修繕、かつ安定的に運営します。 ➤ 不燃ごみとして排出された小型家電をピックアップ回収し、資源化します。 ➤ 資源再生センターで処理できないものについて、処理フローを検討します。 ➤ 資源再生センター周辺の環境測定を実施し、公表します。

③ ごみ処理手数料の適正な設定

資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料等については、市「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回見直すものとします。

その際には、処理費用を勘案した手数料とすることで、事業者への適切な経済的インセンティブを与えることにより計画的な事業系ごみの排出抑制対策が図られるようにするものとします。

区分	施策内容
不燃ごみ 資源物	➤ 一般廃棄物会計基準によりごみ処理費用を算出し、公表します。 ➤ 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき3年に1回ごみ処理手数料を見直します。 見直しに当たっては、長野市廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、ごみ処理費用を基に総合的に勘案して設定します。

(4) 最終処分に関する事項

① 長野広域連合最終処分場の施設整備

最終処分については、長野広域連合において民間委託を行ってきましたが、令和3年2月からエコパーク須坂が埋め立てを開始し、広域連合管内での処理が可能となりました。

ただし、エコパーク須坂の埋立容量及び埋立期間にも限りがあることから、長野広域連合においては中間処理による最終処分量の削減と併せ、将来に備えて次期最終処分場の整備についても検討を進めるものとしています。

本市は、長野広域連合と連携して施設整備について検討するものとします。

区分	施策内容
共通	➤ 長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。

(5) 災害廃棄物対策に関する事項

① 災害廃棄物処理計画の見直し

令和元年東日本台風災害の経験を踏まえ、長野市災害廃棄物処理計画を見直します。また、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保についても検討します。

区分	施策内容
共通	➤ 令和元年東日本台風災害の経験を踏まえ、関係団体と協議し長野市災害廃棄物処理計画を見直します。 ➤ 長野市業務継続計画（BCP）についても、危機管理防災課と協議し、更なる改訂を検討します。

(6) 計画の推進に関する事項

① P D C Aサイクルによる計画の点検

P D C Aサイクルにより計画を進行管理します。

区分	施策内容
共通	➤ 本計画に基づく長野市一般廃棄物処理実施計画を年度ごとに策定します。 ➤ 数値目標と実績を比較し、計画を評価します。 ➤ 主要な指標については、ながの環境マネジメントシステムにおいて評価します。

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 長野市の水環境

本市には、信濃川の上流部である千曲川及び北アルプスに源を発する犀川が流れ、その他、裾花川・聖川等の河川があり、これらは全てこの2大河川に注いでいます。この豊かな水資源は、市内上水道の水源、水力発電、農業用水等に広く利用されています。

河川・水路等については、過去に生活排水による汚濁を受けていましたが、公共下水道等の普及により、全体的に改善が進みました。今後も改善を継続していくことが必要です。

(2) 生活排水処理の現状

本市における生活排水の状況は次表のとおりです。令和2年度末において計画処理区域内人口372,080人の内353,451人、95%について、生活排水の適正処理がされています。

公共下水道については昭和28年度から実施し、単独公共下水道の東部処理区と流域関連公共下水道の上流処理区・下流処理区で概ね整備が終わりました。

特定環境保全公共下水道事業については平成3年度から実施し、7処理区で供用を開始しており、農業集落排水事業についても平成3年度から実施し、21処理区で供用を開始しています。

合併処理浄化槽設置については、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の計画区域外において、上下水道局が維持管理する「戸別浄化槽（公共浄化槽）」と使用者が設置及び維持管理を行う「個人浄化槽」の2通りの方法で実施しています。

単独処理浄化槽については、し尿処理のみを行うもので、新たな設置は認められておらず、生活排水対策としては、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の処理区域では下水道に接続し、計画区域外では合併処理浄化槽に転換の必要があります。

以上のとおり、水洗化については、その地域の整備計画に応じて整備しています。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、長野市衛生センター、千曲衛生センター（千曲衛生施設組合）及び須高衛生センター（須高行政事務組合）の各施設で処理しています。処理後に発生する汚泥は、長野市衛生センターは民間処理施設で、千曲衛生センターは施設内で堆肥化して活用しています。

なお、し尿の収集運搬については、従前、地区により委託事業者と許可事業者で実施していましたが、平成28年10月1日から全市委託制に移行し、収集運搬体制の安定化を図りました。

生活排水の排出状況の推移（処理形態別人口）

単位：人

区 分	H28	H29	H30	R 1	R 2
1 計画処理区域内（行政区域内）人口（A）	380,473	378,389	376,080	373,971	372,080
2 水洗化・生活雑排水処理人口（B）	352,399	350,604	354,420	353,637	353,451
（1）単独・流域関連下水道	326,770	325,455	328,765	328,292	328,335
（2）特定環境保全公共下水道	11,779	11,668	12,363	12,273	12,198
（3）農業集落排水施設	6,600	6,499	6,395	6,318	6,174
（4）合併処理浄化槽	7,250	6,982	6,897	6,754	6,744
戸別浄化槽	2,694	2,719	2,859	2,955	2,990
個人浄化槽	2,370	2,370	2,168	2,042	2,001
下水道区域内個人設置	2,186	1,893	1,870	1,757	1,753
生活排水処理率※（B/A）	92.6%	92.7%	94.2%	94.6%	95.0%
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	1,213	1,113	1,021	962	903
4 非水洗化人口（くみ取り）	26,861	26,672	20,639	19,372	17,726
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※ 計画処理区域内（行政区域内）人口（A）に占める水洗化・生活雑排水処理（下水道等を利用している）人口（B）の比率

(3) 生活排水処理率の推移

水洗化・生活雑排水処理人口の割合は年々向上してきましたが、前計画期間中は鈍化傾向となりました。本計画期間においても同様の傾向となるものと推測されます。

単位：人

区 分	H17	H22	H27	R 2
計画処理区域内（行政区域内）人口（A）	381, 592	384, 284	382, 141	372, 080
水洗化・生活雑排水処理人口（B）	290, 773	327, 415	352, 672	353, 451
生活排水処理率（B/A）	76. 2%	85. 2%	92. 3%	95. 0%

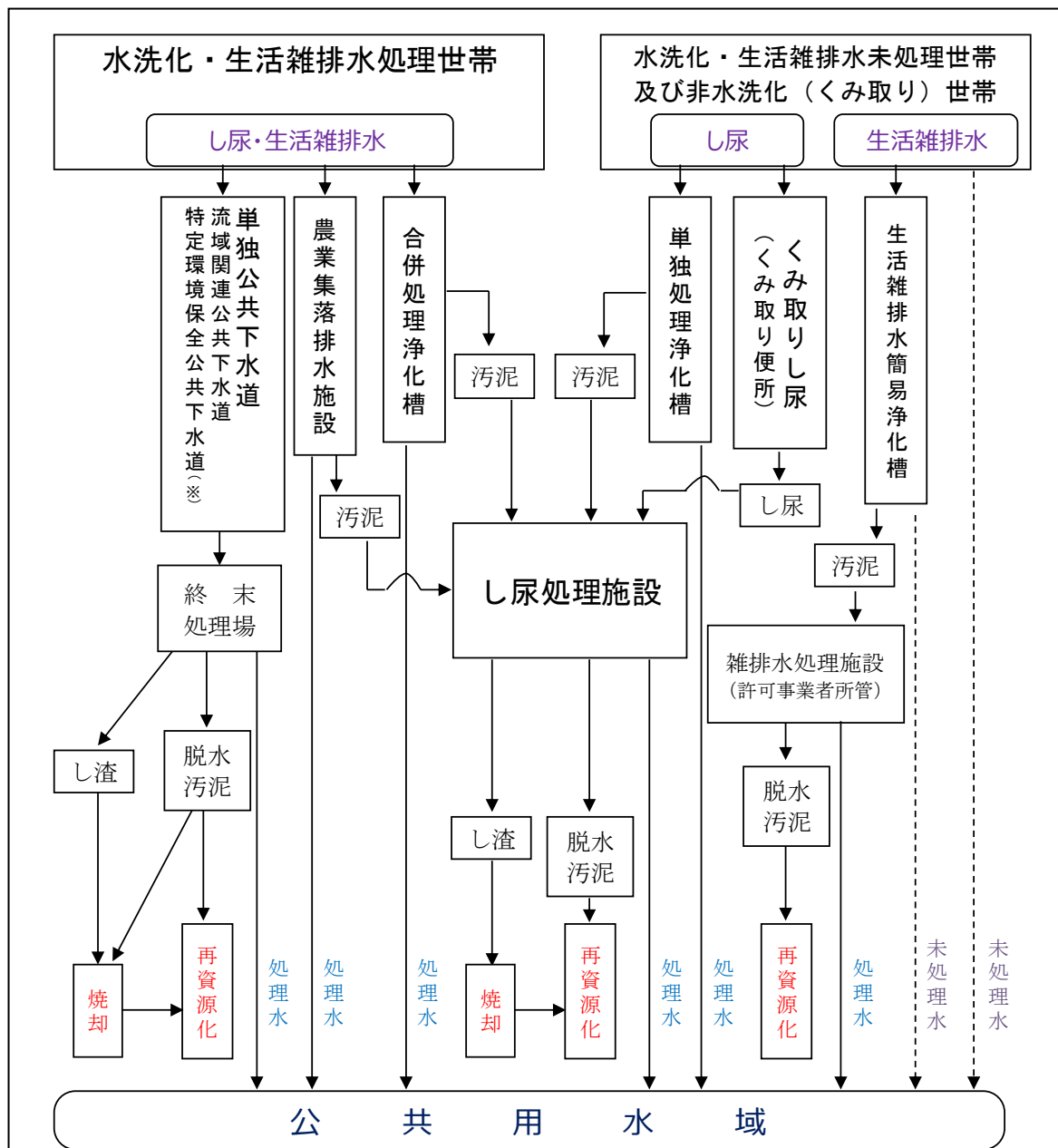
(4) 生活排水の処理主体

各処理施設で対象となる生活排水及びその処理主体を下表に示します。

処 理 施 設 の 種 類		対象となる排水の種類	設 置 主 体
公 共 下 水 道	単 独 公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野市
	流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野県
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	し尿、生活雑排水及び工場排水	長野市（飯綱処理区）
			長野県（下流処理区）
			長野市（戸隠高原処理区）
			長野市（豊岡処理区）
			長野市（鬼無里処理区）
			長野市（信州新町処理区）
農 業 集 落 排 水 施 設		し尿及び生活雑排水	長野市
浄化槽	合 併 処 理 浄 化 槽	し尿及び生活雑排水	個人等・長野市
	単 独 処 理 浄 化 槽	し尿	個人等
生活雑排水簡易浄化槽（沈殿槽）		生活雑排水	個人等
し 尿 処 理 施 設		し尿、合併・単独処理浄化槽 汚泥及び農業集落排水汚泥	長野市 千曲衛生施設組合 須高行政事務組合 許可事業者
雑 排 水 処 理 施 設		生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可事業者

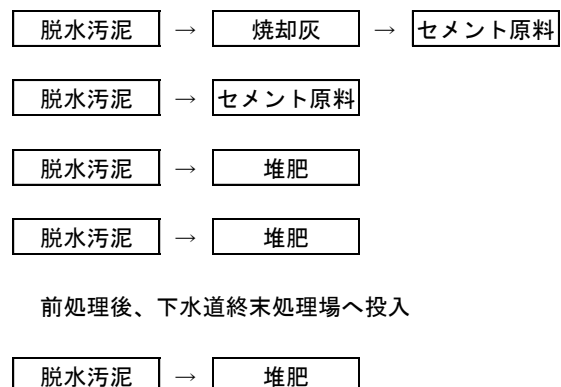
（５）生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を下図に示します。



※各処理施設汚泥の再資源化

- ・公共下水道終末処理場（単独・流域）
- ・公共下水道終末処理場（※特環）
- ・し尿処理施設（長野市衛生センター）
- ・し尿処理施設（千曲衛生センター）
- ・し尿処理施設（須高衛生センター）
- ・雑排水処理施設



2 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道などの整備率と利用促進

本市の生活排水処理状況を事業区域別に、計画区域内人口に対する処理人口の整備率を見ると、公共下水道などの集合処理では98.6%の整備に対し、合併処理浄化槽の個別処理では、50.8%の状況にあります。未処理の生活雑排水による河川の水質汚濁を防ぐため、集合処理区域内の未接続家屋への利用促進を図るとともに、計画区域外の合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。

(2) 合併処理浄化槽等の適正な管理

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、適正な維持管理をすることではじめて能力を発揮できるので、個人浄化槽の設置者に対し、保守点検・清掃及び法定検査受検を定期的に行うよう指導や啓発に努めていく必要があります。

また、生活排水処理施設の整備が整うまでの暫定的な生活排水対策として設置した生活雑排水簡易浄化槽についても、水環境の保全のため、定期的な清掃が実施される必要があります。

(3) し尿処理施設の運営

公共下水道等の普及及び人口減少により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少し、施設の負荷率が低下するとともに、相対的に浄化槽汚泥混入率が高まる傾向にあり、施設の定常運転を維持するためにはこれらの実状に対応した施設運営をする必要があります。

(4) し尿収集運搬体制の維持

諸事情による公共下水道等への未接続家屋が残るほか、イベント会場・工事現場の仮設トイレのくみ取りや浄化槽汚泥等、し尿・汚泥等の収集運搬はなくなることはありません。また、し尿収集運搬体制を維持するためには、一定量のし尿・汚泥の発生を肯定的に捉え、収集運搬量の減少、作業場所の散在化に対し事業の継続が可能なし尿収集運搬体制維持を検討する必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

「人と自然が共生する」良好で快適な水環境の保全を目指して

水は人間の生活や産業にとって最も重要な資源であり、また、良好な水環境を整えることは、人々に潤いと豊かさを与え、快適な生活環境には欠かすことのできない大きな要素の一つです。

そのためには、私たち一人一人が適切な排水処理や無理のない節水など水を大切にする意識を高め、取り組むことが必要になります。

本計画では、生活排水処理の課題を改善し、適切な処理の在り方と方向性を示し、「人と自然が共生する」良好で快適な水環境の保全」を目指していくことを基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念を実現するために、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の整備及びし尿・浄化槽汚泥の安定した収集処理体制の構築を目指し、以下の4つの基本方針を定めます。

基本方針1 公共下水道等への接続促進

市街地及び平坦地については単独及び流域関連公共下水道により、水質保全上特に必要な区域については特定環境保全公共下水道により、中山間地集落の集合排水が効率的とされる区域については農業集落排水事業により進められていた管路整備が概ね終了したことから、供用区域内の水洗化工事が速やかに行われるように、促進を図ります。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底

公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外については、戸別浄化槽又は個人浄化槽の設置啓発を行います。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理をすることではじめて能力を発揮できるので、個人浄化槽設置者には、維持管理の徹底について指導・勧告・助言を行います。

基本方針3 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進

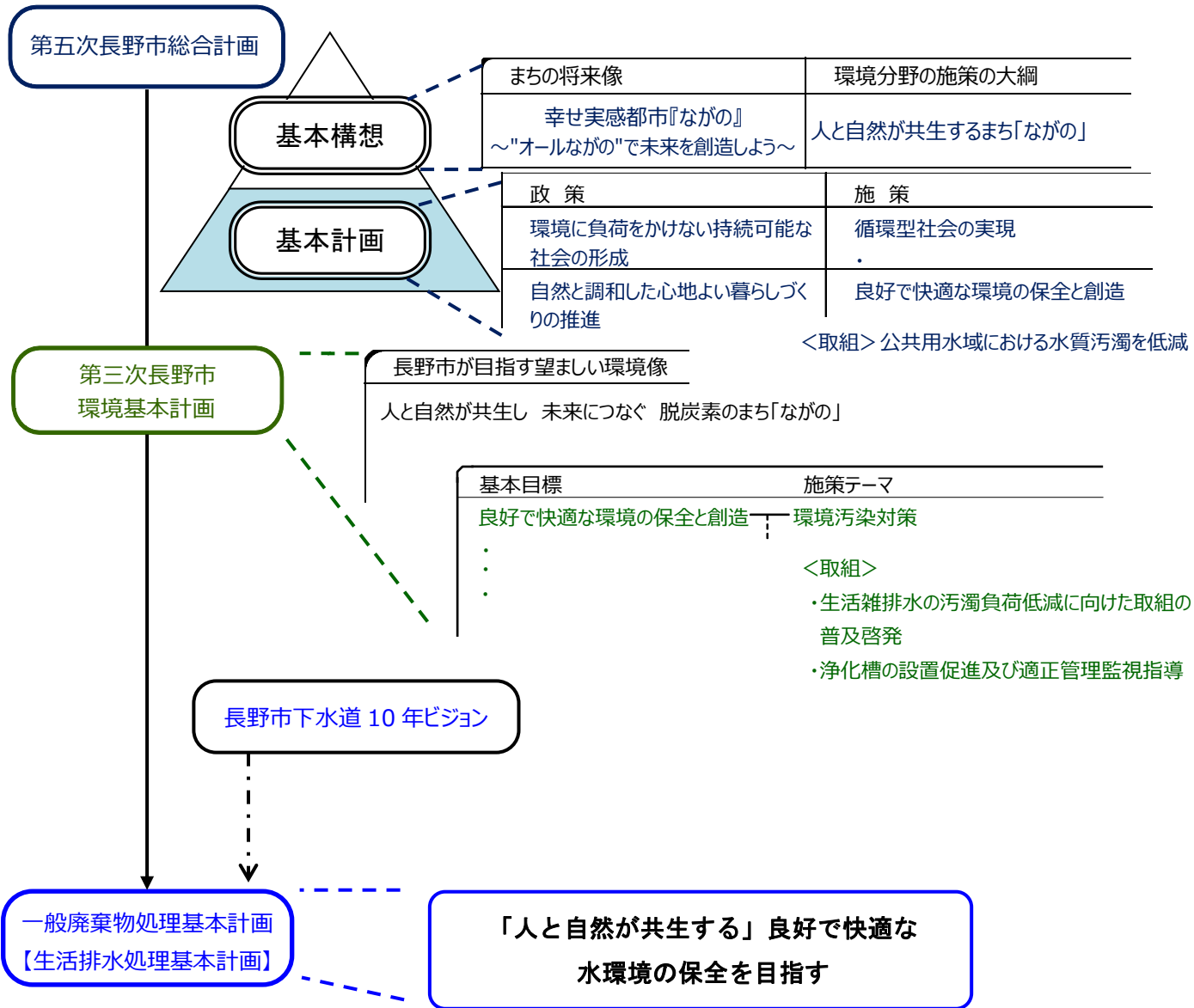
生活雑排水簡易浄化槽（沈殿槽）は、定期的な清掃を行わないとその効果が得られないため、汚泥抜き取り・清掃を利用者に啓発します。

基本方針4 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営

公共下水道等の普及により減少しているし尿・浄化槽汚泥について、処理量に見合った効率的な収集運搬体制の検討を進めるとともに、適正かつ安定的な処理施設の運営を行います。

(3) 上位計画との整合性

本計画は、上位計画である第五次長野市総合計画、第三次長野市環境基本計画及び長野市下水道10年ビジョンとの整合性を図ります。



2 処理量の見込み

(1) 生活排水処理形態別人口の見込み

計画目標年次における処理量の見込みを定めるため、生活排水処理形態別の人口を推計します。

①生活排水処理率*からみた見込み

単位：人

区 分		基準年度 令和2年度	目標年次 令和8年度
1	計画処理区域内（行政区域内）人口（A）	372,080	349,148
	2 水洗化・生活雑排水処理人口（B）	353,451	341,189
	（1）単独・流域関連公共下水道	328,335	317,880
	（2）特定環境保全公共下水道	12,198	12,533
	（3）農業集落排水施設	6,174	6,111
	（4）合併処理浄化槽	6,744	4,665
	戸別浄化槽	2,990	3,082
	個人浄化槽	2,001	900
	下水道区域内個人浄化槽	1,753	683
	生活排水処理率（B/A）	95.0%	97.7%
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	903	664
	4 非水洗化人口（くみ取り）	17,726	7,295
5	計画処理区域外人口	0	0

※ 計画処理区域内（行政区域内）人口（A）に占める水洗化・生活雑排水処理（下水道等を利用している）人口（B）の比率

②公共下水道終末処理場以外のし尿処理施設における計画収集人口からみた見込み

単位：人

区分	基準年度 令和2年度	目標年次 令和8年度
し尿処理施設 計画収集人口	31,547	18,735
し尿（くみ取り便所）	17,726	7,295
浄化槽（単独・合併・農業集落排水施設）	13,821	11,440

（２）し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

公共下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も減少傾向を示すことが見込まれます。

単位：kL

区分	基準年度 令和2年度	目標年次 令和8年度
計画年間処理量	29,534	23,272
し尿	19,112	15,411
浄化槽汚泥（単独・合併・農業集落排水施設）	10,422	7,861
計画日平均処理量	81.0	63.7
し尿	52.4	42.2
浄化槽汚泥（単独・合併・農業集落排水施設）	28.6	21.5

し尿：平成27年度から令和2年度の実績により推計

浄化槽汚泥（※）：令和2年度実績値÷令和2年度計画収集人口×令和8年度計画収集人口により算出

※単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水施設の発生量ごとに積算

3 市民の取組の指針及び施策

基本方針に基づき、SDGsの視点から該当するゴールを示し、市民の取組の指針及び市の施策を次のとおり定めます。



水・衛生



海洋資源



持続可能な都市

(1) 市民の取組の指針

- ・炊事・洗濯などの生活雑排水の放流が河川の水質を悪化させないように、水質汚濁の影響が少ない製品を優先的に使うように努めます。
- ・公共下水道等への接続又は浄化槽の設置による水洗化に努めます。

(2) 市の施策

公共用水域における水質汚濁を低減し、持続可能な体制を維持するため次の施策を進めます。

ア 生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

- ・炊事や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を行い、生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃を促します。
- ・水洗化していない家庭及び事業所に対し、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の処理計画区域では下水道接続、計画区域外では浄化槽の設置について普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進します。

イ 浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導

- ・浄化槽区域内における合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。

ウ し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

- ・本市のし尿処理施設から発生する汚泥は、脱水後、堆肥化し活用されており、引き続き再資源化を進めます。
- ・し尿等の性状及び年間処理量の推移を踏まえ、適切なし尿処理を実践するため、施設の適切な維持管理を継続して実施します。

エ し尿収集運搬体制の維持

- ・収集運搬は、より一層収集量の減少が見込まれるとともに、作業場所が散在化し、事業者の経営環境は厳しさを増しますが、将来の公費投入を最大限抑制する、適正規模を考慮した収集運搬体制の継続について検討していきます。

長野市環境部生活環境課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 026-224-5035
FAX 026-224-8909
Mail seikatukankyo@city.nagano.lg.jp